千葉県国民保護計画（案）

平成１８年１月

（令和　　年　　月　　日　変更）

千葉県

目　　次

第１編　総　則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
はじめに（国民保護に関する県の基本的な考え方）・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第１章　目的と構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
1　計画の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2　計画の構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3　計画の特色 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4　千葉県地域防災計画等との関連 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
5　計画の変更 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
6　市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画 ・・・・ 4
第２章　国民保護措置の基本的な方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
1　基本的人権の尊重 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2　国民の権利利益の迅速な救済 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
3　国民に対する情報提供 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
4　関係機関相互の連携協力の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
5　国民の協力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
6　指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮 6
7　高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施 ・・・・・・ 6
8　国民保護措置に従事する者等の安全の確保 ・・・・・・・・・・・・・ 6
第３章　武力攻撃事態及び緊急対処事態の想定 ・・・・・・・・・・・・・・ 8
1　武力攻撃事態の類型 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
2　緊急対処事態の事態例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
第４章　県の地理的、社会的特徴 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０
1　位置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０
2　地形 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０
3　海岸 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０
4　気象 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １１
5　人口分布 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １１
6　道路 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２
7　鉄道 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２
8　空港 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２
9　港湾・漁港 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３
10　自衛隊施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １６
11　その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １７
12　本県での留意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １９
第５章　関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 ・・・・・・・・・・・・ ２１
1　関係機関の事務又は業務の大綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２２

第２編　武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処　・・・・・・・・・・・・・・・　２５
第１章　平素からの備え　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５
第１　組織及び体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５
１　県における組織・体制の整備等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５
２　関係機関との連携体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３１
３　通信の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３５
４　情報収集・提供の体制整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３７
５　研修及び訓練　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２
第２　避難及び救援に関する平素からの備え　・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４
１　避難に関する基礎的事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４
２　救援に関する基礎的事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４
３　運送事業者の運送力・輸送施設の基礎的情報の把握　・・・・・・・・・　４５
４　交通の確保に関する体制等の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６
５　避難施設の指定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６
６　市町村における避難救援に関する備え　・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８
第３　生活関連等施設の把握等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４９
１　生活関連等施設の把握等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４９
２　生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等　・・・・・・・・・・・・・　５０
３　石油コンビナート等特別防災区域及び成田国際空港における備え・・　５０
４　市町村における備え　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０
第４　物資及び資材の備蓄、整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５１
１　基本的考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５１
２　国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備　・・・・・・・・・・　５１
３　県の管理する施設及び設備の整備等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２
４　市町村及び指定地方公共機関での物資・資材の備蓄、整備　・・・・　５２
第５　医療救護体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５３
１　初期医療体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５３
２　後方医療体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５３
３　広域的医療体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５３
４　傷病者搬送体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４
第６　要配慮者の支援体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５５
１　要配慮者に関する配慮　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５５
２　社会福祉施設等における備え　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５５
３　児童・生徒等の避難時の配慮　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５５
４　外国人に対しての配慮　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５５
第７　国民保護に関する理解の促進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６
１　理解の促進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６
２　防災に関する啓発との連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６
３　公立学校における教育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６
４　私立学校における教育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６

第２章　武力攻撃事態及び予測事態への対処 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５７
第１　事態認定前の対処 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５７
１　初動時情報連絡体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５７
２　国民保護等連絡室の設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５７
３　国民保護等緊急対策本部の設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５９
４　国民保護対策本部に移行する場合の調整 ・・・・・・・・・・・・・・・ ６５
５　市町村における初動連絡体制の迅速な確立 ・・・・・・・・・・・・・・ ６６
第２　県国民保護対策本部の設置等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６８
１　県対策本部の設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６８
２　現地調整所の設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７７
３　通信の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７７
第３　関係機関相互の連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７９
１　国の対策本部との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７９
２　指定行政機関の長等への措置要請 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７９
３　自衛隊の部隊等の派遣要請等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７９
４　他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託 ・・・・・・・・・・・・ ８０
５　指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請 ・・・・・・・・・・・・ ８１
６　指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 ・・・・・・・・・・・・・ ８１
７　県の行う応援協力等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８２
８　自主防災組織等に対する支援等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８３
９　住民への協力要請 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８３
第４　警報及び避難の指示等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８４
１　警報の通知及び伝達 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８６
２　避難の指示等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８８
３　避難実施要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １００
第５　救援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０４
１　救援の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０４
２　関係機関との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０５
３　救援の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０６
４　医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項 ・・・・・・・・・・・・ １１４
５　救援の際の物資の売渡し要請等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １１５
６　医療の要請等に従事する者の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・ １１６
第６　安否情報の収集・提供 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １１７
１　安否情報の収集 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １１７
２　総務大臣に対する報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １１８
３　安否情報の照会に対する回答 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １１８
４　日本赤十字社に対する協力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １１９
５　市町村による安否情報の収集及び提供の基準 ・・・・・・・・・・・・・ １１９
第７　武力攻撃災害への対処 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２１
１　生活関連等施設の安全確保等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２１
２　ＮＢＣ攻撃による災害への対処 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２７
３　応急措置等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３０
４　県内重要施設に係る武力攻撃災害への対処 ・・・・・・・・・・・・・・ １３３
第８　被災情報の収集及び報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３４

第９　保健衛生の確保その他の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３５
１　保健衛生の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３５
２　廃棄物の処理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３６
３　文化財の保護　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３７
第 10　国民生活の安定に関する措置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３８
１　生活関連物資等の価格安定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３８
２　避難住民等の生活安定等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４０
３　生活基盤等の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４０
第 11　交通規制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４２
第 12　赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理・・・・・・・・・・・・・　１４４

第３編　緊急対処事態への備えと対処　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４８
第１章　総論　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４８
第１　基本的考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４８
第２　事態想定ごとの被害概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４９
１　攻撃対象施設等による分類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４９
２　攻撃手段による分類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５０
第３　平素からの備え　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５２
１　関係機関によるネットワーク等の構築と活用　・・・・・・・・・・・・・・・　１５２
２　県及び市町村が管理する公共施設における警戒　・・・・・・・・・・・・・・　１５３
３　対処マニュアル等の整備及び留意点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５３
４　石油コンビナート等特別防災区域及び成田国際空港における備え・　１５３
第２章　緊急対処事態への対処　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５４
第１　事態認定前の対処　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５４
１　初動時情報連絡体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５４
２　国民保護等連絡室の設置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５４
３　国民保護等緊急対策本部の設置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５５
４　緊急対処事態対策本部に移行する場合の調整　・・・・・・・・・・・・・・・　１５５
５　市町村における初動連絡体制の迅速な確立　・・・・・・・・・・・・・・・・　１５６
第２　県緊急対処事態対策本部の設置等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５７
１　県緊急対処事態対策本部の設置手順　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５７
２　その他県緊急対処事態対策本部関連事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５７
第３　関係機関相互の連携と主な役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５８
１　初動時における連携の基本モデルと主な役割　・・・・・・・・・・・・・・・　１５８
２　使用物質別の相互連携モデルと主な役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６０
第４　緊急対処事態への対処上の留意点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７３
１　緊急対処事態における警報の通知及び伝達　・・・・・・・・・・・・・・・・　１７３
２　赤十字標章等の標章の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７３
３　国民経済上の措置の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７３
４　県内重要施設に係る緊急対処事態における災害への対処　・・・・・・・・・　１７３

第４編　復旧等　・・・

第１編　　総　　則

はじめに（国民保護に関する県の基本的な考え方）

1989年に冷戦が終結し、大国間による全面戦争の可能性は小さくなったが、一方では、民族や宗教間の対立、貧富の格差の拡大などが原因と思われる地域紛争やテロ、自らに有利な秩序の形成や影響力の拡大を目指すための国家間の紛争が世界各地で発生しており、我が国にとっても無縁なものではない。

国では、平成 15 年６月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（武力攻撃事態対処法）」（平成 27 年９月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改称。）が、そして、平成 16 年６月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」などの有事関連法が成立し、武力攻撃や大規模テロ等に対処するための国全体としての枠組みが整備されてきた。

本県は、成田空港、千葉港、京葉臨海コンビナートなどの多くの産業や地域の振興を担う重要施設を有しており、武力攻撃や大規模テロ等の標的にされる可能性は否定できないことから、これらの攻撃等が発生し、またはそのおそれがある場合に備え、県民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるため国民保護計画を策定し、県としての責務を適切に果たしていきたい。

第１章　目的と構成

県は、住民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限度にとどめるという県としての責務にかんがみ、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態及び緊急対処事態において国民保護措置及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、千葉県国民保護計画(以下「県国民保護計画」という。）を策定する。

１　計画の目的

この計画は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態(以下「武力攻撃事態等」という。)並びに緊急対処事態において、武力攻撃や大規模テロなどから国民の生命、身体及び財産を保護するため、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年法律112号。以下、「国民保護法」という。）に基づき、

- 武力攻撃事態等における千葉県の区域に係る国民の保護に関する措置(以下「国民保護措置」という。）の総合的な推進に関する事項
- 県（知事及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）が実施する国民保護措置に関する事項
- 緊急対処事態における国民保護措置に相当する措置(以下「緊急対処保護措置」という。）に関する事項

など必要な事項を定めるものとする。

２　計画の構成

この計画は、以下の各編により構成する。

第１編　総則
第２編　武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処
第３編　緊急対処事態への備えと対処
第４編　復旧等

３　計画の特色

(1) 千葉県の実情・特性にあった計画

本県は、首都東京に隣接し、国際空港、国内有数の石油コンビナート地域や大規模な集客施設を有するほか、都市部、山間部や田園地域など多様な地域特性を有していることを踏まえ策定した。

(2) 大規模テロなどの記述を充実

本県で発生する可能性がより高いと思われる大規模テロなどを想定し、攻撃に使用される物質ごとに対応モデルを提示するなど具体的記述に努めた。

(3) 初動体制を充実

国による事態認定前であっても緊急事態が発生した場合の初動対応を切れ目のないものにするなど体制の充実を図っている。

(4) 避難・救援等の記述を充実

高齢者、障害者等の要配慮者をはじめとして、県民の避難・救援等についての措置及び平素からの備えにおける記述を充実させている。

4　千葉県地域防災計画等との関連

(1) 千葉県地域防災計画との関連

この計画は、国民保護措置の実施体制、住民の避難や救援の実施に関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めるものであり、一部は風水害や地震などの自然災害や大規模な事故などに対処するための「千葉県地域防災計画」の内容を参考とした。

なお、国による事態認定が行われる前の初動段階では、原因不明の緊急事態に対し、その態様に応じ、また大規模事故であるとの判断のもと「千葉県地域防災計画」に基づく対処がなされる場合も想定される。

(2) 千葉県石油コンビナート等防災計画との関連

石油コンビナート等に係る、武力攻撃災害や緊急対処事態における災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)の規定が適用されることから、国民保護計画に基づく対処と併せて「千葉県石油コンビナート等防災計画」に基づく対処を行う。

5　計画の変更

(1) 計画の見直しと変更

国の策定する国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）は、国における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされていることから、この計画についても、不断の見直しを行い、必要に応じて計画を変更する。

なお、この計画の見直しに当たっては、千葉県国民保護協議会（以下「県国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 計画の変更手続

この計画の変更に当たっては、国民保護法施行令で定める軽微な変更を除き、計画作成時と同様、国民保護法第 37 条第 3 項の規定に基づき、県国民保護協議会に諮

問の上、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議し、その同意を得た後、県議会に報告し、公表するものとする。

６　市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

市町村の国民の保護に関する計画（以下「市町村国民保護計画」という。）及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「指定地方公共機関国民保護業務計画」という。）については、県国民保護計画に基づき作成するものとし、計画の作成に当たっては、基本指針も踏まえるものとする。

第２章　国民保護措置の基本的な方針

県は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。この場合において、特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本的な方針を以下のとおり定める。

１　基本的人権の尊重

県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、救援のための物資の収用及び保管命令、救援のための土地、家屋及び物資の使用、警戒区域の設定による退去命令等の実施に当たって、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものに限るものとし、かつ、公用令書の交付等、公正かつ適正な手続の下に行う。

２　国民の権利利益の迅速な救済

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

このため、県は、これらの手続きを担当する部署を定めるなど必要な処理体制を確保するとともに、手続きに関連する文書を、千葉県行政文書管理規則等の定めるところにより、適切に保存することとする。

また、県は、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等配慮を払う。

３　国民に対する情報提供

県及び市町村は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報などの国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供するものとする。このため、あらゆる広報手段を活用するものとし、特に高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

なお、指定地方公共機関は、それぞれの広報手段を活用して、国民に迅速に国民保護措置に関する情報を提供するよう努めることとされている。

４　関係機関相互の連携協力の確保

県は、国、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と、国民保護措置に

関し、防災のための連携体制を踏まえ、広域に渡る避難や、ＮＢＣ攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）による攻撃による災害に対応するための物資及び資機材の提供など武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、平素から相互の連携体制の整備に努める。

５　国民の協力

県は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、避難誘導に必要な援助、救援に必要な援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助などについて協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとされていることにかんがみ、県は、国民への協力要請に当たり強制しないよう配慮する。

また、県は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

６　指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、公正かつ中立な活動が行われていること等その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。

また、県は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

なお、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置を実施するに当たって、その実施方法等については、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

７　高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

県は、国民保護措置の実施に当たっては、警報及び緊急通報の伝達や、避難誘導、救援などについて、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、政策・方針決定過程及び現場における女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた国民保護体制の確立を図るものとする。

さらに、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、外国人の安否情報の収集・提供、赤十字標章や特殊標章等の交付などについて、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

８　国民保護措置に従事する者等の安全の確保

県は、県、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する県の区域に係る国民保護措置についてその内容に応じ、国から入手した情報、武力攻撃災害の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、県は、国民保護措置の実施に関し国民に協力を要請する場合には、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対し、当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時に十分提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

第３章　武力攻撃事態及び緊急対処事態の想定

県国民保護計画において対象とする武力攻撃事態及び緊急対処事態の類型を以下のとおり明示する。

１　武力攻撃事態の類型

県国民保護計画においては、武力攻撃事態として、以下に掲げる４類型を対象とする。

類　　型	特　　徴	留　意　点
着上陸侵攻	事前の準備が可能であり、戦闘予想地域からの先行避難が必要	一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲に渡ることを想定
ゲリラや特殊部隊による攻撃	事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることを想定	攻撃当初は屋内に一時避難させ、関係機関が安全措置を講じつつ避難を実施
弾道ミサイル攻撃	発射された段階での攻撃目標の特定は極めて困難で、発射後極めて短時間で着弾	迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要であり、地下又は堅ろうな建物内への避難が中心
航空攻撃	航空機による爆撃であり、攻撃目標の特定が困難	地下又は堅ろうな建物内への避難等を広範囲に指示することが必要

２　緊急対処事態の事態例

県国民保護計画においては、緊急対処事態として、以下に掲げる事態例を対象とする。

なお、県は、緊急対処事態に対する対処については、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、武力攻撃事態等の対処に準じて行う。

分類	類　　型	事　態　例
攻撃対象施設等	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・危険物積載船への攻撃 ・ダムの破壊 ・原子力事業所等の破壊
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破

		・政治経済活動の中枢（県庁、議会、金融市場、交通施設、空港、トンネル、電力施設、通信施設等）に対する攻撃
攻撃手段	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	・ダーティボム(爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する放射性物質、毒素等の混入
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

第４章　県の地理的、社会的特徴

県は、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき県の地理的、社会的特徴とそれらを踏まえた留意事項を以下のとおりとする。

１　位　　置

本県は、本州中央部の東端に位置し、東西に狭く、南北に長く太平洋に突出する半島（房総半島）であって、東及び南は太平洋に面し、西は一部東京湾に臨み、他は江戸川を隔てて東京都及び埼玉県に、北は利根川を界して茨城県に接している。そのため、房総半島の周囲は水で囲まれた島のような環境をなしている。

表１　千葉県の地勢一覧（千葉県勢要覧　令和７年版）

位置	極東　銚子市銚子漁港（黒生地区）東防波堤東端	東経　140°52′54″
	極西　富津市第二海堡	東経　139°44′21″
	極南　南房総市白浜町白浜	北緯　34°53′53″
	極北　野田市関宿三軒家	北緯　36°06′14″
広がり	東西　103.6km　南北　133.8km	
面積	5,156.48k㎡（全国比1.36%、全国順位28位）	（令和７年 10 月 1 日現在）
海岸線延長	531.015km	（令和６年３月 31 日現在）

２　地　　形

本県は、南から北に向かって三段階をなして、丘陵、台地、平野となっている。

特に、房総丘陵と呼ばれる南部の山間地は、標高約 300 メートルの山々が連なった、本県で最も高い部分であり、地形は幼年期後期から壮年期後期の形をなし、谷はかなり深く傾斜も急である。

台地部分は全く平坦ではなく、野田市付近の標高 10 メートル位から長柄町六地蔵付近の 120 メートル位までの範囲にあり、両総台地と呼ばれている。

平野部は、利根川下流部の下利根平野と九十九里平野や内湾に流域をもつ主要河川の三角洲などであるが、房総半島は丘陵と台地が主体となって構成されているため、沖積低地のまとまった平野には乏しい。

なお、房総丘陵は、一続きの台地ではなく、半島を横切るような数列の断層山脈からなり、その間に細長い低地部（地溝）をはさみ、この低地部が館山平野、鴨川平野となっている。

３　海　　岸

本県は、その地形上から海岸線が長いことが特徴である。

江戸川デルタから富津洲までの約 60 キロメートルの湾内は、深度の浅い砂浜海岸であったが、この地帯は、すでに海面に土地の造成が行われ、ニュータウン及び工業地帯となっている。

これに対して南部は、地質上一続きであった房総三浦丘陵地の陥没によってできた浦賀水道といわれる海溝部で、海底状況も深く変化に富んでいる。

一方、太平洋側飯岡から太東岬に至る約 60 キロメートルの九十九里海岸は、外洋砂浜海岸の特色を示している。砂浜に砂丘を横たえ、遠浅ではあるが、傾斜が大で波浪が激しいことが特徴である。次に、太東岬より洲崎までは、一般に岩石の磯浜海岸であり、一部砂浜海岸もところどころみられ、各所にそれぞれかっこうの漁港がある。

4　気　　象

本県の気象は、南部地区を中心とする沿岸部では、黒潮暖流の影響を受けて温暖湿潤な海洋性気候の特性を呈しているが、北部地域の平野部では、気候較差（寒暖の差）が大きくなるなどの内陸性気候の特性がみられる。

平野の多い北部と丘陵地の多い南部とでは、地理的・地形的環境条件の違いにより、気候特性にも地域差の見られることが特徴的である。県内における年間降水量の平年値は、北部では 1,400～1,600 ミリメートル前後であるのに対し、南部では 2,000 ミリメートルを超える所がある。南部の丘陵地一帯に多いのは、標高300メートル程度の山地の影響が大きく、風向が山地に直行するようなときは地形性降雨を伴うため、風上側の山地斜面では降水量が多くなることによる。

一方、風については、全県的に秋から冬にかけては北西風に、春から夏にかけては南西風に支配されることが多いが、夏から秋にかけて北東風の頻度も高くなる。また風速においては、本県が半島をなしていることから、他の内陸県に比べて一般に風が強く、冬の季節風以外でも、台風や低気圧又は寒冷前線の接近・通過の際には強風（突風）の吹くことが多い。

5　人口分布

本県の人口は、令和８年４月１日現在、約 628 万人であり、市部37市のうち10万人以上の市は 17 市あり、そのうち千葉市が 98 万９千人と最も多く、以下船橋市 65 万２千人、市川市 50 万５千人、松戸市 50 万２千人、柏市 43 万９千人の順で続き、この５市で県人口の 49.2 パーセントを占めている。（出典：千葉県毎月常住人口調査月報（令和２年国勢調査基準））

また、本県の人口密度は、市町村別にみると、浦安市が１平方キロメートル当たり約１万人で最も高く、以下、市川市、習志野市、松戸市、船橋市と続いており、１平方キロメートル当たり 4,000 人以上の人口密度の高い市町村は、県の北西部に集中している一方、１平方キロメートル当たり 500 人未満の人口密度の低い市町村は、県の南部や北東部に分布をしている。

６　道　　路

本県の道路は、東関東自動車道、常磐自動車道、東京外かく環状道路など全国的な広がりを持つ高速自動車国道４路線、自動車専用道路である首都圏中央連絡自動車道、東京湾アクアライン　等を含む県内外各地域をネットワークする一般国道 20 路線、それらと一体となって機能する県道である主要地方道と一般県道 306 路線、及び 132,081 路線からなる市町村道が接続し、総実延長 41,239 キロメートルの道路網を構成している。（令和５年３月 31 日現在）

また、県北西部では、湾岸地域から東京方面にかけて交通量が県内でも比較的多い地域となっている。

７　鉄　　道

本県の鉄道網は、JR 線11路線、その他鉄道線（軌道線を含む）21 路線で構成されており、運行距離の長い JR 線は、幹線鉄道として県外周部を一巡するとともに、一部内陸部を結ぶ形で運行されている。

JR 線については、久留里線以外の10路線は100％電化されているが、県内営業キロ約560km に関する複線化率は41％で、南房総や東総地域の大部分は単線となっている。

輸送需要の多い東京方面へは、ＪＲ総武線(複々線)、ＪＲ常磐線（複々線）、ＪＲ京葉線、京成本線、東京メトロ東西線、都営新宿線、北総鉄道線、東葉高速鉄道線、つくばエクスプレス線、京成成田スカイアクセス線等が運行されている。

新型コロナウイルス感染症の流行を契機としたテレワークの普及など、利用者の行動様式の変化によって、混雑の度合いは減少したものの、ＪＲ総武線や東京メトロ東西線では、ラッシュ時の混雑率が 150％前後で推移している。

８　空　　港

成田国際空港は、成田市に位置し令和８年夏ダイヤ開始時点で、国際線 101 都市、国内線 18 都市を結ぶ国際空港である。

昭和53年５月に開港し、4,000メートルのＡ滑走路及び2,500メートルのＢ滑走路の２本で運用されている。

本空港は、令和７年度運用実績として、旅客数は 4,200 万人、航空貨物量は 200 万トンを超えるなど、日本の空の表玄関として重要な役割を果たしているのみならず、世界でも有数の国際空港となっている。

また、本空港は、令和７年実績で輸出入総額が国内第１位の貿易港である。輸出入品目としては、携帯端末等の電子機器、半導体など軽量で付加価値の高い機械機器等が中心となっている。

なお、本空港は、Ｃ滑走路の新設やＢ滑走路の延伸が進められており、ターミナルや新貨物地区の整備と併せ「第２の開港」に向けた取組が行われている。

９　港　湾・漁　港

(1) 港　湾

本県には、次のとおり７港があり、それぞれの地域の特性に応じながら、産業振興や地域経済の活性化に重要な役割を担っている。

特に、千葉港は、東京湾の北東部に位置し、約133キロメートルに及ぶ海岸線延長と背後に市川市、船橋市、習志野市、千葉市、市原市、袖ケ浦市の６市を擁する、水域面積 24,800 ヘクタールの日本一広い港湾である。

本港は我が国の基幹産業が立地する京葉臨海工業地帯の基盤的港湾として、昭和40年に特定重要港湾に指定された。なお、平成23年４月１日に港湾法の改正に伴い、特定重要港湾から国際拠点港湾に改められた。

主な取扱貨物は、ＬＮＧ（液化天然ガス）・石油製品・原油であり、令和６年の取扱貨物量は約１億2,929万トン（全国第２位）と全国の産業経済を支える重要な位置を占めている。

また、平成６年より千葉港中央地区で外貿コンテナの取り扱いが始まるなど、流通港湾としての役割を果たすとともに、人工海浜６箇所（約 6.5 キロメートル）や親水公園・緑地 15 箇所等が整備され、海洋性レクリエーションの場として多くの地域住民に利用されている。

港湾名	公共主要施設	対象船舶	港 格 ※	備　　考
千葉港	・公共けい船岸壁 水深4.5m～12m 総延長11,240m（94バース） ・物揚場等 総延長 8,339m ・ｶﾞﾝﾄﾘｰｸﾚｰﾝ 2基	300～30,000 重量ﾄﾝ	国際拠点港湾	・重化学工業及びエネルギー基地等、産業機能集積港湾 ・貨物取扱量全国第２位の国際貿易港
木更津港	（吾妻地区・江川地区） ・物揚場等 総延長2,286m （木更津南部地区） ・水深4.5m～12m岸壁（12バース） 総延長1,428m （富津地区） ・水深5.5、7.5m岸壁（６バース） 総延長620m ・物揚場 857m	300～30,000 重量ﾄﾝ	重要港湾	・鉄鋼・エネルギー基地等京葉工業地帯の一翼を担う産業機能集積港湾 ・貨物取扱量全国第14位の国際貿易港
浜金谷港	・水深5.0m岸壁（2バース） 総延長151m ・物揚場 205m	500～1,000 重量ﾄﾝ	地方港湾	・東京湾フェリー基地 ・砂・砂利積出港

館山港	・水深4.5m～水深5.5m岸壁（7バース） 総延長720m ・物揚場 531m	700～2,000重量ﾄﾝ 30,000総ﾄﾝ	地方港湾	● 砂・砂利積出港 ● 多目的桟橋
名洗港	・水深5.5m岸壁（３バース） 総延長262m	2,000重量ﾄﾝ	地方港湾	● マリーナ
上総湊港		5総ﾄﾝ	地方港湾	● 小型船の船だまり
興津港		3～40総ﾄﾝ	地方港湾	● 小型船の船だまり

※注　重 量 ト ン：船舶が積載出来る貨物の量を示す。

総　　ト　　ン：船舶の内部の総容積から算出した数値。

国際戦略港湾：長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であって、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な政令で定められた港湾。

国際拠点港湾：国際戦略港湾以外の港湾であって、国際海上貨物輸送網の拠点となる政令で定められた港湾。

重 要 港 湾：国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であって、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する政令で定められた港湾。

地 方 港 湾：国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾。

(2) 漁　港

本県には、68 の漁港があり、そのうち下記の４漁港が県の地域防災計画により、緊急輸送ネットワークの拠点として位置付けられている。

漁港名	主要施設	対象船舶	種　類 ※	備　　考
銚子漁港	・水深　7.5m　耐震強化岸壁 １バース（130m） ・水深　3.0m～6.0m 岸壁　4211m ・水深　1.5m～2.5m 物揚場　2201m	5,000重量ﾄﾝ 30～300総ﾄﾝ 1～10総ﾄﾝ	特定第３種漁港	● 全国有数の陸揚げを誇る拠点港
大原漁港	・水深　5.0m　耐震強化岸壁 1バース（96m） ・水深　3.5m～5.0m 岸壁　954m ・水深　2.5m 物揚場 488m	1,000重量ﾄﾝ 10～150総ﾄﾝ 10総ﾄﾝ	第３種漁港	● 全国屈指のイセエビ陸揚港
勝浦漁港	・水深　6.0m耐震強化岸壁 １バース（80m） ・水深　3.0m～6.0m 岸壁　875m	30～300総ﾄﾝ	第３種漁港	● 全国上位のカツオ陸揚港
鴨川漁港	・水深　4.0m耐震強化岸壁 １バース（65m） ・水深　3.0m～4.0m 岸壁　685m ・水深　2.5m 物揚場 454m	30～50総ﾄﾝ 30～50総ﾄﾝ 10総ﾄﾝ	第３種漁港	● 沖合漁業の拠点港

※注　第３種漁港：その利用範囲が全国的なもの。
　　特定第３種漁港：第３種漁港のうち、水産業の振興上特に重要な漁港で政令で定めるもの。

10　自衛隊施設

所在地	施設・主要部隊
木更津市	(陸上自衛隊)木更津駐屯地 :第１ヘリコプター団、第１１１飛行隊、 木更津駐屯地業務隊 (海上自衛隊)航空補給処 (航空自衛隊)木更津分屯基地:第4補給処木更津支処
千葉市	(陸上自衛隊)下志津駐屯地 :高射学校、高射教導隊 (千葉地方協力本部)
船橋市・八千代市	(陸上自衛隊)習志野駐屯地、習志野演習場 :第1空挺団、習志野駐屯地業務隊、特殊作戦群 (航空自衛隊) 習志野分屯基地 : 第１高射群第１高射隊
松戸市・鎌ケ谷市	(陸上自衛隊)松戸駐屯地 :関東補給処松戸支処、第2高射特科群、 後方支援学校需品科部、後方支援教導隊需品教導隊
柏市	(陸上自衛隊)柏高射教育訓練場:第２高射特科群 (航空自衛隊)柏送信所:航空システム通信隊
柏市・鎌ケ谷市	(海上自衛隊)下総航空基地 :教育航空集団司令部、下総教育航空群、移動通信隊、 第３術科学校、航空補給処下総支処、下総航空基地隊
館山市	(海上自衛隊)館山航空基地 :第２１航空群、館山航空基地隊
南房総市	(航空自衛隊)峯岡山分屯基地:第44警戒隊

11　その他

(1) 石油コンビナート

本県の東京湾沿岸の埋立地には、石油コンビナート等災害防止法に基づき、京葉臨海北部地区、京葉臨海中部地区及び京葉臨海南部地区の 3 地区の特別防災区域が指定されている。

本県の特別防災区域は、面積及び危険物の貯蔵取扱量などで全国有数のコンビナート地帯を形成している。

なお、各地区の概要は次のとおりである。

（京葉臨海北部地区）

京葉臨海北部地区は市川市に位置し、面積 2.04 平方キロメートル、総事業所数 156 社、そのうち６の特定事業所（第１種事業所５、第２種事業所１）で形成されており、油槽所主体の地区である。

（京葉臨海中部地区）

京葉臨海中部地区は、千葉市、市原市及び袖ヶ浦市に位置し、面積 45.19 平方キロメートル、総事業所数 342 社、そのうち 61 の特定事業所（第１種事業所 28（レイアウト事業所 22）、第２種事業所 33）で形成されており、全国 79 の特別防災区域のうち、面積及び危険物の貯蔵、取扱量とも全国有数であり、石油精製、石油化学業を主体とする地区である。

（京葉臨海南部地区）

京葉臨海南部地区は、木更津市及び君津市に位置し、面積 12.51 平方キロメートル、総事業所数 70 社、そのうち３の特定事業所（第１種事業所１（レイアウト事業所１）、第２種事業所２）で形成されており、鉄鋼業主体の地区である。

＜千葉県石油コンビナート等特別防災区域概況表＞

（貯蔵・取扱・処理量：令和４年４月１日現在）

区分		区域面積	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所※２			その他事業所
			石油 千 kℓ	高圧ガス 百万Nm³ ※１	総数	第一種事業所（うちレイアウト事業所※３）	第二種事業所	（うち石油を取扱う事業所）
地区	関係市	km²						
京葉臨海北部	市川市	2.04	257 (1.28%)	6 (0.25%)	6	5 (0)	1	150 (27)
	小計		257 (1.28%)	6 (0.25%)	6	5 (0)	1	150 (27)
京葉臨海中部	千葉市	45.19	437 (2.17%)	28 (1.18%)	9	5 (3)	4	122 (18)
	市原市		14,923 (74.07%)	2,064 (87.09%)	36	16 (15)	20	137 (48)
	袖ケ浦市		4,487 (22.27%)	251 (10.59%)	16	7 (4)	9	22 (20)
	小計		19,847 (98.51%)	2,343 (98.86%)	61	28 (22)	33	281 (86)
京葉臨海南部	木更津市 君津市	12.51	43 (0.21%)	21 (0.89%)	3	1 (1)	2	67 (23)
	小計		43 (0.21%)	21 (0.89%)	3	1 (1)	2	67 (23)
合計		59.74	20,147 (100.0%)	2,370 (100.0%)	70	34 (23)	36	498 (136)

※１　Nm³：０℃１気圧における気体の体積を表す単位

※２　特定事業所：石油の貯蔵・取扱量が一定基準量以上の事業所などで石油コンビナート等災害防止法の規制を受ける事業所

※３　レイアウト事業所：石油と高圧ガスを共に扱う事業所をいい、それらを製造する施設、貯蔵する施設など各種施設地区の配置や面積（レイアウト）の規制を受ける事業所

(2) 観光客

本県には、令和６年１月から12月までの１年間で延べ約１億7,091万人の観光客が訪れており、地域別にみると、東葛飾地域が約5,750万人と最も多く、次いで千葉地域（約2,785万人）、印旛地域（約2,562万人）、君津地域（約2,351万人）、安房地域（約1,063万人）の順であり、この５地域で全体の約85パーセントを占めた。

また、施設別では、東京ディズニーリゾートが約2,756万人と最も多く、次いで成田山新勝寺（約1,122万人）、海ほたるパーキングエリア（約750万人）と、この３施設で観光客数全体の約27パーセントを占めた。

12　本県での留意事項

(1) 国家防衛戦略について

ア　策定の趣旨

令和４年12月16日付け閣議決定「国家防衛戦略について」（以下、「国家防衛戦略」という。）によれば、策定の趣旨について、以下のとおり記載されている。

- 戦後、最も厳しく複雑な安全保障環境の中で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、その厳しい現実に正面から向き合って、相手の能力と新しい戦い方に着目した防衛力の抜本的強化を行う必要がある。こうした防衛力の抜本的強化とともに国力を総合した国全体の防衛体制の強化を、戦略的発想を持って一体として実施することこそが、我が国の抑止力を高め、日米同盟をより一層強化していく道であり、また、同志国等との安全保障協力の礎となるものである。
- 特に、本年、米国は、新たな国家防衛戦略を策定したところであり、地域の平和と安定に大きな責任を有する日米両国がそれぞれの戦略を擦り合わせ、防衛協力を統合的に進めていくことは時宜にかなう。こうした認識の下、政府は、1976年以降６回策定してきた自衛隊を中核とした防衛力の整備、維持及び運用の基本的指針である防衛計画の大綱に代わって、我が国の防衛目標、防衛目標を達成するためのアプローチ及びその手段を包括的に示すため、「国家防衛戦略」を策定する。

イ　防衛上の課題

国家防衛戦略によれば、防衛上の課題について、以下のとおり記載されている。

- 海に囲まれ長大な海岸線を持つ我が国は、本土から離れた多くの島嶼及び広大なＥＥＺ・大陸棚を有しており、そこに広く存在する国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空及び各種資源を守り抜くことが課題である。
- 我が国は、大きな被害を伴う自然災害が多発することに加え、都市部に産業・人口・情報基盤が集中するとともに、沿岸部に原子力発電所等の重要施設が多数存在しており、様々な脅威から、国民と重要施設を防護することも課題となっている。
- 我が国においては、人口減少と少子高齢化が急速に進展しているとともに、厳しい

財政状況が続いていることを踏まえれば、予算・人員をこれまで以上に効率的に活用することが必要不可欠である。

(2) 本県において留意すべき事項

本県において、安全保障上留意すべき事項については、概ね国の示しているとおりであるが、次に掲げる本県の特性から、ゲリラや特殊部隊による攻撃や大規模テロの生起に特に留意して、国民の保護措置を的確に行っていくことが重要である。

ア　三方が海岸線であり（半島である。）、さらに利根川、江戸川といった水域で囲まれている地理的特性から次のことに留意すべきである。

・陸路での避難は北方向のみである。
・丘陵部などに孤立地域が発生するおそれがある。
・テロリストの潜入、潜伏が容易である。

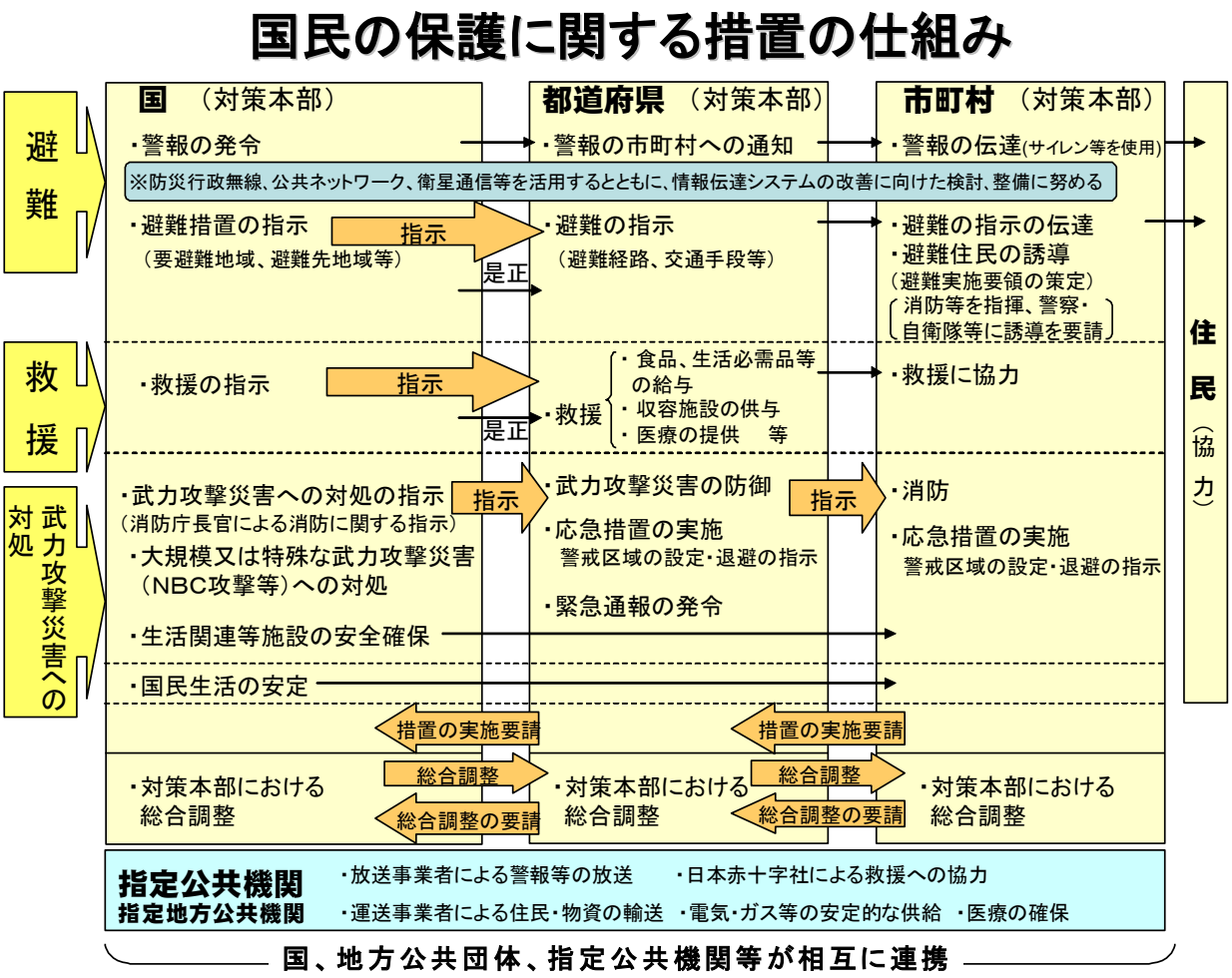
イ　本県の社会的特性から次のことに留意すべきである。

・首都東京に隣接しており、東京への就業者が多いことから帰宅困難者の大量発生のおそれがある。
・首都東京攻撃への基地（アジト）として千葉県内のどこかが利用されるおそれがある。
・県の北西部など人口の密集地域があり、人的被害が大きくなるおそれがある。
・湾岸に一大工業地帯があり、また、内陸部にも成田国際空港などの重要施設が存在しており、生産や経済などへの二次被害効果が大きくなるおそれがある。
・成田国際空港などは、テロリストの出入国に利用されるおそれがあるとともに象徴的な攻撃目標となる。
・テロリストが成田国際空港から東京攻撃へ向かう途中で事態が発生するおそれがある。
・大規模集客施設があり、人的被害が大きくなるおそれがある。
・都市部、山間部など多様な地域から構成されていることから、地域の実情に応じた国民保護措置が必要である。

第５章　関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

県は、国民保護措置の実施に当たり、関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握するとともに、関係機関の事務又は業務の大綱について、以下のとおりとする。

※　国、都道府県、市町村等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。



1　関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、県、市町村及び指定地方行政機関は、おおむね次に掲げる業務を処理することとされている。

なお、指定公共機関及び指定地方公共機関の業務並びに関係機関の連絡先電話番号等は別途資料編にて整理する。

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1　国民保護計画の作成 2　国民保護協議会の設置、運営 3　国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4　組織の整備、訓練 5　警報の通知 6　住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7　救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8　武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 9　国民生活の安定に関する措置の実施 10　交通規制の実施 11　武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

【市町村】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市　町　村	1　国民保護計画の作成 2　国民保護協議会の設置、運営 3　国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4　組織の整備、訓練 5　警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6　救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7　退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 8　国民生活の安定に関する措置の実施 9　武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	1　管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2　他管区警察局との連携 3　管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4　警察通信の確保及び統制
関東総合通信局	1　電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2　電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3　非常事態における重要通信の確保 4　非常通信協議会の指導育成
関東財務局 千葉財務事務所	1　地方公共団体に対する災害融資 2　金融機関に対する緊急措置の指示 3　普通財産の無償貸付 4　被災施設の復旧事業費の査定の立会
横浜税関	1　輸入物資の通関手続き
関東信越厚生局	1　救援等に係る情報の収集及び提供
千葉労働局	1　被災者の雇用対策
関東農政局	1　応急用食料調達・供給支援 2　農業用ダム等の安全確保 3　NBC（核・生物・化学兵器）攻撃等による汚染農産物の安全確認 4　家畜保護による配慮 5　農林水産業に係る被害拡大防止 6　農林水産業関係施設の応急の復旧 7　食料等の価格・供給の安定に必要な措置 8　被災農林漁業者への資金の融通に関する措置
関東森林管理局	1　武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
関東経済産業局	1　救援物資の円滑な供給の確保 2　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3　被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	1　危険物等の保全 2　鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局 利根川上流河川事務所 利根川下流河川事務所 江戸川河川事務所 首都国道事務所 千葉国道事務所 千葉港湾事務所	1　被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2　港湾施設の使用に関する連絡調整 3　港湾施設の応急復旧
関東運輸局	1　運送事業者への連絡調整 2　運送施設及び車両の安全保安
東京航空局 成田空港事務所	1　飛行場使用に関する連絡調整 2　航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1　航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区気象台	1　気象状況の把握及び情報の提供
第三管区海上保安本部	1　船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2　海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3　生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4　海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5　海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
北関東防衛局	1　所管財産(周辺財産）の使用に関する連絡調整 2　米軍施設内通行等に関する連絡調整

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1　武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1　警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1　避難住民の運送及び緊急物資の運送 2　旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1　避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2　通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1　電気の安定的な供給
ガス事業者	1　ガスの安定的な供給
水道用水供給事業者	1　水の安定的な供給
日本郵便株式会社	1　郵便の確保
一般信書便事業者	1　信書便の確保
日本医師会 病院その他の医療機関	1　医療の確保
道路、空港の管理者	1　道路及び空港の管理
日本赤十字社	1　救援への協力 2　外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1　銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2　資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

第２編　武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処

第１章　平素からの備え

第１　組織及び体制の整備

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図るため、以下のとおり定める。

１　県における組織・体制の整備等

(1) 県の各部局庁における平素の業務

県の各部局庁は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとする。なお、迅速な対応を図るため 、対処マニュアルや緊急連絡体制の整備を進め、関係機関とで共有するものとする。

【県の各部局庁における主な平素の業務】

部局名	平素の業務
総務部	・庁舎、県有財産の管理に関すること ・予算に関すること ・職員の服務、給与に関すること ・物品の購入、貸借、修理、処分等に関すること ・その他総務部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること
総合企画部	・防衛施設周辺地域に関すること ・市町村営等水道施設に関すること ・県内鉄道及び路線バスに関すること ・その他総合企画部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること
防災危機管理部	・県国民保護協議会の運営に関すること ・県国民保護計画の見直しに関すること ・避難施設の指定に関すること ・備蓄物資に関すること ・非常通信体制の整備に関すること ・国民保護に係る研修及び訓練に関すること ・特殊標章等の交付体制に関すること ・国民保護に関する各部局間の調整に関すること

	・安否情報及び被災情報の収集体制の整備に関すること ・警報の通知及び緊急通報の発令に関すること ・危険物質の保安対策に関すること ・その他各部局庁に属しない武力攻撃災害対応体制の整備に関すること
健康福祉部	・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること ・赤十字標章等の交付体制に関すること ・死体の処理並びに埋葬及び火葬に関すること ・その他健康福祉部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること
環境生活部	・廃棄物処理に関すること ・その他環境生活部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること
商工労働部	・物資運送体制の整備に関すること ・その他商工労働部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること
農林水産部	・農林水産業施設等の災害対応体制の整備に関すること ・その他農林水産部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること
県土整備部	・道路、橋梁に関すること ・河川、ダムに関すること ・港湾施設に関すること ・公園施設に関すること ・下水道施設に関すること ・その他県土整備部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること
出納局	・武力攻撃災害時に係る会計事務に関すること ・その他出納局内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること
企業局	・県営水道施設、水道用水供給施設及び工業用水道施設に関すること ・武力攻撃災害時に係る飲料水の確保、供給に関すること ・土地造成・管理事業区域及び事業に関すること ・その他企業局内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること
病院局	・県立病院施設に関すること ・県立病院に係る傷病者等の受け入れ体制に関すること ・県立病院に係る医療等の供給体制に関すること ・その他病院局内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関す

	ること
教育庁	・学校及び教育施設に関すること ・児童・生徒等の安全、避難等に関すること ・文化財の保護に関すること ・学用品の確保、調達に関すること ・その他教育庁内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること
警察本部	・警備体制の整備に関すること ・交通規制に係る体制整備に関すること ・その他警察本部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること

(2) 県職員の参集基準等

ア　職員の迅速な確保

県は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

イ　２４時間即応体制の確立

県は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、防災体制における宿日直体制を活用し、２４時間即応可能な体制を確保するものとする。

ウ　県の体制及び職員の参集基準等

県は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

【体制判断基準】

<table>
<tr><th rowspan="2">体　　制</th><th colspan="3">体制判断基準</th></tr>
<tr><th>国の事態認定前</th><th colspan="2">国の事態認定後</th></tr>
<tr><td>国民保護等連絡室体制</td><td>全庁対応は不要だが、情報収集等対応必要</td><td rowspan="2">対策本部通知なし</td><td>全庁対応は不要だが、情報収集等対応必要</td></tr>
<tr><td>国民保護等緊急対策本部体制</td><td>全庁対応必要</td><td>全庁対応必要</td></tr>
<tr><td>県国民保護対策本部体制</td><td></td><td>対策本部通知有り</td><td>全庁対応必要</td></tr>
</table>

・　国民保護等連絡室は、防災危機管理部長が設置し、速やかに知事に報告する
・　国民保護等緊急対策本部は、知事が設置する
・　県国民保護対策本部は、内閣総理大臣の通知に基づき知事が設置する

【職員参集基準】

体　　制	職員の参集を要する課	参集人数
国民保護等連絡室体制	・危機管理政策課 ・防災対策課 ・事態関係課	風水害等の災害即応体制人数を参考に、各課であらかじめ定める
国民保護等緊急対策本部体制	・防災危機管理部各課 ・各部局庁主管課 ・事態関係課	風水害等の災害対策本部第１配備人数を参考に、各課であらかじめ定める
県国民保護対策本部体制	・全課（※）	風水害等、地震・津波の災害対策本部第３配備人数

※　各部局庁の長は、事態の様態等により、その所掌する応急対策を講ずる上で支障が無いと認められるときは、本部事務局長と協議の上、本部長の承認を得て、当該部の配備内容を変更し、又は配備を解くことができる。

エ　職員への連絡手段の確保

防災危機管理部長等の県の幹部職員及び本部連絡員は、防災体制に準じ、参集時の連絡手段として、携帯電話等を常時携行する。

オ　職員の参集が困難な場合の対応

県の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、当該職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ代替職員を定めるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、県対策本部長及び県対策副本部長の代替職員については、以下のとおりとし、県対策本部員の代替職員については、各部局庁内であらかじめ順位を定めておくものとする。副知事の順位は千葉県知事の職務を代理する順序を定める規則による。

【県対策本部長、県対策副本部長及び県対策本部員の代替職員の順位】

(ア)県対策本部長

第１位　副知事
第２位　防災危機管理部長
第３位　総務部長
第４位　総合企画部長
第５位　健康福祉部長
第６位　環境生活部長
第７位　商工労働部長
第８位　農林水産部長
第９位　県土整備部長
第10位　地域振興事務所長
第11位　防災危機管理部次長

（イ）県対策副本部長　　第１位　防災危機管理部長
第２位　総務部長
第３位　総合企画部長
第４位　健康福祉部長
第５位　環境生活部長
第６位　商工労働部長
第７位　農林水産部長
第８位　県土整備部長
第９位　地域振興事務所長
第10位　防災危機管理部次長

カ　交代要員等の確保

県は、県国民保護対策本部を設置した場合には、防災に関する体制を活用しつつ、その機能が確保されるよう、以下の項目について措置しておく。

（ア）交代要員の確保その他職員の配置
（イ）食料、燃料等の備蓄
（ウ）自家発電設備の確保
（エ）仮眠設備等の確保　　等

(3) 国民の権利利益の救済に係る手続等

ア　国民の権利利益の迅速な救済

県は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応する総合的な窓口を県国民保護対策本部に開設するとともに、手続項目ごとに、担当部局庁が処理するものとする。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

救済手続	左の内容
損失補償 （法第159条第1項）	特定物資の収用に関すること。（法第81条第2項）
	特定物資の保管命令に関すること。（法第81条第3項）
	土地等の使用に関すること。（法第82条）
	応急公用負担に関すること。（法第113条第3項）
	車両等の破損措置に関すること。 （法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段）
実費弁償 （法第159条第2項）	医療の実施の要請等に関すること。（法第85条第1・2項）

損害補償 （法第160条）	国民への協力要請によるもの （法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項）
	医療の実施の要請等によるもの（法第85条第1・2項）
争訟	不服申立てに関すること。（法第6条、175条） 訴訟に関すること。（法第6条、175条）

イ　国民の権利利益に関する文書の保存

県は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、千葉県行政文書管理規則等の定めるところにより、適切に保存するものとする。

また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

なお、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

(4) 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等

市町村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化（民間警備員が当直を行い、速やかに市町村長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、２４時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

また、国民の権利利益の救済の手続等について迅速な対応ができるよう担当課を定めるなど、体制の整備に努めるものとする。

指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等国民保護措置に必要な体制の整備のほか、参集基準等の整備を行うものとする。

(5) 医療提供体制の確保

県は、武力攻撃事態等において、保健医療福祉活動に従事する者の派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための体制の整備に努めるものとする。

２　関係機関との連携体制の整備

県は、国民保護措置を実施するに当たり、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力するため、以下のとおり定める。

(1) 基本的考え方

ア　防災のための連携体制の活用

県は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備するものとする。

イ　関係機関の計画との整合性の確保

県は、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図るものとする。

ウ　関係機関相互の意思疎通

県は、「避難」、「救援」等の個別のテーマに関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。

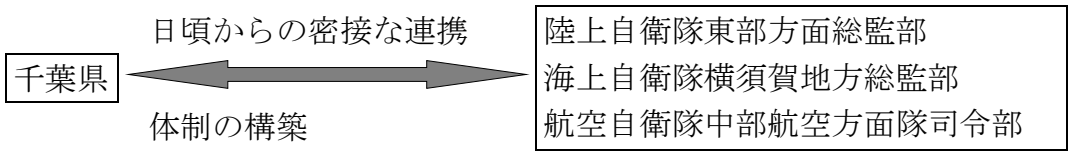
(2) 国の機関との連携

ア　指定行政機関との連携

県は、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、指定行政機関と必要な連携を図る。特に、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁や国民保護法を所管する内閣官房と緊密な連携を図るものとする。

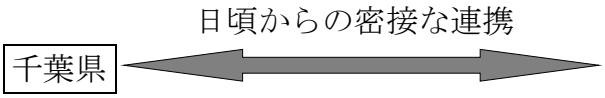
イ　自衛隊との連携

県は、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑に実施できるよう、自衛隊との連携を図る。特に、陸上自衛隊東部方面総監部や海上自衛隊横須賀地方総監部、航空自衛隊中部航空方面隊司令部等との間における連携体制を構築するものとする。



ウ　指定地方行政機関との連携

県は、その区域に係る国民保護措置が円滑に実施されるよう、関係指定地方行政機関との連携を図る。



関東管区警察局
関東総合通信局
関東財務局千葉財務事務所
関東信越厚生局
千葉労働局
関東農政局
関東森林管理局
関東経済産業局
関東東北産業保安監督部
関東地方整備局
関東運輸局
東京航空局成田空港事務所
銚子地方気象台
第三管区海上保安本部
北関東防衛局

(3) 他の都道府県との連携

県は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに県の区域を越える救援等を実施するための広域応援体制を整備するものとする。

ア　相互応援体制の整備

県は、県境を越える避難やＮＢＣ攻撃による災害への対処などの武力攻撃事態等においても対応できるよう、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直しを行う等により、広域にわたる避難の実施体制、物資及び資材の供給体制並びに救援の実施体制における相互応援体制を整備する。

この場合において、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、消防庁を通じて国に情報提供を行う。

イ　警察災害派遣隊の充実・強化

県警察は、他の都道府県警察と連携して、警察災害派遣隊が直ちに出動できるよう、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出動体制の確立等必要な体制の整備を図るものとする。

ウ　近接する都道府県の間での情報共有

広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、近接する

東京都、神奈川県、埼玉県及び茨城県との間で緊密な情報の共有を図るものとする。

特に、生物剤による攻撃にあっては、県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、健康福祉センター（保健所）、県衛生研究所等で得られた情報については、上記の隣接する都県との間で緊密に共有を図る。

(4) 市町村との連携

県は、区域内の市町村との緊密な連携を図るものとする。

この場合において、特に、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等、県と市町村との間で特に調整が必要な分野における連携に留意するものとする。

なお、市町村の連絡先は、資料編に掲げるとおりである。

ア　市町村の行うべき事務の代行

県は、市町村長の行うべき国民保護措置の全部又は一部を市町村長に代わって行う場合に備え、必要に応じ、調整を図るものとする。

イ　市町村国民保護計画の協議

県は、市町村国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市町村の行う国民保護措置との整合性の確保を図るものとする。

ウ　市町村間の連携の確保

県は、近接する市町村が相互の市町村国民保護計画の内容について協議するための機会を設けることや、防災のために締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行う際に支援することなどを通じて、市町村相互間の国民保護措置の整合性の確保を図るものとする。

エ　消防機関の応援体制の整備

県は、区域内の消防機関との間で情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう、県の区域内の消防機関との調整や応援体制の整備を図るものとする。

また、消防機関におけるＮＢＣに対応可能な部隊数やＮＢＣ対応資機材の所在について、把握するものとする。

オ　消防団の充実・活性化の推進

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県は、市町村と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図るものとする。

また、県は、市町村と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮

するものとする。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関との連携

県は、区域内の指定公共機関及び指定地方公共機関との緊密な連携を図るものとする。

なお、連絡先は、資料編に記載のとおりである。

ア　指定地方公共機関国民保護業務計画の報告

県は、指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画について、必要な助言を行うものとする。

イ　関係機関との連携体制の整備

県は、関係機関から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図るものとする。

また、県は、都市部の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図るものとする。

(6) 自主防災組織等に対する支援

ア　自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、防災に関する訓練等との有機的な連携を図りつつ国民保護措置についての訓練の実施を促進するよう努めるとともに、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

イ　自主防災組織以外のボランティア団体等に対する活動環境の整備

県は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

３　通信の確保

県は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、非常通信体制の整備等について、以下のとおり定める。

(1) 非常通信体制の整備

県は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、地震、風水害等の自然災害及び大規模事故災害時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会（※）との連携に十分配慮するものとする。

※注　非常通信協議会：電波法第 74 条第 1 項に規定される非常の場合の無線通信の円滑な運用を目的とした団体で、非常通信の運用計画の策定や非常通信訓練の実施などを行っている。

(2) 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

県は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの複数化や、停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行うものとする。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の複数化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム（※）、高所監視カメラ及びドローンカメラにより収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送システムを活用　する。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

※注　ヘリコプターテレビ電送システム：ヘリコプターに搭載した TV カメラで地上の災害現場の状況などを撮影し、地上に電送するシステム

運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 県警察における通信の確保

県警察本部は、管区警察局等、県及び市町村と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進するものとする。

(4) 市町村における通信の確保

市町村は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び同報系（※）その他の防災行政無線の的確な整備・運用に努めることとし、既に防災行政無線の整備を行っている市町村においては、デジタル化の推進に努めることなど、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

※注　同報系の防災行政無線：市町村役場と屋外拡声器や各家庭の戸別受信機を結び、地域住民へ災害情報などを伝達する無線システム

４　情報収集・提供の体制整備

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備について、以下のとおり定める。

(1) 基本的考え方

ア　情報収集・提供のための体制の整備

県は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備するものとする。

イ　体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意するものとする。

ウ　関係機関における情報の共有

県は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努めるものとする。

エ　県警察における体制の整備

県警察は、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して、迅速な情報収集・連絡を可能とする体制を整備するものとする。

(2) 警報の通知に必要な準備

ア　警報の通知先となる関係機関

国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知されたときに、知事が警報の通知を行うこととなる市町村、指定地方公共機関等の関係機関の連絡先、連絡方法等は、資料編に記載のとおりとする。

イ　大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

県は、消防庁から警報の通知を受けたときに知事が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、市町村との役割分担も考慮して定めるものとする。

県は、特に大規模集客施設の管理者に対して、第２編第１章第３の２の(3)に掲げる駅や空港などの生活関連等施設の安全確保措置の要請に準じ、警報の周知や避難誘導など武力攻撃事態等において来客者の安全確保に必要な措置を講ずるよ

う要請するものとする。

ウ　市町村に対する支援

県は、市町村が高齢者、障害者、外国人等に対し適切に警報の伝達を行うことができるよう、市町村に対し必要な支援を行い、千葉県警察は、市町村が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町村との協力体制を構築するものとする。

(3) 市町村における警報の伝達に必要な準備

市町村は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等といった要配慮者に対する伝達に配慮するものとする。

また、市町村は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ市町村国民保護計画に定めておくものとする。

(4) 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

ア　安否情報の種類及び報告様式

県が収集及び報告すべき情報は、下欄の【収集・報告すべき情報】のとおりとする。

また、県が消防庁に安否情報を報告する際は、原則として安否情報システムを使用することとし、システムが使用できない場合は、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下、「安否情報省令」という。）第２条に規定する様式第３号を使用する。

なお、安否情報に関しては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に留意する。

【収集・報告すべき情報】

1　避難住民（負傷した住民も同様）

①　氏名

②　フリガナ

③　出生の年月日

④　男女の別

⑤　住所（郵便番号を含む。）

⑥　国籍

⑦　①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）

⑧　負傷（疾病）の該当

⑨　負傷又は疾病の状況

⑩　現在の居所

⑪　連絡先その他必要情報

⑫　親族・同居者への回答の希望

⑬　知人への回答の希望

⑭　親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2　死亡した住民

（上記①～⑦に加えて）

⑧　死亡の日時、場所及び状況

⑨　遺体が安置されている場所

⑩　連絡先その他必要情報

⑪　①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意

イ　安否情報収集のための体制整備

県は、市町村から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、県における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等をあらかじめ定めるとともに、市町村の行う安否情報の収集を支援するという立場であることから、あらかじめ、市町村の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を把握しておくものとする。

ウ　安否情報の収集のための準備

県は、安否情報の収集について協力を求める可能性のある県が管理する医療機関、諸学校等の所在及び連絡先等について、あらかじめ把握しておくものとする。

また、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者等に周知徹底するものとする。

(5) 市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

ア　安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市町村は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

イ　安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市町村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

(6) 被災情報の収集・報告に必要な準備

ア　情報収集・連絡体制の整備

県は、被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図るものとする。

なお、被災情報の収集・報告については、個人情報保護法及び個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき、被災者の個人情報の取扱いに留意するものとする。

イ　被災情報収集のための準備

県は、市町村に対し、被災情報の報告を防災情報システム（システムを使用できない状況にあっては【様式　被災情報の報告様式】）により行うよう周知するとともに、指定地方公共機関に対し、収集した被災情報を、速やかに、県に報告するよう周知するものとする。

【様式　被災情報の報告様式】

年　月　日に発生した○○○による被害（第　報）

令和　年　月　日　時　分

○○県

1　武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時　　令和　年　月　日

(2) 発生場所　　○○市△△町Ａ丁目Ｂ番Ｃ号（北緯　　度、東経　　度）

2　発生した武力攻撃災害の状況の概要

3　人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	（人）	（人）	（人）	（人）	（棟）	（棟）	

※　可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

(7) 市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備

市町村は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・報告に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

また、被災情報の収集・報告については、個人情報保護法の規定に基づき、被災者の個人情報の取扱いに留意するものとする。

５　研修及び訓練

県は、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があるため、県における研修及び訓練のあり方について、以下のとおり定める。

(1) 研修

ア　国の研修機関における研修の活用

県は、国民保護及び危機管理を担当する専門職員を育成するため、国の研修機関や量子科学技術研究開発機構などの研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保するものとする。

イ　県の研修機関における研修の活用

県は、県職員能力開発センター等において、広く職員の研修機会を確保する。また、市町村と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材やｅ－ラーニングを活用するなど多様な方法による研修を行う。

ウ　外部有識者等による研修

県は、職員等の研修の実施に当たっては、国民保護及び危機管理に関して知見を有する自衛隊、第三管区海上保安本部、県警察、消防本部（局）の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

(2) 訓練

ア　県における訓練の実施

県は、区域内の市町村とともに、国、他の都道府県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図るものとする。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、消防本部（局）、自衛隊、第三管区海上保安本部との連携による、ＮＢＣ攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努め、また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにするよう努めるものとする。

イ　訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

（ア）県対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び県対策本部設置運営

訓練

（イ）被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の通知・伝達訓練

（ウ）避難誘導訓練及び救援訓練

ウ　訓練に当たっての留意事項

（ア）国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させること。

（イ）国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意すること。

（ウ）訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映すること。

（エ）住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮すること。

（オ）県は、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促すこと。

（カ）県警察は、道路管理者と連携して、必要に応じ、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限すること。

（キ）県は、国民保護措置についての訓練や研修会等を実施する際は、指定公共機関及び指定地方公共機関に対して参加の呼びかけ等を行うよう努めること。

第２　避難及び救援に関する平素からの備え

県は、避難及び救援に関する平素からの備えについて、以下のとおり定める。

１　避難に関する基礎的事項

(1) 基礎的資料の準備

県は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、県の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を準備し、資料編に掲載する。

【県対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】（資料編参照）

○　県の地図
○　区域内の人口分布
○　区域内の道路網のリスト
○　運送力のリスト
○　避難施設のリスト
○　備蓄物資、調達可能物資のリスト
○　生活関連等施設等のリスト
○　関係機関（国、市町村、民間事業者等）の連絡先一覧、協定

(2) 避難実施要領のひな型作成に対する支援

市町村が避難実施要領のひな型を作成するに当たっては、県は、消防庁が作成するマニュアルも参考にしつつ、必要な助言を行うものとする。この場合において、県警察も避難経路の選定等について必要な助言を行うものとする。

(3) 自衛隊施設周辺の避難に係る国との連携

県は、自衛隊施設の防衛拠点としての特性を踏まえて、避難施設、避難経路及び運送手段の確保ができるよう平素から国と密接な連携を図るものとする。

２　救援に関する基礎的事項

(1) 基礎的資料の準備

県は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、その区域内の収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備し、資料編に記載する。

【県対策本部において集約すべき基礎的資料】（資料編参照）

○　収容施設（避難所（長期避難住宅及び宿泊施設を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト

○　避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児等を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設等のリスト ○　備蓄物資、調達可能物資のリスト ○　関係医療機関のデータベース ○　医療救護班のデータベース ○　臨時の医療施設として想定される場所等のリスト ○　墓地及び火葬場等のデータベース

(2) 電気通信事業者との調整

県は、避難住民等に対する通信手段の確保に当たって必要な臨時の通信設備の設置に関する条件等について、電気通信事業者と調整する。

(3) 市町村との調整

県は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町村が行うこととすることができることから、市町村が行う救援に関する措置の内容、地域等について、関係市町村と調整する。

3　運送事業者の運送力・輸送施設の基礎的情報の把握

県は、運送事業者の運送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、国と連携して、運送事業者である指定公共機関、指定地方公共機関等関係機関と協議の上、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努めるものとする。

(1) 運送事業者の運送力の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や運送事業者や地方運輸局等からの聞き取り等により、運送事業者の運送力について把握するものとする。

【把握しておくべき運送輸送力に関する情報】

①　保有車輌等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員 ②　本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法　　など

(2) 輸送関連施設に関する情報の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、地方運輸局等の協力を得て、避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行う観点から、道路、鉄道等の輸送施設に関する情報について把握する。

【把握しておくべき輸送施設に関する情報】

①　道路　(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)

② 鉄道 （路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
③ 港湾 （港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）
④ 飛行場 （飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など）

(3) 運送経路の把握等

県は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、道路管理者等の協力を得て、適切な運送経路の把握に努めるものとする。

また、県は、避難住民の運送及び緊急物資の運送のための運送路を効率的に確保するため、それぞれの管理者等又は関係する管理者等相互間において、情報収集・連絡体制の整備に努めるものとする。

(4) 協定の締結等

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と協議し、災害時における体制も活用しつつ、これらが、知事からの避難住民の運送及び緊急物資の運送の求めに円滑に応じることができるよう、協定の締結等あらかじめ体制の整備に努めるものとする。

4 交通の確保に関する体制等の整備

(1) 武力攻撃事態等における交通規制計画

県警察は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定するものとする。

(2) 交通管理体制及び交通管制施設の整備

県警察は、武力攻撃事態における広域交通管理体制の整備を図るとともに、武力攻撃事態等において、交通規制が行われた場合における車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

県警察は、武力攻撃事態等において、千葉県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、確認制度の整備を図るものとする。

(4) 道路管理者との連携

県警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにするため、道路管理者と密接に連携するものとする。

5 避難施設の指定

(1) 避難施設の指定の考え方

県は、避難施設の確保に係る基本的な方針、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所及び避難所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う。

(2) 避難施設の指定上の留意事項

ア　避難所として学校、公民館、体育館等の屋内施設を指定する。

また、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時的集合場所として公園、広場、駐車場等の屋外施設を指定するよう配慮する。

イ　爆風等からの直接の被害を軽減するため、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設を指定するよう配慮する。

ウ　事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。

エ　危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。

オ　物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。

カ　車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

(3) 避難施設の指定手続

県は、避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書等により確認する。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知するものとする。

なお、指定避難施設は、資料編記載のとおりである。

(4) 避難施設の廃止、用途変更等

県は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、県に届け出るよう周知するものとする。

(5) 避難施設データベースの共有化

県は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報を国に報告するものとする。また、避難施設の変更があった場合は、定期的に国に報告するものとする。

(6) 市町村及び住民に対する情報提供

県は、市町村による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、避難施設データベースの情報を市町村に提供するものとする。

また、住民に対しても、県警察、市町村、消防本部（局）の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知するものとする。

６　市町村における避難救援に関する備え

(1) 避難実施要領のひな型の作成

市町村は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のひな型をあらかじめ作成するものとする。この場合において、要配慮者の避難方法、季節の別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について特に配慮するものとする。

(2) 運送体制の整備等

市町村は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市町村内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して市町村内の運送力、輸送施設に関する情報を把握するものとする。

(3) 市町村長が実施する救援体制の整備

市町村は、知事との調整の結果、市町村長が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておくものとする。

第３　生活関連等施設の把握等

１　生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等において、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について、以下のとおり定める。

(1) 生活関連等施設の把握

県は、その区域内に所在する生活関連等施設について、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき把握するものとする。

なお、その施設の種類、施設数等は資料編に記載のとおりである。

【施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施　設　の　種　類	所管省庁名
第２７条	１号	発電所、変電所	経済産業省
	２号	ガス工作物	経済産業省
	３号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	４号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	５号	電気通信事業用交換設備	総務省
	６号	放送用無線設備	総務省
	７号	水域施設、係留施設	国土交通省
	８号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	９号	ダム	国土交通省
	10号	第２８条に規定する危険物質等の取扱所	各省庁（主務大臣）
第２８条	１号	危険物	総務省消防庁
	２号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	３号	火薬類	経済産業省
	４号	高圧ガス	経済産業省
	５号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	６号	核原料物質	原子力規制委員会
	７号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	８号	毒薬及び劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	厚生労働省、農林水産省
	９号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 県警察及び海上保安部等に対する情報提供

知事は、県警察並びに海上保安部等に対し生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努めるものとする。

２　生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

(1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知

知事は、消防庁の通知を受け、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を生活関連等施設の管理者に対し通知する。

また、県警察、海上保安部等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網を整備するものとする。

この場合において、県は、事業者と協議の上、施設管理の実態に応じた連絡網を構築するものとする。

(2) 県が管理する生活関連施設等施設の安全確保

県は、安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定めるものとする。

(3) 管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意する。

(4) 管理者に対する助言

県警察は、知事もしくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行うものとする。

３　石油コンビナート等特別防災区域及び成田国際空港における備え

本県には、面積及び危険物の貯蔵取扱量などで、全国有数の石油コンビナート特別防災区域及び世界有数の旅客数・貨物取扱量である成田国際空港が所在している。

これらの施設の重要性にかんがみ、県は、平素から防災体制の活用も図り、事業者、市、県警察、消防機関その他の関係機関との連携に努めるものとする。

４　市町村における備え

市町村は、その区域内に所在する生活関連等施設について、日頃から状況を良く把握するよう努めるとともに、県との連絡体制を整備するものとする。

また、市町村は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定めるものとする。

第４　物資及び資材の備蓄、整備

県及び市町村が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

１　基本的考え方

(1) 防災のための備蓄との関係

県及び市町村が備蓄すべき物資や資材については、防災のための物資や資材と共通するものが多いので、原則として、国民保護措置のためと防災のための備蓄とを相互に兼ねることとする。

また、県は、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備するものとする。

(2) 国との連携

県は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、国全体としての対応を踏まえながら、国との密接な連携のもとで対応するものとする。

(3) 平素からの県民自らの備蓄について

県及び市町村が備蓄している物資や資材のみでは限界があるため、県及び市町村は、県民が平素から自ら備蓄するよう啓発していく。

２　国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備

(1) 防災のための備蓄との関係

県は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり、地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ必要な物資及び資材を、備蓄し整備するものとする。

なお、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものは兼用する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされている。

また、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられる安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品については、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等に努めるものとされており、県としては、国の整備の状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応するものとする。

(3) 国、市町村その他関係機関との連携

県は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備について、国、市町村その他関係機関と連携するものとする。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、
放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具　等

3　県の管理する施設及び設備の整備等

(1) 施設及び設備の整備等

県は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備や点検をするものとする。

(2) ライフライン施設の代替性の確保

県は、その管理する上下水道及び工業用水道施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとし、ライフラインの被害状況の把握や緊急時の供給方法について、あらかじめ具体的な検討を行うものとする。

また、県は、当該施設の応急の復旧に関して、あらかじめ事業者間の広域応援体制の整備に努めるものとする。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

県は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努めるものとする。

4　市町村及び指定地方公共機関での物資・資材の備蓄、整備

市町村及び指定地方公共機関は、県と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

第５　医療救護体制の整備

武力攻撃災害の発生時には、多数の負傷者等の発生が予想され、また、ＮＢＣによる攻撃を受けた際は、特殊な治療等も要求される。
このため、県、医療機関、消防機関等の関係機関が密接に連携し、的確かつ迅速な医療活動が出来るよう、医療救護体制の整備の確立について、以下のとおり定める。

１　初期医療体制の整備

県は、市町村と連携のもと、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会等と協議して、救護所の設置及び医療救護班の派遣を行うための計画を予め定めるものとする。この場合において、応急救護物資の供給など救護所を支援するため、健康福祉センター（保健所）等に設置される合同救護本部等を活用するものとする。
消防本部（局）は、医療機関または他の消防本部（局）と平常時から連携を密にしておき、救急救助体制の整備を図るものとする。
また、ＮＢＣ攻撃による負傷者が出た場合には、消防機関及び救急医療機関等は、特殊な装備等で現場に臨む必要があることから、県及び市町村は、防護服等資機材の整備を進めるものとする。

２　後方医療体制の整備

県は、救護所や救急医療機関では対応できない重症者等を収容・治療するため、武力攻撃災害時には地域防災計画に規定する災害拠点病院を後方医療施設の中核的な医療機関とし、受け入れ体制を整備するものとする。
また、災害拠点病院となっていない県立病院においても、これに準じた体制を整備するとともに、中核的な医療機関として活動するものとする。
さらに、必要に応じ、県医師会の協力を得て、傷病者等を受け入れる災害医療協力病院等の確保を図る。

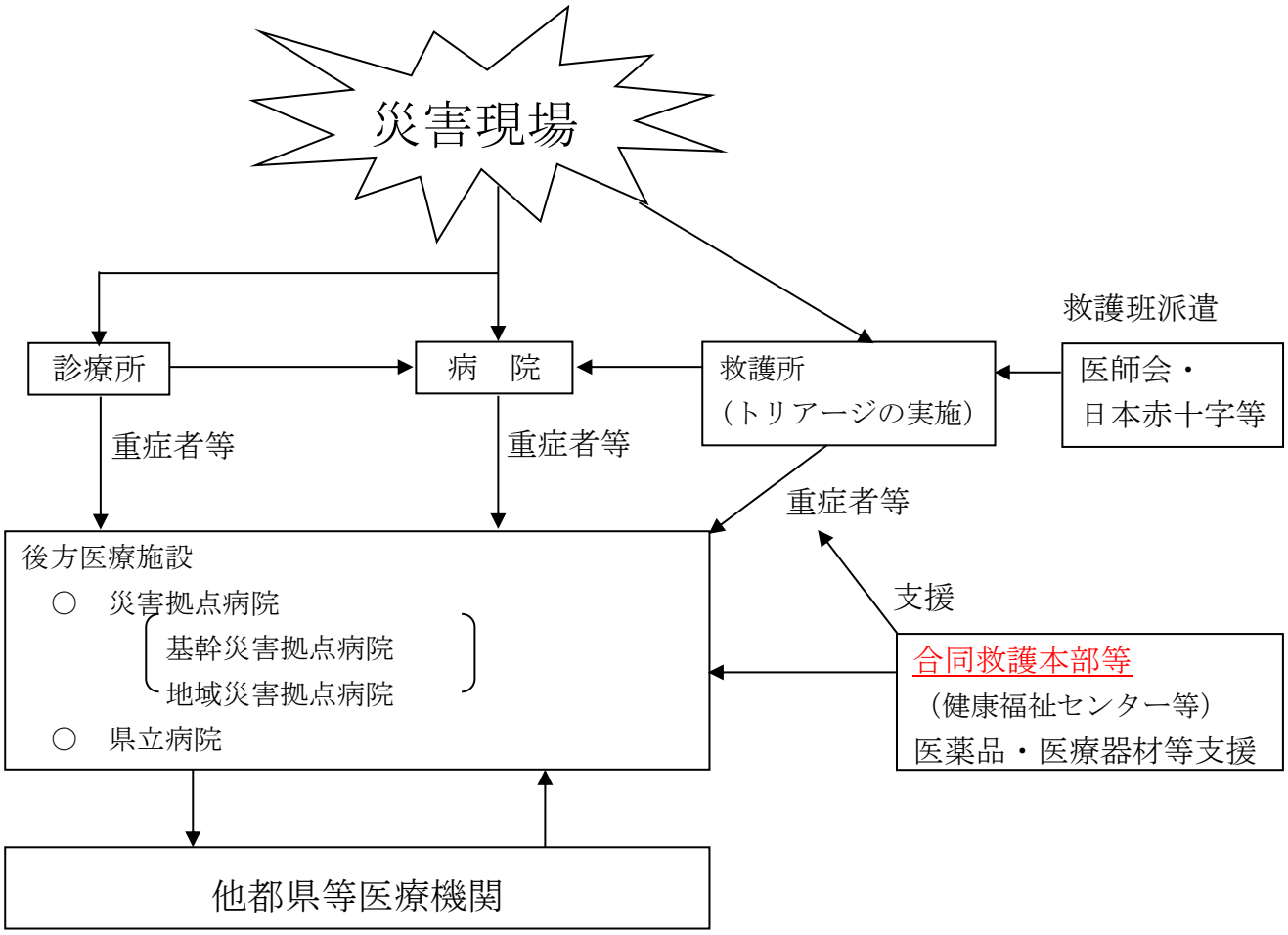
３　広域的医療体制の整備

県は、「武力攻撃災害」の広域性及び石油コンビナートが多数立地している本県の特殊性を考慮し、医療救護班の派遣、患者の受入、医薬品等の供給、連絡体制等、武力攻撃災害時の広域的な医療救護体制を整備するものとする。また、国、他都県等と協力した広域的な医療救護体制を整備する。

4　傷病者搬送体制の整備

県は、医療機関及び消防本部（局）と連携し、救急車、ドクターヘリコプター及び千葉市消防ヘリコプターを活用した、武力攻撃災害時の傷病者の搬送体制を整備する。

【武力攻撃災害時における医療救護体制の流れ】



第６　要配慮者の支援体制の整備

高齢者、障害者、乳幼児及び外国人などいわゆる要配慮者は武力攻撃事態の際は自ら避難することが困難又は障害が存するため、要配慮者に対する避難、救援、情報伝達などの体制の整備について、以下のとおり定める。

１　要配慮者に関する配慮

県及び市町村は、要配慮者について、次のとおり配慮するものとする。

ア　要配慮者の安否確認及び必要な支援の内容の把握
イ　生活支援のための人材確保
ウ　要配慮者の実情に応じた情報の提供
エ　粉ミルクや柔らかい食品など特別な食材を必要とする者に対する当該食品の確保及び提供
オ　病状あるいは障害の状況等に応じた介助用品または補装具の確保又は提供
カ　避難施設または居宅への必要な資機材の設置又は配布
キ　避難施設または居宅への相談員の巡回による生活状況の確認及び健康相談の実施
ク　要配慮者について、優先的な避難施設の確保、健康状態等の把握に努め、状況に応じて社会福祉施設等への受入要請の実施

２　社会福祉施設等における備え

社会福祉施設等の管理者は、防災のための施設設備の整備に努めるとともに、夜間も含めた緊急連絡体制及び施設等の職員の役割分担についてあらかじめ定めておくこととされている。また、施設の職員及び入所者等に対する訓練を実施するなどして武力攻撃災害に関する知識の普及啓発を行うとされている。

３　児童・生徒等の避難時の配慮

学校や幼稚園等の管理者は、児童・生徒、園児等を当該学校等以外の施設に避難させる場合は、教職員が引率して集団で避難させ、その後の状況に応じて保護者への連絡及び引き渡しを行うこととするなど、あらかじめ対策を講ずるよう努めるとされている。

４　外国人に対しての配慮

県は、外国語版のパンフレット、ビデオ等を作成することにより、外国人に対して、武力攻撃災害に関する知識の普及啓発を行うものとする。

第７　国民保護に関する理解の促進

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。
このため、国民保護の意義や仕組みについて、あらゆる機会を通じ、説明会等を行い、国民保護に関する理解の促進を図るため、以下のとおり定める。

１　理解の促進

県及び市町村は、国と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に広報活動を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施し、理解を深めてもらうものとする。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により理解を深めてもらうものとする。

２　防災に関する啓発との連携

県は、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民の国民保護に関する理解の促進を図るものとする。

３　公立学校における教育

県教育委員会及び市町村教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童・生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、公立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行うものとする。

４　私立学校における教育

県は、文部科学省の協力を得て、児童・生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、私立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育に努めるよう要請するものとする。

第２章　武力攻撃事態及び予測事態への対処

第１　事態認定前の対処

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合は、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられる。県は、事態認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

初動体制を迅速に確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、国による事態認定の前の段階における県の初動体制について、以下のとおり定める。

１　初動時情報連絡体制

消防機関や市町村からの連絡その他の情報により、県の各部局等が緊急事態の発生を把握した場合は、直ちにその旨を、知事、副知事及び防災危機管理部長へ報告するとともに、他の関係部局庁へ連絡し、必要に応じ関係省庁など国の機関へ連絡する。

また、県の関係部局庁は、第一報に続き、被害の概要、経過、措置等に関する続報についても知事、副知事及び防災危機管理部長へ迅速に報告するものとする。

２　国民保護等連絡室の設置

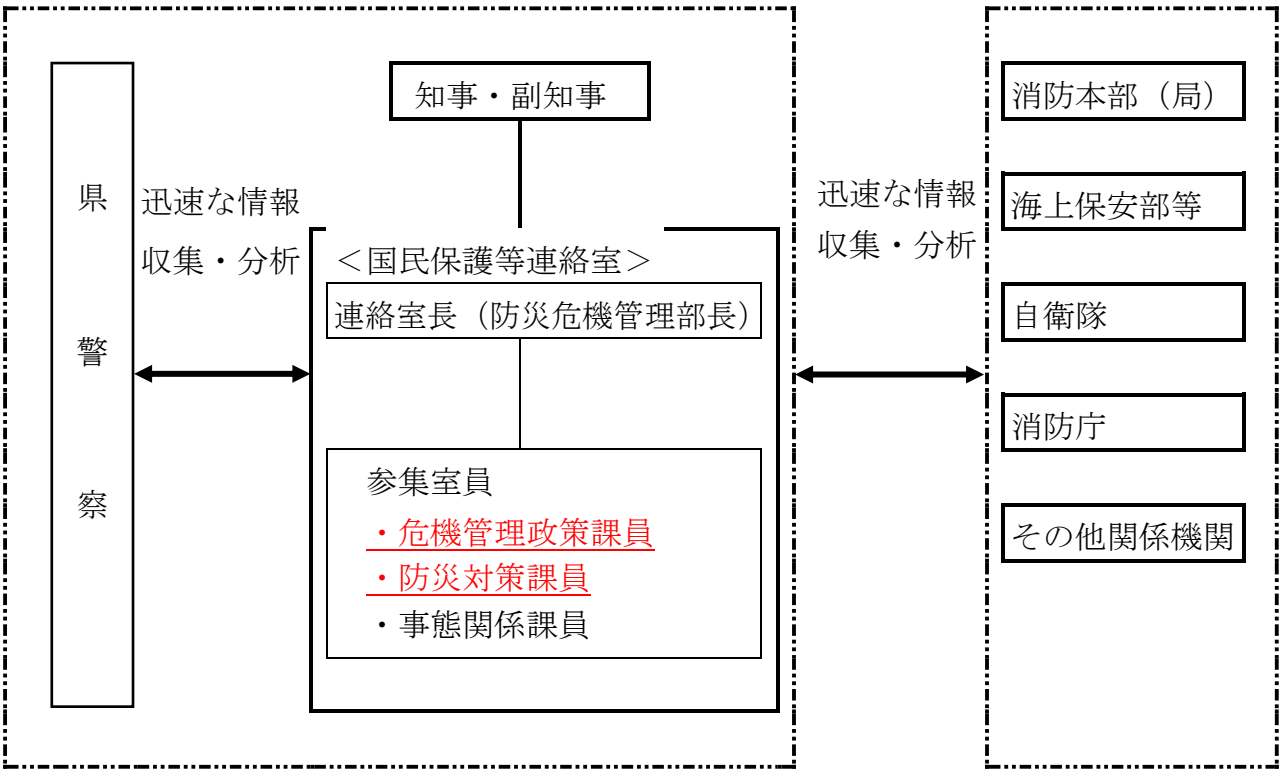
(1)　防災危機管理部長は、多数の死傷者が発生したり、建物が爆発するなど国における武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合においては、県として情報収集・分析を行うため国民保護等連絡室を速やかに設置する。国民保護等連絡室は、防災危機管理部長など、事案発生時の危機管理に不可欠な少人数の要員により構成する。

なお、国民保護等連絡室は、国において事態認定が行われたが、事案発生場所が遠隔地であるなど本県との関連度が低い場合も同様に設置する。

(2)　国民保護等連絡室は、県警察、消防本部（局）、海上保安部、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

(3)　防災危機管理部長は、情報分析の結果、武力攻撃事態に該当しないことが判明した場合は、国民保護等連絡室を廃止する。

【国民保護等連絡室の組織構成図】



３　国民保護等緊急対策本部の設置

(1) 知事は、国における武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の疑いがある場合に、県民の生命、身体及び財産を保護するために必要な措置を迅速に実施する必要があるときは、国民保護等緊急対策本部（以下「緊急対策本部」という。）を速やかに設置する。

(2) 緊急対策本部の組織及び分掌事務は、以下のとおりとする。

【緊急対策本部の組織構成図】

＜緊急対策本部＞

本部会議	県対策本部長	知事
	県対策副本部長	副知事
	県対策本部員 （県統括対策本部員）	総務部長 総合企画部長 防災危機管理部長 地域防災担当部長 健康福祉部長 保健医療担当部長 環境生活部長 商工労働部長 農林水産部長 県土整備部長 会計管理者 企業局長 病院局長 教育長 警察本部長の指定する者
	本部派遣職員	自衛隊、関係機関から本部長が派遣を求める者

本部事務局	事務局長	防災危機管理部次長
	事務局次長	危機管理政策課長 防災対策課長 消防課長 産業保安課長 総務課長 財政課長 市町村課長
	事務局職員	統制班 庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 被災者支援班 避難者対応班 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能対応班
本部連絡員		本部各部長の指名する者

＜各部＞

- 総務部
- 総合企画部
- 健康福祉部
- 環境生活部
- 商工労働部
- 農林水産部
- 県土整備部
- 出納部
- 企業部
- 病院部
- 教育部
- 警察部

現地緊急対策本部

【緊急対策本部事務局の組織構成及び分掌事務】

班　名	分　掌　事　務
統制班	1　緊急対策本部事務局の業務の総括に関すること （1）緊急対策本部事務局及び各部の進捗管理に関すること （2）総括予定表（日々・週次）の作成に関すること （3）事務局長指示の各班への伝達、完行状況の監督に関すること 2　緊急対策本部会議等に関すること （1）緊急対策本部会議運営に関わる連絡調整に関すること （2）緊急対策本部資料作成に関すること （3）緊急対策本部会議の記録に関すること （4）班長調整会議の実施等、事務局各班相互の連携に関すること 3　緊急対策本部事務局の組織、職員の配置及び勤務体制に関すること 4　他の班に属しないこと
庶務班	1　事務局各班の業務の分担に関すること 2　文書の供覧、文書管理の指示に関すること 3　配備職員の参集状況の確認に関すること 4　配備職員及びその家族の安否に関すること 5　本部事務局職員の執務環境・健康管理等に関すること 6　本部事務局職員の食糧、仮眠場所の確保に関すること 7　自衛隊等関係機関からの派遣職員に対する支援に関すること 8　特殊標章等に関すること
情報班	1　被害情報の収集に関すること （1）市町村、消防（局）本部から県内被害状況 （2）ライフライン関係機関から被害及び復旧状況 （3）自衛隊、海上保安庁、千葉県警察等関係機関が入手した被害情報 （4）千葉県に影響を及ぼす他都県の被害状況 （5）マスコミが報道した被害情報 （6）ヘリコプター映像、高所カメラ等による被害状況 2　市町村の避難の指示の伝達及び住民の避難状況に関すること 3　被害の発生・拡大及び救援活動に影響を及ぼす気象・海象情報の収集に関すること。 4　帰宅困難者、滞留者に係る情報の収集に関すること 5　安否情報システムに関すること （1）安否情報の収集・整理・報告 （2）安否情報の照会に対する回答 6　その他、事務局長から命ぜられた情報の収集に関すること 7　被害情報の集約・整理に関すること （1）各部が担任する被害情報を集約 （2）分野別に被害情報を集約・整理 （3）定時に被害報告報（被害の取り纏め）を作成 8　被害情報の報告・提供に関すること

	（１）国（消防庁等）への被害報告 （２）事務局各班の情報要求に係る情報の提供 （３）重要情報、被害報告報を事務局各班、各部、市町村、関係機関等に提供 ９　防災ポータルサイトへの情報の掲載及び更新に関すること １０　本部長等の状況判断に係る情報の分析に関すること （１）主要な情報収集項目の決定 （２）入手した情報を評価（信頼性と緊急性）し、本部長等に報告するとともに各班に提供 （３）集約・整理された情報を分析（被害の概括と応急対策に及ぼす影響）し、本部長等に報告するとともに事務局各班に提供
応急対策班	１　応急対策立案に関すること （１）緊急対策本部が実施する応急対策の方針等の策定に関すること （２）応急対策の総合調整に関すること （３）被災市町村の応急対策（避難指示等）の助言に関すること ２　部隊運用の調整に関すること （１）自衛隊の派遣要請、緊急消防援助隊出動要請、広域消防応援指示、災害医療本部の調整支援に関すること （２）自衛隊、警察、消防機関との運用調整、その他関係機関との連絡調整に関すること ３　航空運用調整に関すること （１）支援航空機の運航調整に関すること （２）ヘリコプター映像の要請に関すること
応援受援班	１　人的応援・受援（他部において調整するものを除く。）の総合調整に関すること ２　被災市町村からの応援要請の受付及び助言に関すること ３　被災市町村における支援ニーズの把握に関すること ４　国、全国知事会、関東地方知事会、九都県市等との連絡・調整に関すること ５　人的応援・受援状況の取りまとめに関すること
被災者支援班	１　被災者支援の総合調整に関すること ２　救援における国民保護法の適用に関すること ３　帰宅困難者・滞留者対策に関すること ４　生活再建資金に関すること ５　義援金の募集、配分に関すること ６　ボランティアセンターの開設に関すること
避難者対応班	１　避難者（在宅避難者を含む）対応の総合調整に関すること ２　避難所の環境改善に係る市町村支援に関すること ３　広域避難者対策に関すること
物資支援班	１　救援物資の所要の算定、調達、配分に関すること ２　物資調達・輸送調整等支援システムの運用に関すること

	3　県備蓄物資の配分・配送及び自治体間の備蓄物資の相互応援に関すること 4　支援計画の作成に関すること （1）救援物資集積拠点の選定 （2）救援物資輸送ルート及び緊急輸送道路の選定 （3）救援物資集積拠点の体制（集荷、荷分け、発送業務）構築及び運営要領の策定 5　物資集積拠点の運営（荷受、倉庫管理、出荷）に関すること 6　輸送手段（車両、航空機、船舶）の確保及び輸送に関すること 7　自衛隊への輸送要請に関すること 8　救援物資輸送車両の運行指示に関すること 9　災害従事車両通行手続き等に関すること １０　優先対象施設・車両に対する石油類燃料の確保に関すること
通信・システム班	1　防災行政無線の運用に関すること （1）通信施設・装置・回線の点検と異常時の対処 （2）現地派遣班、現地応急対策本部の通信設備の準備 2　防災情報システムの維持・管理に関すること 3　大型表示装置等の運用に関すること （1）事務局各班から示された緊急重要情報 （2）適宜、重要度を考慮し、情報（映像を含む。）を大型画面に表示 （3）高所カメラによる被災状況の撮影と映像の表示 （4）ヘリコプターから伝送された映像の表示 4　ＴＶ会議システムの運用に関すること 5　特別会議室の器材操作に関すること 6　ちば衛星号の運用に関すること
広報班	1　報道広報班との連携に関すること （1）広報に関する態勢、要領等全般について （2）広聴室（県民からの問い合わせ）に係る連絡・調整 2　知事コメントの内容に関すること 3　知事記者会見に関すること 4　記者発表に関すること 5　報道機関からの取材に関すること 6　県民への情報発信に関すること （1）報道広報課を通じ、（災害時における放送要請に関する協定）放送局へ緊急放送を要請 （2）ホームページへの掲載及び更新 （3）その他の広報媒体を通じた情報発信 7　県議会及び視察者の対応に関すること
現地派遣班	1　現地被害状況の収集、報告に関すること 2　市町村との連絡調整に関すること 3　現地緊急対策本部の設置に関すること

	4　被災市町村における支援ニーズの把握に関すること
本部連絡員	1　各部で収集した被害情報の報告に関すること 2　各部の応急対策の実施内容及びその進捗状況の報告に関すること 3　各部との連絡に関すること
放射能対応班	1　総合窓口に関すること 2　放射線モニタリング等連絡会議に関すること 3　放射線モニタリング等における総合調整に関すること 4　放射線モニタリング等の情報の収集に関すること

【緊急対策本部各部の主な業務】

部　名	主　な　業　務
総務部	・職員の動員及び派遣に関すること ・県国民保護措置関係の予算に関すること ・庁舎、公有財産の管理に関すること ・県税の減免に関すること ・被災市町村の行財政運営の支援に関すること ・私立学校の武力攻撃災害対策の準備検討に関すること ・その他部内の業務に関すること
総合企画部	・全国知事会及び関東知事会に関すること ・報道機関に関すること ・市町村営等水道施設に関すること ・飲料水供給の指導に関すること ・ＪＲほか鉄道会社との連絡調整に関すること ・一般社団法人千葉県バス協会との連絡調整に関すること ・その他公共交通機関との連絡調整に関すること ・その他部内の業務に関すること
健康福祉部	・赤十字標章等に関すること ・医療救護体制に関すること ・医療関係機関との連絡調整に関すること ・保健衛生・防疫に関すること ・県関係各種福祉施設に関すること ・各種福祉施設の武力攻撃災害対策の準備検討に関すること ・医療救護班の編成・派遣に関すること ・医薬品の確保・供給に関すること ・飲料水・食品の衛生に関すること ・毒劇物に関すること ・埋葬及び火葬に関すること ・動物の保護等に関すること ・その他部内の業務に関すること

環境生活部	・武力攻撃災害による廃棄物処理の準備検討に関すること ・し尿処理に関すること ・大気及び水質監視に関すること ・生活関連物資等の価格安定に関すること ・その他部内の業務に関すること
商工労働部	・一般社団法人千葉県トラック協会との連絡調整に関すること ・物資運送手段の確保及び手配に関すること ・観光施設及び観光客に関すること ・その他部内の業務に関すること
農林水産部	・応急食料の供給及び確保に関すること ・農林水産業団体との連絡調整に関すること ・農林水産業施設に関すること ・その他部内の業務に関すること
県土整備部	・道路、橋梁に関すること ・河川、ダムに関すること ・港湾施設に関すること ・公園施設に関すること ・下水道施設に関すること ・県立公園に関すること ・県営住宅に関すること ・応急仮設住宅に関すること ・その他部内の業務に関すること
出納部	・武力攻撃災害時に係る会計事務の準備検討に関すること ・その他部内の業務に関すること
企業部	・県営水道施設、水道用水供給施設及び工業用水道施設に関すること ・武力攻撃災害時に係る飲料水の確保、供給の準備検討に関すること ・県営水道区域内の応急給水の総合調整に関すること ・土地造成・管理事業区域及び事業に関すること ・その他部内の業務に関すること
病院部	・県立病院施設に関すること ・県立病院に係る傷病者等の受け入れ体制に関すること ・県立病院に係る医療等の供給体制に関すること ・その他部内の業務に関すること
教育部	・学校及び教育施設の武力攻撃災害対策の準備検討に関すること ・児童・生徒等の安全、避難等に関すること ・文化財の保護に関すること ・学用品の確保、調達に関すること ・授業料の減免措置に関すること ・その他部内の業務に関すること

警察部	・武力攻撃災害時の警備の準備検討に関すること ・交通規制体制の確保に関すること ・避難誘導体制の確保に関すること ・その他部内の業務に関すること

(3) 知事は、被害状況や住民の対比状況の把握など必要と認めるときは、現地緊急対策本部を設置する。

なお、現地緊急対策本部長や現地緊急対策本部員は、緊急対策本部員その他の職員のうちから緊急対策本部長が指名する者をもって充てる。

(4) 県は、緊急対策本部を設置したときは、直ちに消防庁を経由（県警察本部長においては、警察庁を経由）して内閣官房に連絡する。

(5) 緊急対策本部は、県警察、消防本部（局）、海上保安部、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

(6) 事態認定前における初動措置

県は、緊急対策本部において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。

(7) 支援の要請

知事は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関や他の都道府県に対し支援を要請する。

4 国民保護対策本部に移行する場合の調整

(1) 国民保護等連絡室又は緊急対策本部の廃止

国民保護等連絡室又は緊急対策本部を設置した後に国において事態認定が行われ、本県に対し国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合については、直ちに県国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、国民保護等連絡室又は緊急対策本部は廃止する。

(2) 災害対策本部からの移行

県が、事態を大規模事故として判断し、又は多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合において、その後、国において事態認定が行われ、国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合には、県は、直ちに県国民保護対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。

なお、県国民保護対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所用の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

５　市町村における初動連絡体制の迅速な確立

(1) 市町村長が多数の人を殺傷する行為等の事案を把握した場合には、市町村は、県に準じた対応をとるものとする。

(2) 市町村が連絡室等初動体制を整えた後、国において事態認定が行われ、市町村国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合は、直ちに市町村国民保護対策本部を設置するものとする。

(3) (2) の場合において、市町村国民保護対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合には、必要な調整を行うものとする。

第２　県国民保護対策本部の設置等

県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）を迅速に設置するため、その設置手順や組織、機能等について、以下のとおり定める。

１　県対策本部の設置

(1) 県対策本部を設置する場合の手順

ア　県対策本部の設置

知事は、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）を経由して、県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた場合、直ちに県対策本部を設置するものとする。なお、事前に国民保護等連絡室及び緊急対策本部を設置していた場合は、県対策本部に切り替えるものとする。

イ　県対策本部員及び県対策本部職員の参集

県対策本部事務局（危機管理政策課）は、県対策本部員、本部連絡員及び本部事務局員に対し、職員参集システム及び各連絡網を活用し、県対策本部に参集するよう連絡する。

ウ　県対策本部の開設

県対策本部事務局（危機管理政策課）は、県庁中庁舎６階防災危機管理センターに県対策本部を開設するとともに、県対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始するものとする。なお、関係機関等が相互に電話、ＦＡＸ、電子メール等を用いることにより、平時から、通信手段等の状態を確認しておくこととする。

また、知事は、県議会に県対策本部を設置した旨を連絡するものとする。

さらに、県対策本部事務局（危機管理政策課）は、直ちに、知事の指定した指定地方公共機関など関係機関に対して、県対策本部を設置した旨を通知するものとする。

エ　交代要員等の確保

県は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行うものとする。

オ　代替施設における本部機能の確保

県は、県対策本部が被災した場合等県対策本部を県庁内に設置できない場合に備え、以下のとおり県対策本部の代替施設を指定するものとする。

【代替施設の指定】

次に掲げる順位で、県対策本部の代替施設を指定する。なお、事態時の状況に応じ、知事の判断により変更することを妨げるものではない。

〔第１位〕印旛地域振興事務所
〔第２位〕東葛飾地域振興事務所
〔第３位〕長生地域振興事務所

また、県の区域を越える避難が必要で、区域内に県対策本部を設置することができない場合には、避難先地域を管轄する知事と県対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 県対策本部を設置すべき県の指定の要請等

知事は、県が県対策本部を設置すべき県の指定が行われていない場合において、県における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、消防庁を経由して県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請するものとする。

また、県の区域内の市町村の長から、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請があった場合も、同様とする。

(3) 県対策本部の組織構成及び機能

県国民保護対策本部会議は、県国民保護対策本部長（以下、「県対策本部長」という。）、県国民保護対策副本部長（以下、「県対策副本部長」という。）、県国民保護対策本部員（以下、「県対策本部員」という。）で構成し、次の者をもって充てるものとする。また、本部員等の構成及び本部事務局各班の分掌事務は以下のとおりとする。

【県対策本部の組織構成図】

＜県国民保護対策本部＞

本部会議	県対策本部長	知事
	県対策副本部長	副知事
	県対策本部員 （県統括対策本部員）	総務部長 総合企画部長 防災危機管理部長 地域防災担当部長 健康福祉部長 保健医療担当部長 環境生活部長 商工労働部長 農林水産部長 県土整備部長 会計管理者 企業局長 病院局長 教育長 警察本部長の指定する者
	本部派遣職員	自衛隊、関係機関から本部長が派遣を求める者

本部事務局	事務局長	防災危機管理部次長
	事務局次長	危機管理政策課長 防災対策課長 消防課長 産業保安課長 総務課長 財政課長 市町村課長
	事務局職員	統制班 庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 被災者支援班 避難者対応班 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能対応班
本部連絡員		本部各部長の指名する者

＜各部＞

- 総務部
- 総合企画部
- 健康福祉部
- 環境生活部
- 商工労働部
- 農林水産部
- 県土整備部
- 出納部
- 企業部
- 病院部
- 教育部
- 警察部

県現地対策本部

【県対策本部事務局の組織構成及び分掌事務】

班　名	分　掌　事　務
統制班	1　県対策本部事務局の業務の総括に関すること （1）県対策本部事務局及び各部の進捗管理に関すること （2）総括予定表（日々・週次）の作成に関すること （3）事務局長指示の各班への伝達、完行状況の監督に関すること 2　県対策本部会議等に関すること （1）県対策本部会議運営に関わる連絡調整に関すること （2）県対策本部資料作成に関すること （3）県対策本部会議の記録に関すること （4）班長調整会議の実施等、事務局各班相互の連携に関すること 3　県対策本部事務局の組織、職員の配置及び勤務体制に関すること 4　他の班に属しないこと
庶務班	1　事務局各班の業務の分担に関すること 2　文書の供覧、文書管理の指示に関すること 3　配備職員の参集状況の確認に関すること 4　配備職員及びその家族の安否に関すること 5　本部事務局職員の執務環境・健康管理等に関すること 6　本部事務局職員の食糧、仮眠場所の確保に関すること 7　自衛隊等関係機関からの派遣職員に対する支援に関すること 8　特殊標章等に関すること
情報班	1　被害情報の収集に関すること （1）市町村、消防（局）本部から県内被害状況 （2）ライフライン関係機関から被害及び復旧状況 （3）自衛隊、海上保安庁、千葉県警察等関係機関が入手した被害情報 （4）千葉県に影響を及ぼす他都県の被害状況 （5）マスコミが報道した被害情報 （6）ヘリコプター映像、高所カメラ等による被害状況 2　市町村の避難の指示の伝達及び住民の避難状況に関すること 3　被害の発生・拡大及び救援活動に影響を及ぼす気象・海象情報の収集に関すること 4　帰宅困難者、滞留者に係る情報の収集に関すること 5　安否情報システムに関すること （1）安否情報の収集・整理・報告 （2）安否情報の照会に対する回答 6　その他、事務局長から命ぜられた情報の収集に関すること 7　被害情報の集約・整理に関すること （1）各部が担任する被害情報を集約 （2）分野別に被害情報を集約・整理 （3）定時に被害報告報（被害の取り纏め）を作成

	8　被害情報の報告・提供に関すること （1）国（消防庁等）への被害報告 （2）事務局各班の情報要求に係る情報の提供 （3）重要情報、被害報告報を事務局各班、各部、市町村、関係機関等に提供 9　防災ポータルサイトへの情報の掲載及び更新に関すること 10　本部長等の状況判断に係る情報の分析に関すること （1）主要な情報収集項目の決定 （2）入手した情報を評価（信頼性と緊急性）し、本部長等に報告するとともに各班に提供 （3）集約・整理された情報を分析（被害の概括と応急対策に及ぼす影響）し、本部長等に報告するとともに事務局各班に提供
応急対策班	1　応急対策立案に関すること （1）県対策本部が実施する応急対策の方針等の策定に関すること （2）応急対策の総合調整に関すること （3）被災市町村の応急対策（避難指示等）の助言に関すること 2　部隊運用の調整に関すること （1）自衛隊の派遣要請、緊急消防援助隊出動要請、広域消防応援指示、災害医療本部の調整支援に関すること （2）自衛隊、警察、消防機関との運用調整、その他関係機関との連絡調整に関すること 3　航空運用調整に関すること （1）支援航空機の運航調整に関すること （2）ヘリコプター映像の要請に関すること
応援受援班	1　人的応援・受援（他部において調整するものを除く。）の総合調整に関すること 2　被災市町村からの応援要請の受付及び助言に関すること 3　被災市町村における支援ニーズの把握に関すること 4　国、全国知事会、関東地方知事会、九都県市等との連絡・調整に関すること 5　人的応援・受援状況の取りまとめに関すること
被災者支援班	1　被災者支援の総合調整に関すること 2　救援の実施に関すること 3　帰宅困難者・滞留者対策に関すること 4　生活再建資金に関すること 5　義援金の募集、配分に関すること 6　ボランティアセンターの開設に関すること
避難者対応班	1　避難者（在宅避難者を含む）対応の総合調整に関すること 2　避難所の環境改善に係る市町村支援に関すること 3　広域避難者対策に関すること

物資支援班	1　救援物資の所要の算定、調達、配分に関すること 2　物資調達・輸送調整等支援システムの運用に関すること 3　県備蓄物資の配分・配送及び自治体間の備蓄物資の相互応援に関すること 4　支援計画の作成に関すること （1）救援物資集積拠点の選定 （2）救援物資輸送ルート及び緊急輸送道路の選定 （3）救援物資集積拠点の体制（集荷、荷分け、発送業務）構築及び運営要領の策定 5　物資集積拠点の運営（荷受、倉庫管理、出荷）に関すること 6　輸送手段（車両、航空機、船舶）の確保及び輸送に関すること 7　自衛隊への輸送要請に関すること 8　救援物資輸送車両の運行指示に関すること 9　災害従事車両通行手続き等に関すること １０　優先対象施設・車両に対する石油類燃料の確保に関すること
通信・システム班	1　防災行政無線の運用に関すること （1）通信施設・装置・回線の点検と異常時の対処 （2）現地派遣班、県現地対策本部の通信設備の準備 2　防災情報システムの維持・管理に関すること 3　大型表示装置等の運用に関すること （1）事務局各班から示された緊急重要情報 （2）適宜、重要度を考慮し、情報（映像を含む。）を大型画面に表示 （3）高所カメラによる被災状況の撮影と映像の表示 （4）ヘリコプターから伝送された映像の表示 4　ＴＶ会議システムの運用に関すること 5　特別会議室の器材操作に関すること 6　ちば衛星号の運用に関すること
広報班	1　報道広報班との連携に関すること （1）広報に関する態勢、要領等全般について （2）広聴室（県民からの問い合わせ）に係る連絡・調整 2　知事コメントの内容に関すること 3　知事記者会見に関すること 4　記者発表に関すること 5　報道機関からの取材に関すること 6　県民への情報発信に関すること （1）報道広報課を通じ、（災害時における放送要請に関する協定）放送局へ緊急放送を要請 （2）ホームページへの掲載及び更新 （3）その他の広報媒体を通じた情報発信 7　県議会及び視察者の対応に関すること

現地派遣班	1　現地被害状況の収集、報告に関すること 2　市町村との連絡調整に関すること 3　県現地対策本部の設置に関すること 4　被災市町村における支援ニーズの把握に関すること
本部連絡員	1　各部で収集した被害情報の報告に関すること 2　各部の応急対策の実施内容及びその進捗状況の報告に関すること 3　各部との連絡に関すること
放射能対応班	1　総合窓口に関すること 2　放射線モニタリング等連絡会議に関すること 3　放射線モニタリング等における総合調整に関すること 4　放射線モニタリング等の情報の収集に関すること

【県対策本部各部の主な業務】

部　名	主　な　業　務
総務部	・職員の動員及び派遣に関すること ・県国民保護措置関係の予算に関すること ・庁舎、公有財産の管理に関すること ・県税の減免に関すること ・被災市町村の行財政運営の支援に関すること ・私立学校の武力攻撃災害対策に関すること ・その他部内の業務に関すること
総合企画部	・全国知事会及び関東知事会に関すること ・報道機関に関すること ・市町村営等水道施設に関すること ・飲料水供給の指導に関すること ・ＪＲほか鉄道会社との連絡調整に関すること ・一般社団法人千葉県バス協会との連絡調整に関すること ・その他公共交通機関との連絡調整に関すること ・その他部内の業務に関すること
健康福祉部	・赤十字標章等に関すること ・医療救護体制に関すること ・医療関係機関との連絡調整に関すること ・保健衛生・防疫に関すること ・県関係各種福祉施設に関すること ・各種福祉施設の武力攻撃災害対策に関すること ・医療救護班の編成・派遣に関すること ・医薬品の確保・供給に関すること ・飲料水・食品の衛生に関すること ・毒劇物に関すること

	・埋葬及び火葬に関すること ・動物の保護等に関すること ・その他部内の業務に関すること
環境生活部	・武力攻撃災害による廃棄物処理に関すること ・し尿処理に関すること ・大気及び水質監視に関すること ・生活関連物資等の価格安定に関すること ・その他部内の業務に関すること
商工労働部	・一般社団法人千葉県トラック協会との連絡調整に関すること ・物資運送手段の確保及び手配に関すること ・観光施設及び観光客に関すること ・その他部内の業務に関すること
農林水産部	・応急食料の供給及び確保に関すること ・農林水産業団体との連絡調整に関すること ・農林水産業施設に関すること ・その他部内の業務に関すること
県土整備部	・道路、橋梁に関すること ・河川、ダムに関すること ・港湾施設に関すること ・公園施設に関すること ・下水道施設に関すること ・県立公園に関すること ・県営住宅に関すること ・応急仮設住宅に関すること ・その他部内の業務に関すること
出納部	・武力攻撃災害時に係る会計事務に関すること ・その他部内の業務に関すること
企業部	・県営水道施設、水道用水供給施設及び工業用水道施設に関すること ・武力攻撃災害時に係る飲料水の確保、供給に関すること ・県営水道区域内の応急給水の総合調整に関すること ・土地造成・管理事業区域及び事業に関すること ・その他部内の業務に関すること
病院部	・県立病院施設に関すること ・県立病院に係る傷病者等の受け入れ体制に関すること ・県立病院に係る医療等の供給体制に関すること ・その他部内の業務に関すること
教育部	・学校及び教育施設の武力攻撃災害対策に関すること ・児童・生徒等の安全、避難等に関すること ・文化財の保護に関すること

	・学用品の確保、調達に関すること ・授業料の減免措置に関すること ・その他部内の業務に関すること
警察部	・武力攻撃災害時の警備に関すること ・交通規制体制の確保に関すること ・避難誘導体制の確保に関すること ・その他部内の業務に関すること

(4) 県現地対策本部の設置

知事は、避難住民の数が多い地域等において、市町村対策本部や指定地方公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合等において、県対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、県現地対策本部を設置する。

県現地対策本部長や県現地対策本部員は、県対策副本部長、県対策本部員その他の職員のうちから県対策本部長が指名する者をもって充てる。

(5) 県対策本部長の権限

県対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図るものとする。

ア　県の区域内の国民保護措置に関する総合調整

県対策本部長は、県の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができるものとする。

また、市町村対策本部長から総合調整の実施を要請された場合において、必要があると認める場合は、所要の総合調整を行うことができるものとする。

この場合において、県対策本部長が行う総合調整については、国民保護法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性及び自立性に配慮するものとする。

イ　国の対策本部長に対する総合調整の要請

県対策本部長は、国の対策本部長に対して、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができるものとする。

この場合において、県対策本部長は、消防庁を窓口として要請を行うこととし、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにするものとする。

ウ　職員の派遣の求め

県対策本部長は、国民保護措置の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と

緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができるものとする。また、防衛大臣に対して、その指定する職員の県対策本部会議への出席を求めることができるものとする（自衛隊の連絡員の派遣）。

エ　情報の提供の求め

県対策本部長は、国の対策本部長に対し、県の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができるものとする。

この場合、県対策本部長は、消防庁を窓口として情報の提供を求めるものとする。

オ　国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

県対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、県の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

カ　県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め

県対策本部長は、県警察及び県教育委員会に対し、県の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができるものとする。

この場合において、県対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

キ　県対策本部の廃止

知事は、内閣総理大臣から県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、県対策本部を廃止するものとする。

2　現地調整所の設置

市町村長は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとし、県は職員を派遣する。

但し、知事は、市町村長が対応することが困難な場合、災害の状況が重大な場合、当該措置が市町村の区域を越えて実施される場合等、現地関係機関の調整に県が最も適切に対処しうると判断されたときは、市町村長と調整のうえ、現地調整所を設置する。

3　通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

県及び市町村は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、ＬＧＷＡＮ（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段の確保に努めるものとする。

(2) 情報通信手段の機能確認

県及び市町村は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。また、直ちに総務省にその状況を連絡するものとする。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

県及び市町村は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努めるものとする。

第３　関係機関相互の連携

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、以下のとおり定める。

１　国の対策本部との連携

(1) 国の対策本部との連携

県は、国の対策本部と密接な連携を図るものとする。この場合において県は、原則として、消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行うものとする。

なお、国の対策本部長による総合調整が行われ、県が関係する場合、知事は、所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努めるものとする。また、内閣総理大臣による指示が知事に対して行われた場合には、知事は、所要の措置を的確かつ迅速に実施するものとする。

(2) 国の現地対策本部との連携

県は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図り、また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。

２　指定行政機関の長等への措置要請

(1) 指定行政機関の長等への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長（以下、「指定行政機関の長等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行うものとする。この場合において、県は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行うものとする。（各省庁の窓口については、資料編参照）

(2) 市町村からの措置要請

県は、市町村から要請を行うよう求められたときは、その求めの趣旨を勘案し、指定行政機関の長等への要請を行うなど適切な措置を講ずるものとする。

３　自衛隊の部隊等の派遣要請等

(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請等

ア　知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛

大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請するものとする（国民保護等派遣）。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行うものとする（防衛省の連絡窓口については資料編参照）。

（ア）武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
（イ）派遣を希望する期間
（ウ）派遣を希望する区域及び活動内容　※
（エ）その他参考となるべき事項

※　想定される自衛隊の国民保護措置の内容は次のとおり。

①　避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
②　避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
③　武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、ＮＢＣ攻撃による汚染への対処等）
④　武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

イ　知事は、市町村長から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請するものとする。

ウ　知事は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも、県対策本部の連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図るものとする。

エ　市町村長は、当該市町村において国民保護等派遣を必要とするような状況が生じている場合において、知事による国民保護等派遣の要請が迅速に行われない場合その他国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると判断するときは、知事に対し、国民保護等派遣の要請を行うよう求めるものとする。

オ　市町村長は、通信の途絶等により、知事に対し、国民保護等派遣の要請をするよう求めることができない場合において、特に必要があると判断するときは、その旨及び国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を防衛大臣に連絡するものとする。

４　他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託

(1) 都道府県間の応援

ア　県は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に

明らかにした上で、他の都道府県に対して応援を求めるものとする。

イ　県が他の都道府県に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、国の対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、併せてその内容について消防庁を通じて国の対策本部に連絡を行うものとする。ただし、県公安委員会が、警察法第６０条の規定に基づき他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡するものとする。

(2) 事務の一部の委託

ア　県が、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の都道府県に委託するときは、以下の事項を明らかにして委託を行うものとする。

（ア）委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

（イ）委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

イ　他の都道府県に対する事務の委託を行った場合、県は、上記事項を公示するとともに、消防庁を通じて、総務大臣に届け出るものとする。

また、事務の委託を行った場合は、知事はその内容を速やかに議会に報告するものとする。

５　指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行うものとする。この場合において、県は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにするものとする。

６　指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 県は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長等又は特定指定公共機関（指定公共機関である行政執行法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行うものとする。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求めるものとする。

(2) 県は、(1)の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求めるものとする。

(3) 県は、市町村から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため

特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣するものとする。

(4) 県の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又はあっせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議するものとする。

(5) 知事は、市町村から職員の派遣についてのあっせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、あっせんを行うものとする。

7　県の行う応援協力等

(1) 他の都道府県に対して行う応援等

ア　県は、他の都道府県から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行うものとする。

イ　他の都道府県から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、知事は、所定の事項を議会に報告するとともに、県は公示を行い、消防庁を通じて総務大臣に届け出るものとする。

(2) 市町村に対して行う応援等

ア　県は、市町村から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあった場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行うものとする。

イ　県は、市町村がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、平素からの調整を踏まえ、当該市町村長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代わって実施するものとする。

ウ　県は、市町村長の実施すべき国民保護措置の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するものとする。

(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

県は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行うものとする。

８　自主防災組織等に対する支援等

(1) 自主防災組織に対する支援

県及び市町村は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行うものとする。

(2) ボランティア活動への支援等

県及び市町村は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断するものとする。

また、県及び市町村は、安全の確保が十分であると判断した場合には、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図るものとする。

(3) 民間からの救援物資の受入れ等

県及び市町村は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表するよう努めるものとする。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図るよう努めるものとする。

県が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行うものとする。

９　住民への協力要請

県及び市町村は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

なお、住民による協力は住民の自発的な意思に委ねられるものであるので、要請に当たり強制しないよう配慮する。

ア　避難住民の誘導及び救援等

イ　消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

ウ　保健衛生の確保

第４　警報及び避難の指示等

１　警報の通知及び伝達

県は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、使用可能なあらゆる媒体や手段を駆使して正確な情報を適時かつ的確な方法により、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことについて、以下のとおり定める。

(1) 警報の通知等

ア　警報の通知

（ア）知事は、国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知された場合には、直ちに、市町村長、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係機関、その他の関係機関に通知するものとする。

（イ）知事は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行うものとする。

（ウ）知事は、放送の速報性から、放送事業者が緊急情報の高い伝達能力を有することにかんがみ、特に、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知するものとする。

また、放送事業者である指定地方公共機関は、当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送するものとする。

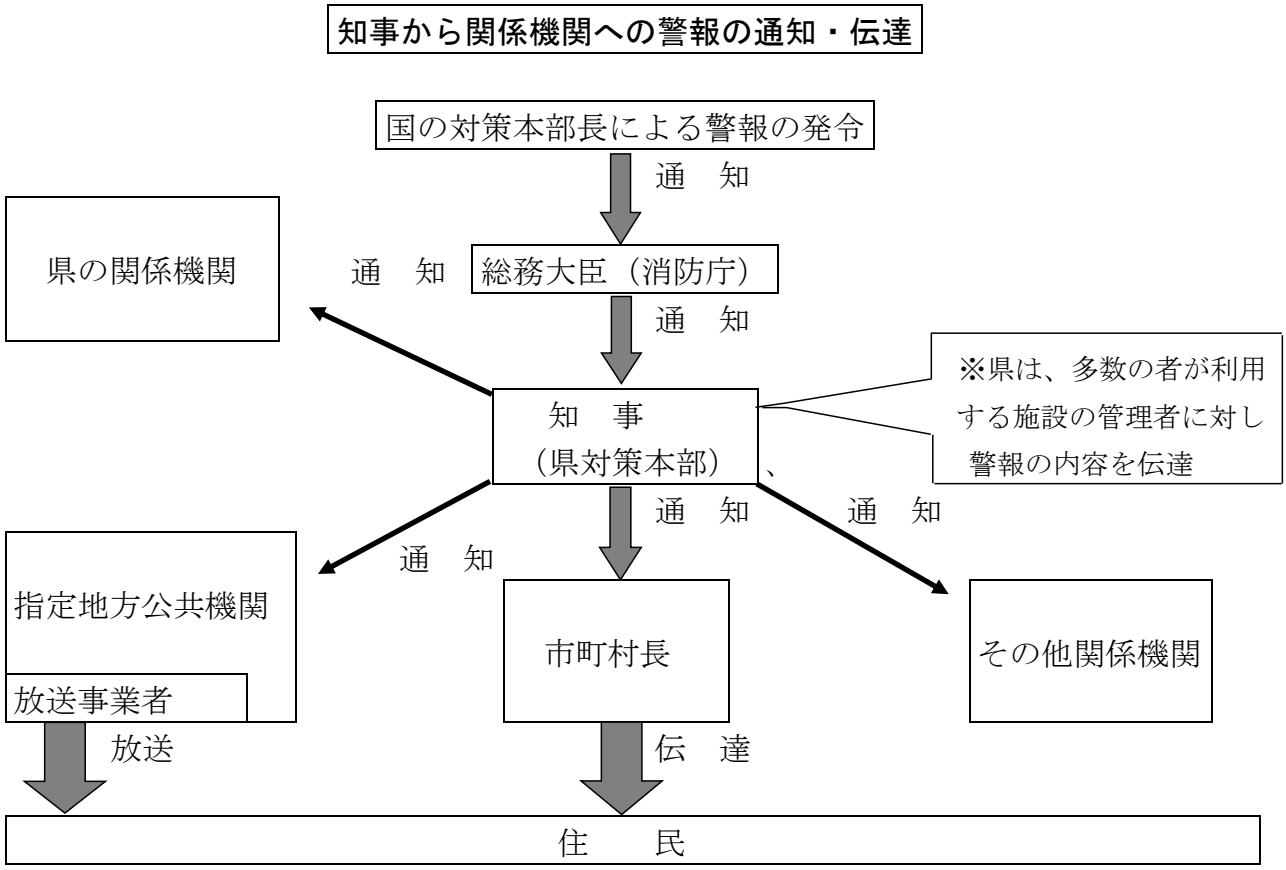
イ　警報の伝達等

（ア）県は、学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、警報の内容を伝達するものとする。

（イ）県は、警報の報道発表を速やかに行うとともに、県のホームページに警報の内容を掲載するものとする。

（ウ）県警察は、市町村と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、警報の内容が的確かつ迅速に伝達されるように図るものとする。

【警報の通知・伝達の仕組み】



(2) 市町村長の警報伝達の基準

ア　市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体に伝達するものとする。なお、その手段は以下のとおりとする。

（ア）サイレン
（イ）防災行政無線
（ウ）自治会、自主防災組織、消防団を通じての伝達
（エ）広報車
（オ）ホームページ
（カ）ファクシミリ

イ　警報の伝達方法については、当面の間は、現在市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。

（ア）「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。

（イ）「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれない場合

a　この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。

b　なお、このことは、市町村長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。

ウ　市町村長は、その職員並びに消防（局）長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。この場合においては、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

エ　警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。なお、その他の事項は、警報の発令の場合と同様とする。

(3) 緊急通報の発令

ア　緊急通報の発令

（ア）知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令を待たずに、速やかに緊急通報を発令する。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行うものとする。

（イ）この場合において、知事は、武力攻撃災害の兆候の通知や県警察、消防本部（局）からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意するものとする。

（ウ）県警察は、緊急通報の内容が的確かつ迅速に伝達されるように図るものとする。

イ　緊急通報の内容

緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとする。

ウ　緊急通報の通知方法等

緊急通報の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知及び伝達方法と同様とする。ただし、警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知するものとする。

緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町村に対し特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

緊急通報を発令した場合には、速やかに国の対策本部にその内容を報告する。

エ　放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送するものとする。

２　避難の指示等

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、避難に関する措置について、以下のとおり定める。

(1) 避難措置の指示

ア　避難措置の指示を受けた場合等の連絡

（ア）知事は、消防庁を通じて国の対策本部長による避難措置の指示を受け又は通知を受けた場合には、市町村長、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係機関、その他の関係機関に国民保護法第５２条第２項に掲げる下記の事項を通知するものとする。

【記　避難措置の指示の内容】

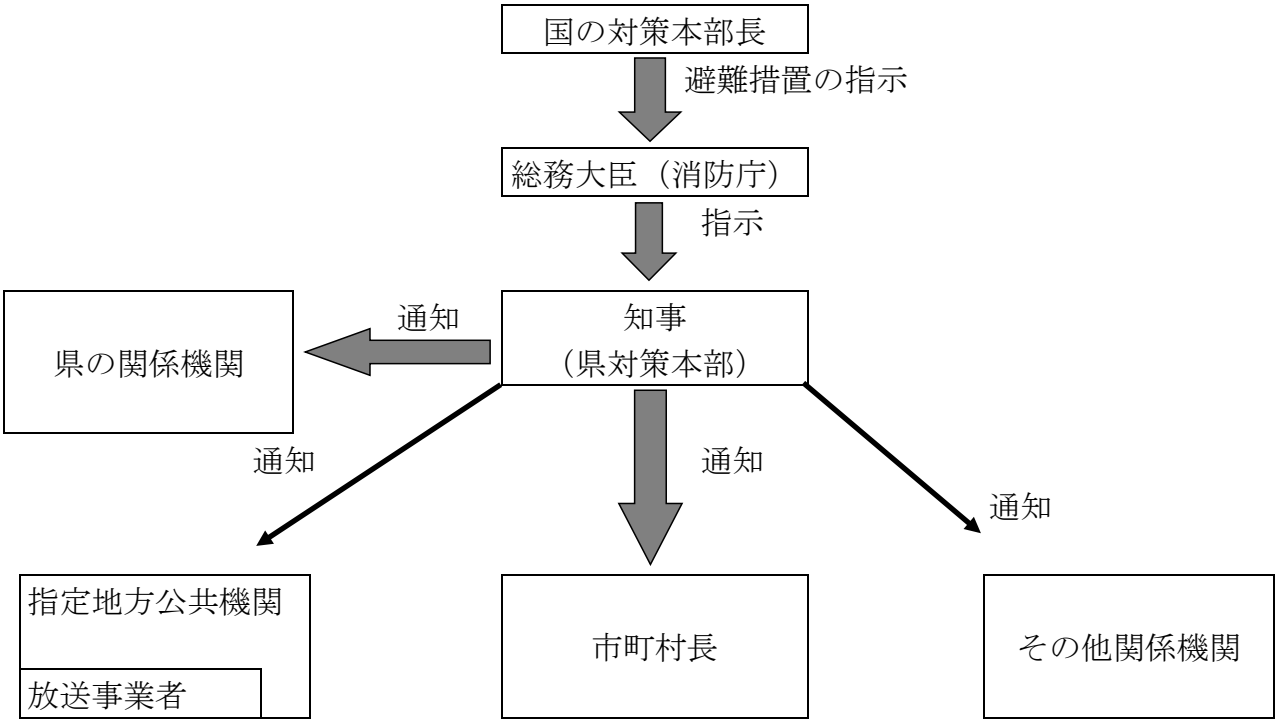
a　住民の避難が必要な地域（要避難地域）

b　住民の避難先となる地域（避難先地域。住民の避難の経路となる地域を含む。）

c　関係機関が講ずべき措置の概要

（イ）知事は、要避難地域又は避難先地域に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行うものとする。

【避難措置の指示の通知】



イ　避難措置の指示に伴う知事の措置

知事は、避難措置の指示に関して、当該指示を受け又は通知を受けた場合には、それぞれの場合に応じて、それぞれ以下の措置を実施するものとする。

（ア）要避難地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、住民に対する避難の指示

（イ）避難先地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置

（ウ）（ア）又は（イ）以外の場合（避難措置の指示を行った旨の通知を受けた場合）

警報の伝達の場合と同様、その内容を関係機関に伝達

ウ　大規模な着上陸侵攻の場合における避難措置の指示

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、国の総合的な方針として示されることとなる「避難措置の指示」を踏まえて行うことが基本になる。

当該避難措置の指示に際して、国の対策本部長は、指示に先だって、事前に避難対象となる住民数や想定される避難の方法等について、関係都道府県知事から意見聴取を行うこととされており、知事は、国の対策本部長による当該避難措置の指示が円滑に行えるよう、これらの関連する情報について、消防庁を通じて、国の対策本部長に早急に連絡するものとする。

(2) 避難の指示

ア　住民に対する避難の指示

（ア）知事は、避難措置の指示を受けたときに要避難地域を管轄する場合は、当該要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示するものとする。

（イ）知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路や運送手段について総合的に判断し、避難の指示を行うものとする。

（ウ）知事は、避難の指示をする場合に、避難先地域に千葉市が含まれるときは、あらかじめ千葉市長の意見を聴くものとする。

（エ）県警察は、市町村と協力して、避難の指示の内容が的確かつ迅速に伝達されるように図るものとする。

【県対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

○　県の地図
○　区域内の人口分布
○　区域内の道路網のリスト
○　運送力のリスト
○　避難施設のリスト
○　備蓄物資、調達可能物資のリスト
○　生活関連等施設等のリスト
○　関係機関（国、市町村、民間事業者等）の連絡先一覧、協定

イ　避難の指示における留意点

（ア）避難の指示に際して調整を要する課題

a　要避難地域に該当する市町村毎の避難住民数の把握
- 関係市町村からの最新の情報の入手

b　避難のための運送手段の調整
- 運送事業者との対応可能な運送力や運送方法についての調整
- 県警察との緊急通行車両の確認に係る調整
- 積雪時において避難経路や交通手段が限定されること等への留意

c　主要な避難経路や交通規制の調整
- 県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用等に係る調整
- 道路の状況に係る道路管理者との調整

d　区域内外の避難施設の状況の確認

・避難施設データベースにより条件を検索し、避難施設の候補施設を選定

e　国による支援の確認

・　消防庁等を通じて国による支援内容の確認及び調整

・　避難措置の指示に記載された国による措置内容の確認

・　防衛省への支援要請

f　市町村との役割分担の確認

・　市町村の誘導能力の把握、市町村の支援要望の聴取、広域的な調整

g　自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整

・　県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整

・　国の対策本部長による港湾施設、飛行場施設、道路の利用指針を踏まえた対応（必要に応じて、当該指針の内容を踏まえた避難指示の内容の変更等の調整）

（イ）要避難地域の拡大設定

要避難地域及び避難先地域は、武力攻撃の現状及び予測を踏まえた国の対策本部における専門的な判断により最終的に決せられることになるが、この場合において、本県の地理的特性等にかんがみ、要避難地域に近接する地域の住民の避難が必要と認める場合には、知事の判断により、当該住民へも避難を指示できることに留意する。

（ウ）避難の指示の内容（例）

避難の指示（一例）

千　葉　県　知　事
○月○日○時現在

○　本県においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。
　要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。

○　本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。
(1) Ａ市ＡＡ地区の住民は、Ｂ市ＢＢ地区を避難先として、○日○時目途に住人の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。
・運送手段及び避難経路
国道○○号によりバス（○○会社、○○台確保の予定）
○○駅より○○鉄道（○○行　○○両編成　○便予定）
※　○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制（一般車両の通行禁止）
※　細部については、Ａ市の避難実施要領による。
※　Ａ市職員の誘導に従って避難する。

(2) Ａ市ＢＢ地区の住民は、Ｂ市ＣＣ地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。
・運送手段及び避難経路
徒歩により、緊急にＤＤ地区に移動の後、追って指示を待つ。
・・・以下略・・・

（注）避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

※　関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。

○　避難の指示に大幅な変更を伴う場合は、例えば次のような場合が考えられる。
・　武力攻撃の現状及び予測が変わり、避難措置の指示の内容に大幅な変更があるような場合
・　当初の避難の見込みから遅れる等、当初の指示の内容を変更することが適当と判断される場合

ウ　放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送するものとする。

なお、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねることとする。

エ　避難の指示の国の対策本部長への報告

知事は、避難の指示をしたときは、消防庁を通じて、国の対策本部長にその内容を報告するものとする。

オ　避難の指示の通知及び伝達

避難の指示の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とする（警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。）。

この場合において、避難先地域を管轄する市町村長に対しては、受入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知するとともに、受信確認を行うものとする。

カ　避難施設の管理者への通知

知事は、管理者が避難施設の開放等の措置を早急に行うことができるよう、避難先地域の避難施設の管理者に対して、避難の指示の内容を通知するものとする。

キ　県の区域を越える住民の避難の場合の調整

（ア）知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、「避難先地域」を管轄する都道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議するものとする。

・　避難住民数、避難住民の受入予定地域
・　避難の方法（運送手段、避難経路）　等

（イ）この場合において、大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示に当たって国により総合調整が図られることから、都道府県間の協議においては、基本的に個別の地域の避難住民の割当等の具体的な調整を図るものとする。

（ウ）知事は、他の都道府県からの協議を受けた場合には、必要に応じ区域内の市町村と協議を行いつつ、区域内の避難施設の状況や受入体制を勘案し、迅速に個別に受入地域を決定し、協議元の都道府県知事に通知する。この場合において、受入地域を管轄する市町村長及び避難施設の管理者に受入地域の決定を通知するものとする。
　なお、受入地域に千葉市が含まれるときは、あらかじめ、千葉市長の意見を聴く。

（エ）知事は、「避難先地域」を管轄する都道府県知事が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合は、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、当該都道府県知事に対し、国民保護法第１３条に基づき、事務の委託を行うものとする。

（オ）知事は、県の区域を越える避難を円滑に行うため、国の対策本部長による総合調整、内閣総理大臣による指示が行われた場合には、その内容に従い、適切な措置を講ずるものとする。なお、総務大臣により、広域的な観点から必要な意見として避難住民の受入れが的確に実施されるよう促された場合は、その勧告の内容に照らして、所要の措置を講ずるものとする。

（カ）知事は、避難の指示が解除されたときは、「避難先地域」を管轄する都道府県知事及び住民を受け入れた避難施設の管理者に、避難の指示が解除された旨を通知するものとする。

ク　国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、知事は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡するものとする。この場合において、知事は、国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第６条第３項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第６条第４項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、県の意見や関連する情報をまとめるものとする。

ケ　避難の指示の解除

対策本部長が避難措置の指示を解除したときは、県は、避難の指示を解除するものとし、市町村長、県の関係機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、その他の関係機関に通知する。また、避難の指示を解除したときは、対策本部長に報告する。

コ　動物の保護等に関する配慮

県は、国（環境省、農林水産省）が別途示す「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。

・　特定動物等（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）の逸走対策
・　飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(3) 避難に当たって配慮する事項

ア　弾道ミサイルによる攻撃の場合

（ア）弾道ミサイルは極めて短時間で我が国に着弾することが予測されることから、県は、国及び市町村の協力を得つつ、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。

このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。

（イ）着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

（ウ）急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

イ　ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

（ア）国の対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する（この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る）。

（イ）ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示

を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示（※）、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。

※注：退避の指示について

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため緊急の必要がある場合に、地域の実情に精通している市町村長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものであり、知事にもこの権限が付与されている。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合もあることから、かかる場合には、知事は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して、付近の住民に退避を指示するものとする。

（ウ）知事は、避難住民の誘導に際しては、市町村と県警察、海上保安庁、自衛隊の連携が図られるように広域的見地から市町村長の要請の調整を行うとともに、必要な支援を行う。また、住民の避難が円滑に行われるよう、県対策本部の連絡員等を通じて、避難経路等について、迅速に協議を行う。

ウ　着上陸侵攻や航空機攻撃の場合

（ア）大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って行うこととすることが適当である。

したがって、知事は、国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とし、大規模な避難に伴う混乱発生の防止や住民の避難のための運送力の確保に努めるものとする。

また、県警察は、住民の避難に伴い、避難経路の確保と秩序だった避難のため、適宜交通規制を行うものとする。

（イ）このため、平素から、かかる避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進めていくこととする。

エ　大都市における住民の避難

大都市の住民を実際に避難させる必要が生じた場合、基本指針においては、国の対策本部長は、あらかじめ避難の準備ができる場合を除いて、まず直ちに近傍の屋内施設に避難するよう避難措置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生の防止に努めるものとされている。

知事は、国の対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、避難の準備が整っている

場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた国の対策本部長の指示を待って対応するものとする。

オ　大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難

大規模集客施設や旅客輸送関連施設については、知事は施設管理者等と連携し施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等について避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。

カ　ＮＢＣ攻撃の場合

知事は、ＮＢＣ攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行うものとする。さらに、国の対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、知事は、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行うものとする。

キ　中山間地域等における住民の避難

住民の避難に当たっては、交通渋滞を引き起こす可能性があるなどの観点から自家用車等の使用が困難な場合が多いと考えられるところであるが、中山間地域など公共交通機関が限られている地域などにおける住民の避難について、知事は、避難の指示を行うに当たり、地理的条件や地域の交通事情などを勘案し、県警察の意見を聴いた上で、自家用車等を交通手段として示すことができるものとする。

(4) 県による避難住民の誘導の支援等

ア　市町村長の避難実施要領策定の支援

知事は、市町村長から避難実施要領を策定するに当たって意見の聴取を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし市町村長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べるものとする。この場合において、県警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べるものとする。

イ　市町村長による避難誘導の状況の把握

知事は、避難実施要領の策定後においては、市町村長による避難住民の誘導が避難実施要領に従って適切に行われているかについて、市町村長からの報告、派遣した現地連絡員や避難住民の誘導を行う警察官等からの情報に基づき、適切に状況を把握するものとする。

県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱の防止、車両・航空機等による情報収集を行うほか、市町村からの要請に基づく所要の措置を講ずるものとする。

ウ　市町村長による避難住民の誘導の支援や補助

知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と判断する場合には、市町村長に対して食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。市町村長からの要請があった場合についても同様とする。

特に、市町村長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市町村長から要請があった場合には、現地に県職員を派遣して、避難先都道府県との調整に当たらせるなど、その役割に応じた避難住民の誘導の補助を行うものとする。

エ　広域的見地からの市町村長の要請の調整

知事は、複数の市町村長から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合した場合など避難誘導に係る資源配分について広域的観点から調整が必要であると判断した場合には、それらの優先順位を定めるなど市町村長の要請に係る所要の調整を行うものとする。

また、市町村長から県警察等に連絡が取れない場合などにおいては、警察官等による避難住民の誘導に関して、知事自らが要請を行うものとする。

オ　市町村長への避難誘導に関する指示

知事は、避難の指示の内容に照らして、市町村長による避難住民の誘導が行われていないと判断する場合においては、市町村長に対し、避難住民の誘導を行うべきことを指示するものとする。この場合において、指示に基づく所要の避難住民の誘導が市町村長により行われないときは、知事は、市町村長に通知した上で、県職員を派遣し、当該派遣職員を指揮して避難住民の誘導に当たらせるものとする。

カ　国及び他の地方公共団体への支援要請

知事は、物資の支援及び調整等、避難誘導を円滑に実施させるための措置等を積極的に行うとともに、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合においては、国又は他の地方公共団体に支援を要請するものとする。

キ　内閣総理大臣の是正措置に係る対応

知事は、避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、市町村長に対する支援、是正の指示、避難住民の誘導の補助等を行うものとする。

ク　避難住民の運送の求めに係る調整

知事は、市町村の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合や複数の市町村長による運送の求めが競合した場合など、より広域的な観点から避難住民の運送を調整する際は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、避難住民運送の優先順位等を定め、避難住民の運送を求めることができる。

また、知事は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が的確かつ迅速に行われていない場合は、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示することができる。また、当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行うものとする。

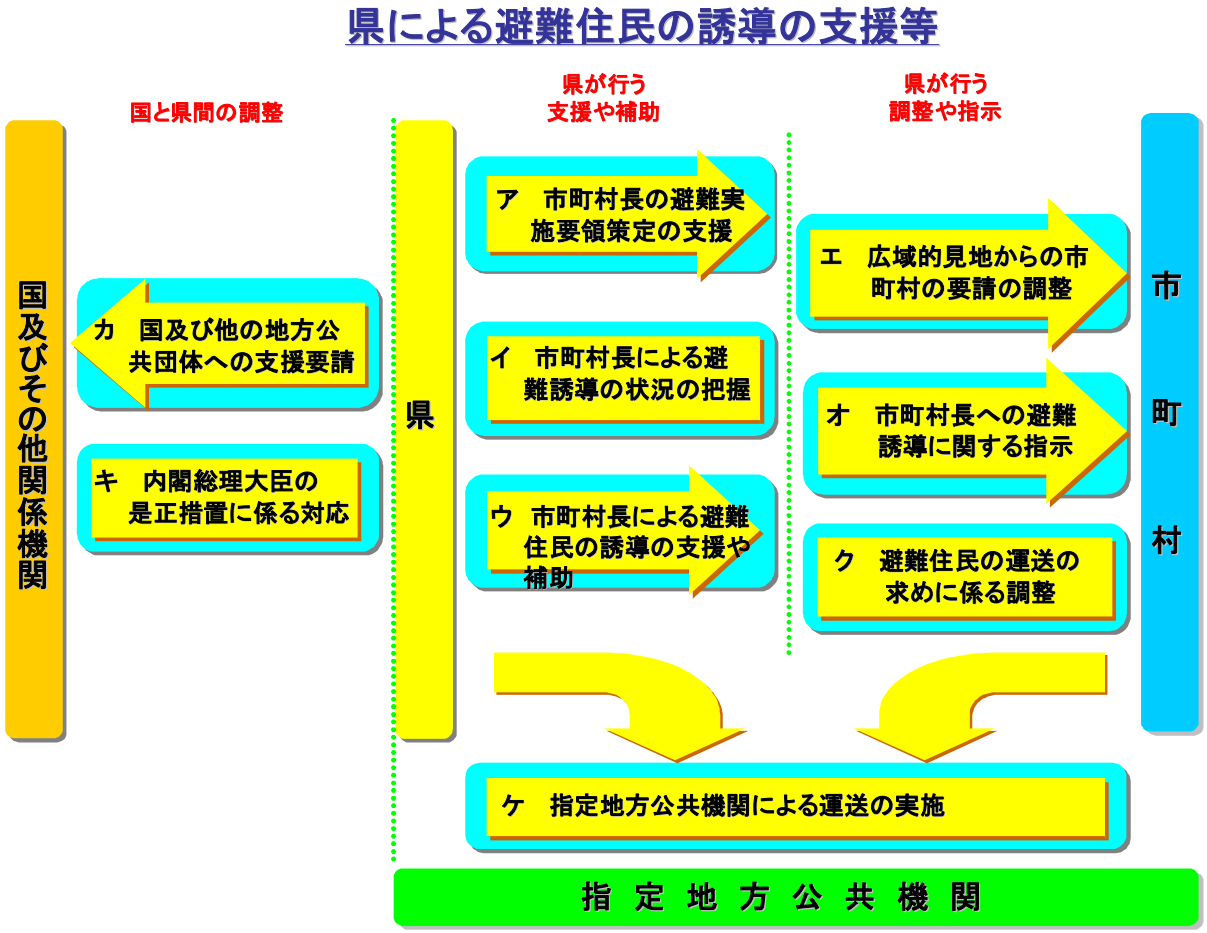
さらに、知事は、運送事業者である指定地方公共機関が、知事による運送の求めに応じないときは、国の対策本部長に対しその旨を通知するものとする。

ケ　指定地方公共機関による運送の実施

運送事業者である指定地方公共機関は、知事又は市町村長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。

また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、避難住民の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

【県による避難住民の誘導の仕組】



３　避難実施要領

市町村国民保護計画の基準として避難実施要領に定める事項や策定の際の留意事項を次のとおり定める。

(1) 避難実施要領の策定

市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考にしてあらかじめ作成した避難実施要領のひな型（パターン）の中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

(2) 避難実施要領に定める事項

ア　避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

イ　避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

ウ　避難の実施に関し必要な事項

(3) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

ア　要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

イ　避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

ウ　一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

エ　集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

オ　集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

カ　避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始

時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

キ　市町村職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

ク　高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

ケ　要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。

コ　避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

サ　避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

シ　避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

【参考　避難実施要領のイメージ】

避　難　実　施　要　領

A市長

域外避難

県からの「避難の指示」の内容

①避難指示の発令日時：○月○日○時○分
②指示の内容：
ア．A市A１地区の住民は、B市B１地区を避難先として○日○時を目途に避難を開始すること。運送手段はバス及び鉄道、船舶によること。
イ．A市A２地区の住民は、B市B２地区を避難先として○日○時を目途に避難を開始すること。運送手段はバス及び鉄道によること。

避難者数（単位：人）

地区名	A１地区	A２地区		合計
避難者数（計）	200	300		500
うち避難行動要支援者数	50	120		170
うち外国人等の数	0	15		25

避難施設

避難先地域	B市B１地区	B市B２地区		
避難施設名	B１高校体育館	B２中学校		
所在地	B１○丁目○－○	B２○丁目○―○		
収容可能人数（人）	300	500		

連絡先（電話等）		XX-XXXX-XXXX	XX-XXXX-XXXX		
連絡担当者		○○	○○		
その他留意事項等		Ａ市Ａ１地区の住民を受入	Ａ市Ａ２地区の住民を受入		
一時集合場所					
要避難地域		Ａ１			
一時集合場所名		Ａ１小学校	ＡＡ駅前広場	Ａ港	
所在地		Ａ１○丁目○－○	Ａ１●丁目○－○	Ａ１◎丁目○－○	
連絡先（電話等）		XX-XXXX-XXXX	XX-XXXX-XXXX	XX-XXXX-XXXX	
連絡担当者		○○	○○	○○	
その他留意事項等		Ａ１○丁目の住民は徒歩により参集する。	Ａ１●丁目の住民は徒歩により参集する。	Ａ１◎丁目の住民は徒歩により参集する。	
要避難地域		Ａ２			
一時集合場所名		・・・・略・・・・			
所在地					
連絡先（電話等）					
連絡担当者					
避難手段					
輸送手段		鉄道・バス・船舶・徒歩・その他（　　）			
輸送手段の詳細		種類	鉄道	大型バス	フェリー
		数	○両編成×１	○台	○艘
		輸送可能人数	○人	○人	○人
		連絡先	XX-XXXX-XXXX	XX-XXXX-XXXX	XX-XXXX-XXXX
輸送力配分の考え方		【鉄道】 ①対象者数：ＡＡ駅○名をＢ１駅まで１回で輸送 【大型バス】 ①対象者数：Ａ１小学校○名をＢ１高校まで○台で輸送 【船舶】 ①対象者数：Ａ港○人をＢ１港まで○○汽船○○号により輸送 ・・・・略・・・・			
その他輸送手段		その他	－		
避難経路					
避難に使用する経路		①Ａ１○丁目の住民は各自徒歩によりＡ１小学校グラウンドに集合する。その後、バスにより国道○号線を利用してＢ１高校体育館に避難する。 ②Ａ１●丁目の住民は国道○号線又はＡＡ通りを使用しＡＡ駅前広場に集合する。その後○○線Ｂ１駅行の電車で移動する。 ③Ａ１◎丁目の住民は各自徒歩でＡ港に集合する。その後Ｂ港行のフェリー○○号に乗船する。 ・・・・略・・・・			
交通規制		・・・・略・・・・			
警備体制		・・・・略・・・・			
避難誘導方法					
避難（輸送）方法					
地区		Ａ１地区			
一時集合場所への避難方法	実施単位	Ａ１○丁目	Ａ１●丁目	Ａ１◎丁目	
	輸送手段	徒歩	徒歩	徒歩	
	集合場所	Ａ１小学校グラウンド	ＡＡ駅	Ａ港	
	集合時間	○時○分	○時○分	○時○分	
	その他	Ａ市職員、消防職員、消防団員等により避難の呼びかけ及び誘導を行う。	Ａ市職員、消防職員、消防団員等により避難の呼びかけ及び誘導を行う。	Ａ市職員、消防職員、消防団員等により避難の呼びかけ及び誘導を行う。	
避難施設への避難方法	実施単位	Ａ１○丁目	Ａ１●丁目	Ａ１◎丁目	
	輸送手段	バス	鉄道	船舶	
	避難経路	国道○号線	ＡＡ駅～Ｂ１駅	Ａ港～Ｂ港	
	避難先	Ｂ１高校	Ｂ１高校	Ｂ１高校	
	避難開始時間	○時○分	○時○分	○時○分	

	その他		Ｂ１駅到着後はＡ市及びＢ市職員の誘導により、主に徒歩でＢ１高校へ移動する。	Ｂ港到着後はＡ市及びＢ市職員の誘導により、主に徒歩でＢ１高校へ移動する。
避難行動要支援者等の避難方法		・・・・略・・・・		
職員の配置				
職員の配置方法				
配置場所		【住民への周知要員】Ａ１地区、Ａ２地区 【避難誘導要員】Ａ１小学校、ＡＡ駅、Ａ港、Ｂ１駅、Ｂ港		
人数		・・・・略・・・・		
残留者の確認方法				
確認者		Ａ市職員、消防職員、消防団員、警察官		
時期		○時○分開始		
場所		Ａ１地区、Ａ２地区		
方法		広報車による巡回（時間的余裕がある場合は各世帯に声をかける）		
措置		残留者に対し避難するように求める		
終了予定日時		○時○分		
避難時の留意事項（主に住民）				
自宅から避難する場合の留意事項				
	基本事項			
		①携行品は数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。		
		②服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。		
緊急時の連絡先				
Ａ市対策本部		担　当：△山○男 ＴＥＬ：XX-XXXX-XXXX ＦＡＸ：XX-XXXX-XXXX		

※イメージはあくまで一例であり、消防庁が作成する手引きや事例集を参考に必要な情報を記載する。

(4) 避難行動要支援者に対する留意事項

県及び市町村は、避難行動要支援者に対し優先的に避難誘導にあたるものとする。また、自主防災組織や自治会ほか地域住民へも、福祉関係者と連携のもと、避難行動要支援者の避難誘導の円滑な実施への協力を要請する。

(5) 避難所等における安全確保等

県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺（海上を含む。）におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防に努めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行い、当該施設の安全の確保を図るものとする。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行うものとする。

警察署等においては、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じ、住民等の不安の軽減に努めるものとする。

第５　救援

県と市町村が互いに連携して、避難先地域や被災地において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために実施する救援の措置について、以下のとおり定める。

１　救援の実施

(1) 救援の実施

知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、市町村をはじめ関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行うものとする。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行うものとする。

また、知事は、直ちに、当該指示について、指定都市である千葉市の長に通知するものとする。

ア　収容施設の供与
イ　食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
ウ　医療の提供及び助産
エ　被災者の捜索及び救出
オ　埋葬及び火葬
カ　電話その他の通信設備の提供
キ　福祉サービスの提供
ク　武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
ケ　学用品の給与
コ　死体の捜索及び処理
サ　武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 千葉市による救援の実施に係る調整

知事は、千葉市が県と同様の立場で救援を行うことにかんがみ、救援の円滑な実施のため、千葉市長と事前に活動内容についての調整を行い、緊密に連携して救援を行うものとする。

(3) 市町村による救援の実施（千葉市を除く。）に係る調整

知事は、あらかじめ調整した役割分担に沿って、市町村長と緊密に連携して救援を行うとともに、市町村長が当該役割に沿って迅速かつ的確に救援を行っていない場合には、当該救援を行うよう指示するものとする。

この場合において、知事は、市町村長が行う救援の内容及び当該救援を行う期間

を市町村長へ通知するものとする。
なお、知事は救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができるものとする。

２　関係機関との連携

(1) 国への要請等
知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対し具体的な支援内容を示して支援を求めるものとする。
内閣総理大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行うものとする。

(2) 他の都道府県知事に対する応援の求め
知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に応援を求めるものとする。

(3) 事業者との連携
県は、救援を実施する際、災害時応援協定等も参考にして、事業者と連携を図るものとする。

(4) 日本赤十字社との連携
知事は、救援の措置のうち必要とされる措置またはその応援について、日本赤十字社に災害救助法における実務に準じた手続により協力の要請及び委託することができる。

(5) 緊急物資の運送の求め等
知事は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送の必要がある場合は協力を要請するものとする。

(6) 指定地方公共機関による緊急物資の運送
指定地方公共機関は、知事又は市町村長から緊急物資の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。

(7) 知事の指示等
知事は、指定公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じない場合は、対策本部長に通知し、運送の指示を行うことを要請するものとする。また、指定地方公共機関が正当な理由なく運送の要請に応じない場合で、住民の生命、身体又は財産を保護するため特に必要があると認めるときは、その実施を指示することができるものとする。

(8) 安全の確保

知事は、運送事業者に運送を行うよう要請又は指示するときは、当該運送事業者に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供する等、その業務に従事する者の安全の確保に十分配慮するものとする。

3 救援の内容

(1) 救援の基準

知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び方法の基準」という。）に基づき救援を行うものとする。

また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から内閣総理大臣が定める日までとする。

知事は、「救援の程度及び方法の基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出るものとする。

(2) 救援に関する基礎資料

知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施するものとする。

(3) 救援の内容

知事は、救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。

ア 収容施設の供与

(ア) 避難所の決定方法

a 避難所の決定

(a) 県民が県内に避難する場合

県は、避難措置の指示があった段階で、要避難地域及び避難先地域の市町村と調整し、あらかじめ指定した避難施設その他の適切な場所に避難所を開設する。

(b) 県民が県外へ避難する場合

知事は、避難先地域の知事と協議し、避難先地域の知事は、避難住民等を受け入れる避難所を決定し、知事に通知する。知事は、要避難地域の市町村に通知する。なお、避難先地域の知事は、避難所について避難先地域の市町村に通知する。

(c) 県外の住民が県内へ避難してくる場合

要避難地域の知事は、避難先地域の知事と協議し、避難先地域の知事は、避難先地域の市町村と調整し、避難住民等を受け入れる施設を決定し、要避難地域の知事に通知する。要避難地域の知事は、要避難地域の市町村に、避難所について通知する。なお、知事は、避難所について避難先地域

の市町村長へ通知する。

b　公営住宅の貸与

県及び市町村は、公営住宅について、別に定める方法により避難住民等に貸与するものとする。

c　応急仮設住宅等の供与

県及び市町村は、別に定める方法に基づき、必要に応じ建設業関係団体と協力しながら、被災住民に対して応急仮設住宅等を供与するものとする。

なお、応急仮設住宅等の建設に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合には、知事は、国に資機材の調達について支援を求めるものとする。

（イ）避難施設の管理者への通知

a　県民が県内へ避難する場合

避難先地域の避難施設の管理者への通知は、県が市町村を通じて行うものとする。ただし、県が管理する施設への通知は県が行う。

b　県民が県外へ避難する場合

避難先地域の避難施設の管理者への通知は、避難先地域の知事が行う。

c　県外の住民が県内に避難してくる場合

避難先地域の避難施設の管理者への通知は、県が市町村を通じて行うものとする。ただし、県が管理する施設への通知は県が行う。

（ウ）収容施設の運営、維持管理

a　避難所の運営

避難所の運営はあらかじめ定めるマニュアルに基づき、救援を行うため配置された県及び市町村の職員が責任者となって、当該施設職員、ボランティア、自主防災組織、避難住民等の協力を得て運営するものとする。

b　応急仮設住宅等の維持管理

応急仮設住宅等の維持管理は、原則として県が市町村に委託するものとする。

c　避難住民等のプライバシーの確保への配慮

県及び市町村は、収容施設における避難住民等のプライバシーの確保について配慮するものとする。

d　収容施設の安全確保

県が開設した収容施設については、消防法第１７条の適用除外となるため、

知事は、消防用設備の設置及び維持に関する基準を定め、収容施設における災害を防止し、安全を確保する。

イ　食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与

（ア）供給計画の策定

県及び市町村は、避難住民等の基本的な生活を確保するため、食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与を実施するものとする。

市町村は、それぞれの避難所において、救援に必要な食料品・飲料水・生活必需品の必要数量を算出し、不足分を適宜県に報告するものとする。

県は、市町村の報告を取りまとめ、避難住民等の救援に必要な量を把握し、以下のａからｈの内容について、食料品・飲料水・生活必需品の供給計画を定めるものとする。

ａ　備蓄物資から使用する量
ｂ　県内外からの応援物資の量
ｃ　物資の保管、売り渡しの要請量、要請業者
ｄ　食料品、生活必需品等の物資集積地
ｅ　物資集積地までの運送方法、運送体制
ｆ　物資集積地から避難施設への運送方法、運送体制
ｇ　拠点給水、車両給水の実施
ｈ　その他必要な事項

（イ）県の物資集積地

県の物資集積地は、資料編掲載のとおりである。

（ウ）飲料水の供給

県は、避難所において飲料水が不足する場合においては、供給計画に基づき応援の調整を図り、市町村等の協力の下で拠点給水又は車両給水を実施する。

（エ）応援物資の仕分け

県及び市町村は、あらかじめ定めた体制に基づき、応援物資を仕分けするものとする。

（オ）救援物資の運送方法等

ａ　運送方法

県及び市町村は、武力攻撃事態等の状況、地域の交通や運送物資の優先順位を考慮の上、最も適した運送手段を選択する。また、県は市町村と調整の上、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して、物資集積地への運送、物資集積地から避難所までの運送について要請する。

なお、国の対策本部長により、道路の利用指針等が定められた場合は、県は、

その利用指針を踏まえて、運送手段の選択や運送の要請を行うものとする。

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、運送を実施することとされている。また、市町村は、必要に応じて、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して運送を要請するものとする。

b　運送実施状況の把握方法

(a) 県又は市町村から要請を受けた運送事業者は、運送車両の出発時間と到着時間について、逐次県対策本部へ報告を行う。

(b) 県対策本部は、運送車両の出発時間と到着時間、救援物資の品目、数量について取りまとめ、国の対策本部及び関係する市町村対策本部へ連絡する。

(c) 市町村対策本部は、県対策本部から受けた事項及び運送状況について、関係する避難所に連絡を行う。

（カ）救援物資運送路の確保

a　国の対策本部との調整

県及び市町村は、救援物資の運送道路を決定する際には、国の対策本部と必要な調整を行うこととする。

b　県警察との調整

県は、救援物資運送路における交通の混乱を防止し、円滑かつ安全な住民避難を実施するため、救援物資の運送道路を決定する際には、県警察と調整を行う。

c　救援物資運送路の決定

県は、市町村の意見を聞いて、特定物資の保管場所から物資集積地までの運送路及び物資集積地から避難所など救援を行う場所までの運送路について決定し、市町村に通知する。

また、県は運送路を決定したときは、県警察及び運送事業者に通知する。

（キ）受入を希望する救援物資情報の発信

県及び市町村は、自主防災組織やボランティア団体等の協力を得ながら、避難住民等が希望する救援物資を把握し、その内容のリスト及び送り先、運送方法について、県民に公表するよう努めるものとする。

（ク）国への支援要請

知事は、供給すべき物資が不足し、調達が困難な場合には、国に物資の調達について支援を求めるものとする。

ウ　医療の提供及び助産

（ア）救急救助、傷病者の搬送

a　消防機関の活動

(a) 出動の優先順位の基準

武力攻撃災害等発生時には、国、県、市町村からその状況について的確に情報を収集し、武力攻撃災害の程度に準じて優先順位を定め、出動を行うものとする。ただし、状況の変化に応じて適宜再配置を行う。

(b) 救急救助活動の優先順位の基準

救急救助活動を行うにあたっては、以下の事項について考慮の上、優先順位を決定して救急救助活動を実施していくものとする。

- トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）を実施して、救命の処置を必要とする重症者を優先する
- 高齢者、乳幼児等の抵抗力が低い者を優先する
- 同時に多数の救急救助が必要となる場合は、武力攻撃災害発生現場付近を優先する
- 武力攻撃災害発生現場付近以外で、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、より多くの人命を救護できる現場を優先する

(c) 応援の要請

一つの消防機関で対処することが困難と認められる場合には、県内の他の消防機関に応援を求める。県内の消防機関だけでの対応が困難と認める場合は、知事は消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の応援を要請する。

b　傷病者搬送の手順

(a) 傷病者搬送の判定

医療救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）の結果を踏まえ、後方医療施設に搬送する必要があるか否か判断する。

(b) 傷病者搬送の要請

- 医療救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、消防機関に傷病者の搬送を要請する。
- 消防機関だけで対応できない場合には、民間の患者等搬送事業者に対して搬送を要請する。
- 県は、重篤患者など緊急治療が必要な場合は必要に応じて、千葉市消防ヘリコプターやドクターヘリコプターを手配するとともに、なおも必要な場合には、県警察、海上保安庁、自衛隊に対してもヘリコプターによる搬送の要請を行う。

(c) 傷病者の後方医療施設への搬送

傷病者搬送の要請を受けた県、市町村、消防機関その他関係機関は、あらかじめ定めた搬送先順位に基づき、県が収容先医療機関の受け入れ体制を確認した上、搬送する。

（イ）医療救護班の編成と医療資機材の調達

a　医療救護班の編成手順と派遣方法

各医療機関は、あらかじめ定める方法により医療救護班を編成し、派遣する。

b　医療資機材等の調達

(a) 医療資機材の調達

医療救護班の使用する医療資機材が不足する場合においては、県に調達を要請する。要請を受けた県は、備蓄用医療資機材の提供、製造販売業者への物資の売り渡し要請を行い、必要数量を確保する。

(b) 血液の確保及び供給

県は、武力攻撃災害発生後、直ちに日本赤十字社千葉県支部（千葉県赤十字血液センター）を通じて県内血液センター施設の被災状況を調査し、その機能の保持に努めるとともに、状況に応じて、血液の確保及び供給を図るため、次の措置を講じる。

・　被害の軽微な地域等に採血車を出動させ、献血を行う

・　血液が不足する場合には、日本赤十字社千葉県支部（千葉県赤十字血液センター）に依頼し、県外からの血液の受入を行う

（ウ）救護所の設置

医療救護班を派遣する各機関は、あらかじめ定める方法により、救護所を設置する。

（エ）後方医療体制の確立

a　災害拠点病院との連携

医療救護班を派遣した各機関は、災害拠点病院と連携しながら初期医療活動を行うものとする。災害拠点病院は、医療救護所や救急医療機関では対応できない重症者、高度な治療が必要な患者を受け入れる。

b　県立病院

全ての県立病院は、災害拠点病院に準じた後方収容機能を果たすとともに、医療救護班を設置するなど災害時医療の中核として活動する。

c　災害協力病院等

上記ａ及びｂのほか県医師会の協力を得て、傷病者や難病患者、人工透析患者の治療、収容に当たる災害協力病院等の確保を図る。

d　広域応援の要請

知事は、県内の関係機関のみでは十分な医療救護活動が困難と認めるときは、他の都道府県へ医療救護班の派遣、被災地からの搬送患者の受け入れ等を要請する。

エ　被災者の捜索及び救出

（ア）被災情報の把握

県は、被災情報、捜索・救出の状況、安否情報について、市町村と協力し、

情報収集等に努めるものとする。

（イ）被災地における捜索・救出の実施

県は、県対策本部で集約した被災情報に基づき、県警察、市町村、自主防災組織、ボランティア団体と協力し、救急救助活動を実施する。

（ウ）応援要請

a　県は、被災情報を消防機関に提供するとともに、一つの消防機関では対応が困難と認めるときには、近隣の消防機関に応援を要請するなど、必要な調整を行う。

b　知事は、被災状況が甚大であり、本県だけでは対応が困難と認めるときは、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援要請又は近隣都県の知事に対して国民保護法第 12 条の規定に基づく応援要請を行う。また、必要と認めるときには、防衛大臣に対して、自衛隊の部隊等の国民保護等派遣を要請する。

（エ）救助資機材の調達

市町村は、自らが保有している救助資機材では対応が困難と認める場合には、県に救助資機材の調達を要請する。県は、建設業関係団体の協力を得て重機等の資機材を確保する。

オ　死体の捜索、処理及び埋葬・火葬

（ア）関係機関との連携

県は、市町村、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等と相互に連携しながら、武力攻撃事態等において発生した死体の捜索、処理、埋葬・火葬を適切に実施する。

なお、県警察並びに海上保安部等は、関係機関と協力し、身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に努めるものとされている。

（イ）死体の捜索

県は、市町村や県警察などの関係機関の協力のもとに、死体の捜索を実施するものとする。ただし、ＮＢＣ攻撃災害により死体に付着した危険物質の洗浄が必要な場合には、消防機関、県警察、海上保安庁、自衛隊など専門知識を有する機関に協力を依頼する。

（ウ）死体の処理

発見した死体については、以下の手順により処理する。

a　一時保管

県は、市町村の協力のもとで、検視（見分）・検案前の死体及び所持品・発見状況に関する書類とともに死体の一時保管を行う。

b　検視（見分）・検案

警察官は、医師立ち会いの元、検視（見分）を行う。医師は、検案を行う。また、必要に応じ、死体の洗浄、縫合、消毒などの処置を行う。

（注）検視……捜査機関が、死亡が犯罪に起因するか否かを判断するために死体の状況を調べる処分
見分……捜査機関が、不自然な死亡の状況を明らかにするために死体の状況を調べる処分
検案……医師が死体の外表から検査し、死亡の確認と死因の究明を行う処分　埋葬に必要

c　身元確認作業

死体の状況により身元の特定ができない場合、県は、医師又は歯科医師に身元確認に必要な検査を要請する。

d　死体の輸送

警察官による検視・見分及び医師による検案を終えた死体は、県が市町村、県警察、消防機関、葬祭業取扱業者の協力を得て死体収容所へ輸送し、収容する。

e　死体収容所（安置所）の開設

県は、市町村の協力のもとで、被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園など収容に適当なところ）に死体の収容所を開設し、死体を収容、整理し、埋葬・火葬前の一時保管を行う。死体収容のための建物がない場合は、天幕・幕張りを施し、必要器具（納棺用具等）を確保する。また、死体収容所（安置所）には、必要に応じて検視、見分、検案を行うための検視所を併設する。

f　遺留品等の整理

県は、市町村の協力のもとで、収容した死体の遺留品などの整理を行う。

(エ) 埋葬・火葬対策

a　被害状況の把握

(a) 市町村は、死者数を県に報告する。

(b) 県は、火葬場の施設の点検状況、従事者の状況、火葬能力状況を把握する。

b　埋葬・火葬の実施

(a) 県は、市町村の協力のもと、火葬を実施する。

(b) 当該市町村のみでの火葬の実施が困難な場合には、県は、受け入れ可能な火葬場に対して火葬の実施を要請する。

(c) 県内の火葬場だけで処理が困難な場合には、県は近隣都県に火葬の応援を要請する。

(d) 広域火葬が必要な場合の事務処理は、「千葉県広域火葬計画」に準ずるものとする。

カ　電話その他の通信設備の提供

県は、電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て、収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握、電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整、電話その他の通信設備等の設置箇所の選定、聴覚障害者等への対応、通信設備の提供に係る指定公共機関及び指定地方公共機関への協力要請及び国等への支援要請を行うものとする。

キ　福祉サービスの提供

県は、市町村の協力のもとで、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者に関する情報把握、これらの者からの相談対応、これらの者に対する避難生活上の支援、福祉避難所の設置及び福祉サービスの提供に係る国等への支援要請を行うものとする。

ク　武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

県は、市町村の協力のもとで、武力攻撃災害により住宅が被災し、自己の資力では応急修理できない者に対して、建設業関係団体との協議の上、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行うとともに、住宅の応急修理に必要な資機材が不足し調達が困難な場合、国等への支援要請を行うものとする。

ケ　学用品の給与

県は、市町村の協力のもとで、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、就学上必要な学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童・生徒に対し、教科書、文房具、通学用品を支給する。また、教科書等の給与に係る国等への支援要請を行う。

コ　武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木の除去

県は、市町村の協力のもとで、武力攻撃災害により、住宅及びその周辺に土石や竹木等が堆積し、自己の資力では除去できず、日常生活に著しい支障を受けている者に対して、建設業関係団体との協力の上、必要最小限の除去を行うものとする。

4　医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

核攻撃等、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、県又は関係機関による消毒・除染の実施状況のほか、それぞれ下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施するものとする。

(1) 核攻撃等の場合の医療活動

- 医療関係者等からなる医療救護班による被ばく医療活動の実施
- 内閣総理大臣が関係大臣等（文部科学大臣、原子力規制委員会、厚生労働大臣）を指揮し、関係大臣等の求めにより被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）や汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
- 患者の除染による被ばく防止や防護服の着用などの防護措置の実施

(2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動
- 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置の実施
- 必要に応じたワクチンの接種や防護服の着用などの防護措置の実施
- 国からの協力要請に応じた医療救護班の編成や医療活動の実施

(3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動
- 国からの協力要請に応じた医療救護班の編成や医療活動の実施
- 患者の除染による二次被害の防止や防護服の着用などの防護措置の実施

5 救援の際の物資の売渡し要請等

(1) 事業者への保管・売り渡し要請

備蓄物資及び応援物資では、避難住民等の救援が十分に行われていないと認められる場合において、知事は、救援の実施に必要な物資であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は運送を業とする者が取り扱うもの（以下、「特定物資」という。）について、その所有者に対し、売り渡し要請を行うことができる。この場合において、特定物資の所有者が正当な理由がないのに当該要請に応じない場合には、知事は、特に必要があると認めるときに限り、物資を収用することができる。なお、知事は、特定物資を確保するため、緊急の必要があると認めるときは、特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は運送を業とする者に対して、保管を命ずることができる。

また、知事は、必要がある場合、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定物資の売り渡しの要請等を知事に代わって行うことを要請する。

ア 特定物資

特定物資の種類は次のとおりである。

(a) 医薬品
(b) 食料品
(c) 寝具
(d) 医療機器その他衛生用品
(e) 飲料水
(f) 被服その他生活必需品
(g) 収容施設に係る建設工事に必要な建設資材
(h) 燃料
(i) その他救援の実施に必要なものとして内閣総理大臣が定めるもの

イ 要請の方法

売り渡しの要請は、上記特定物資の所有者に対して、文書で行うことを原則とする。ただし、その暇がないときは口頭で行い後日文書を送付する。

(2) 土地等の使用に関する留意事項

知事は、収容施設の供与や医療の提供を目的とした臨時の施設を開設するため、土地、家屋又は物資を、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て使用することができる。

なお、知事は、臨時の施設を開設するため、特に必要があると認めるときに限り、所有者の同意を得ないで当該土地等を使用することができる。

(3) 公用令書の交付

上記(1)及び(2)に基づき、特定物資を確保し、又は土地等を使用する処分については、知事は、公用令書を交付して行わなければならない。

また、公用令書を交付すべき相手方、事後公布の手続き等については、国民保護法施行令に基づき実施する。

(4) 立入検査等

知事は、特定物資を収用し、もしくは特定物資の保管を命じ、又は土地等を使用するため必要があるときは、その職員に土地もしくは家屋又は特定物資を保管する場所、特定物資もしくは物資の所在する場所に立ち入り、土地、家屋又は特定物資もしくは物資の状況を検査させることができる。

また、知事は、特定物資を保管させたときは、保管を命じたものに対し必要な報告を求め、又はその職員に特定物資を保管させてある場所に立ち入り、特定物資の保管の状況を検査させることができる。

なお、職員が立入検査を行う場合には、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならず、又当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときには、これを提示しなければならない。

６　医療の要請等に従事する者の安全確保

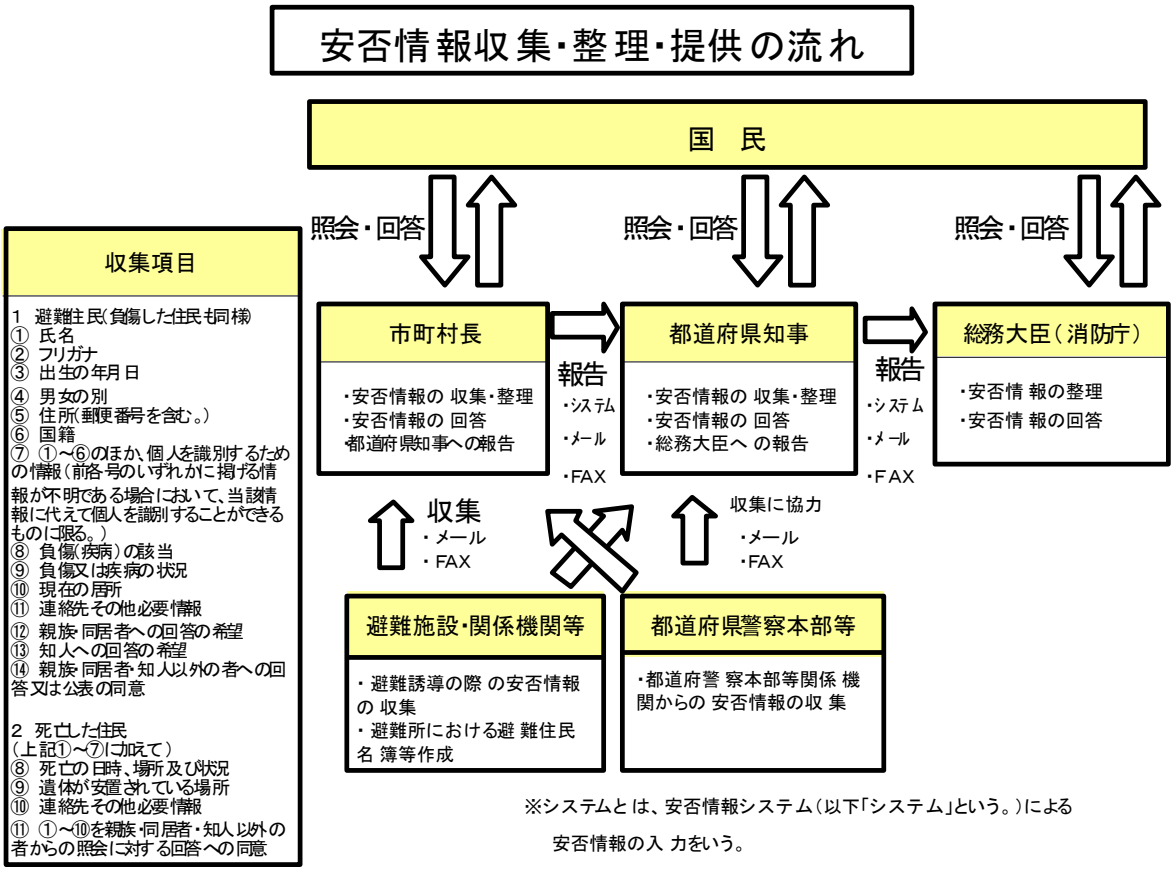
県は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、場所及び期間その他の必要な事項を示して、医療を行うよう要請することができる。なお、正当な理由がないのに要請に応じない場合は、医療を行うべきことを指示することができるものとし、この場合には書面にて示すものとする。

また県は、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

第６　安否情報の収集・提供

県及び市町村は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について、以下のとおり定める。

※　安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



１　安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

県及び市町村は、その開設した避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から管理し把握している医療機関、学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行うものとする。

(2) 県警察の通知

県警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、県対策本部に通知するものとする。

(3) 安否情報収集の協力要請

県及び市町村は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

また、指定地方公共機関並びに医療機関、私立学校その他の安否情報を保有する関係機関は、知事が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、その業務の範囲内で、照会に応じてその保有する安否情報を提供するなど、知事が行う安否情報の収集に協力するよう努めることとされている。

(4) 安否情報の整理

県は、市町村から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

２　総務大臣に対する報告

県は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、システムへの入力で行い、システムが利用できない場合には、安否情報省令第２条に規定する【様式第３号　安否情報報告書】に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで消防庁に送付するものとする。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行うものとする。

３　安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア　県は、安否情報の照会窓口、電話及びＦＡＸ番号、メールアドレスについて、県対策本部を設置すると同時に住民に周知するものとする。

イ　住民からの安否情報の照会については、原則として県対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令に規定する【様式第４号　安否情報照会書】に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

ア　県は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該

照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第４条に規定する【様式第５号　安否情報回答書】により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答するものとする。

イ　県は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を【様式第５号　安否情報回答書】により回答するものとする。

ウ　県は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア　安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

イ　安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

４　日本赤十字社に対する協力

県及び市町村は、外国人に関する安否情報を整理し、日本赤十字社千葉県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する安否情報を速やかに提供するものとする。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

５　市町村による安否情報の収集及び提供の基準

(1) 市町村による安否情報の収集

市町村による安否情報の収集は、１(1)の情報や、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、市町村は、１(3)の留意点を踏まえあらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

(2) 市町村による安否情報の報告及び照会に対する回答

市町村による安否情報の県への報告及び照会に対する回答は、県に準じて行うものとする。

第７　武力攻撃災害への対処

１　生活関連等施設の安全確保等

県は、武力攻撃災害への対処を行うため、生活関連等施設の安全確保に必要な事項等について、以下のとおり定める。

(1) 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

ア　武力攻撃災害への対処

知事は、国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずるものとする。

イ　国の対策本部長への措置要請

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、ＮＢＣ攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事は国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請するものとする。

ウ　対処に当たる職員の安全の確保

県は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずるものとする。

(2) 武力攻撃災害の兆候の通報

知事は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は市町村長、消防本部（局）からの当該兆候の通知を受けたときは、県警察の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に、消防庁を通じて、国の対策本部長に通知するものとする。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

(3) 生活関連等施設の安全確保

知事は、生活関連等施設が、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることにかんがみ、その安全確保について必要な措置を講ずるものとする。

ア　生活関連等施設の状況の把握

県は、県対策本部を設置した場合においては、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保するものとする。

知事は、区域内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察、海上保安部等と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有するものとする。

この場合において、知事は、安全確保の留意点に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認をする。

イ　施設管理者に対する措置の要請

知事は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請するものとする。この場合において、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、施設の管理者に対し随時十分に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮するものとする。

県警察、消防本部（局）は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行うものとする。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

ウ　県が管理する施設の安全の確保

知事は、県が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場からも、安全確保のために必要な措置を行うものとする。

この場合において、知事は、県警察、消防本部（局）その他の行政機関に対し、必要があると認めるときは、支援を求めるものとする。

また、このほか、生活関連等施設以外の県が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずるものとする。

エ　立入制限区域の指定の要請

知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は海上保安部等に対し、立入制限区域の指定を要請するものとする。

この場合において、ダム、大規模な危険物質等取扱所については、速やかに要請するものとし、駅、空港等については、情勢により施設が何らかの攻撃を受ける可能性があると判断される場合など危険が切迫しているときに、速やかに要請する。

また、県公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定し、その旨を速やかに当該生活関連等施設の管理者に通知するものとする。

なお、この場合において、県公安委員会は、県の広報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示するとともに、現場においては、警察官が可能な限り、ロープ、表示の設置等によりその範囲、期間などを明らかにする。

また、海上保安部等も県公安委員会と同様の措置をとることができることとされており、警察官又は海上保安官は、許可を得た以外の者に対し当該立入制限区域からの退去を命じることができることとされている。

オ　国の対策本部との緊密な連携

知事は、武力攻撃災害が著しく大規模である場合やその性質が特殊であるような場合においては、消防庁を通じて、国の対策本部長に対して、必要な措置の実施を要請するものとする。

このため、知事は、県警察等と連携しながら、武力攻撃災害の状況を見極めつつ、講じている措置の内容、今後必要と考えられる措置、国において講ずべき措置等の情報を迅速に把握するものとする。

カ　国の方針に基づく措置の実施

生活関連等施設の安全確保のために国全体として万全の措置を講ずべきであるとして、内閣総理大臣が関係大臣等を指揮して措置を講ずることとした場合には、知事は、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁の活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針を踏まえつつ、国と連携して、周辺住民の避難等の措置を講ずるものとする。

この場合において、措置を行っている現場における各機関の活動の調整が円滑に行われるよう、その内容を関係機関に速やかに伝達するものとする。

(4) 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

ア　危険物質等に関する措置命令

知事は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、次の措置を講ずべきことを命ずるものとする。

（ア）危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

（イ）危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

（ウ）危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

※　既存の法令に基づく措置と（ア）から（ウ）の措置との対応関係は別表のとおり。

※【別表】　危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧

※　下欄の１号、２号、３号は、それぞれ下記に掲げる措置を意味する。

１号　取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

２号　製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

３号　所在場所の変更又はその廃棄

※　下欄の○は、国民保護法第 103 条第３項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

物質の種類	区分	措置		
		１号	２号	３号
消防法第二条第七項の危険物（同法第九条の四の指定数量以上のものに限る。）	消防法第十一条第一項第一号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は移送取扱所（二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱うもの	消防法第１２条の３	○	○
毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項の毒物及び同条第二項の劇物（同法第三条第三項の毒物劇物営業者、同法第三条の二第一項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）	毒物及び劇物取締法第四条第一項の登録を受けた者が取り扱うもの（都道府県知事が当該登録の権限を有する場合）	○	○	○
	毒物及び劇物取締法第三条の二第一項の特定毒物研究者又は前条第二号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの			
火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項の火薬類	製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	火薬類取締法第４５条		
	製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。			
	火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。			

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条の高圧ガス（同法第三条第一項各号に掲げるものを除く。）	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	高圧ガス保安法第３９条		
	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第六条 の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。			
医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬（同法第四十六条第一項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの	○	○	○
備考　１　この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条第八号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。 ２　自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬又は火薬類取締法第50条の２第１項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることのできる措置である。				

イ　警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

知事は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるものとする。また、アの(ア)から(ウ)の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求めるものとする。

(5) 市町村による生活関連等施設の安全確保等

ア　市町村が管理する施設の安全の確保

市町村長は、自らが管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行うものとする。

イ　危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び排除

市町村長は、国民保護法施行令第 28 条第 1 号に定める危険物について、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物の取扱者に対し、(4) アの(ア)から(ウ)の措置を講ずべきことを命ずるものとする。

ウ　市町村による事前措置

市町村は、武力攻撃災害が発生した場合、被害を拡大させる恐れがある設備又は物件の所有者や管理者に対して、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、設備・物件の除去、その他必要な措置を講じることを指示することができる。

なお、県においては、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同様の指示をすることができる。その際、直ちにその旨を市町村に通知しなければならない。

また、警察署長又は海上保安部長等は、市町村又は県から要請があったときは、同様に指示することができることとされている。

２　ＮＢＣ攻撃による災害への対処

県は、ＮＢＣ攻撃による汚染が生じた場合の対処については、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、初動的な応急措置を以下のとおり定める

(1) 応急措置の実施

知事は、ＮＢＣ攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示するものとする。また、ＮＢＣ攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行うものとする。なお、その場合において、知事は、関係市町村長、消防機関又は県警察本部長に対し、必要な協力を要請することができる。

県警察は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行うものとする。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

知事は、内閣総理大臣が、関係大臣等を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

(3) 関係機関との連携

知事は、県対策本部において、ＮＢＣ攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、市町村、消防機関及び県警察からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行うものとする。

この場合において、県は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を県警察、消防本部（局）、市町村、医療機関等と共有するものとする。

(4) 汚染原因に応じた対応

県は、ＮＢＣ攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずるものとする。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われることがないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がＮＢＣ攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずるものとする。

ア　核攻撃等の場合

県は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告するものとする。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させるものとする。

イ　生物剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行うものとする。

また、県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の枠組みに従い、国の指示の下で、患者の移送を行うとともに、汚染範囲の把握及び感染源の特定に努めるほか、健康福祉センター（保健所）においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。また、衛生研究所は、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じる。

ウ　化学剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行うものとする。

(5) 知事及び県警察本部長の権限

知事又は県警察本部長は、法第 108 条の規定による汚染の拡大を防止するための措置を実施するに当たり、関係機関と調整しつつ、次ページの表に掲げる権限を行使するものとする。

また、知事又は県警察本部長は、次ページ表中の第１号から第４号までに掲げる権限を行使するときは、占有者、管理者等に対し、下記の事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を通知する。

次ページ表中の第５号及び第６号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に下記の事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、県職員または警察官が現場で指示を行う。

- 当該措置を講ずる旨
- 当該措置を講ずる理由
- 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（次ページ表中第５号及び第６号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
- 当該措置を講ずる時期
- 当該措置の内容

【法第108条の汚染拡大防止措置に関する表】

	対 象 物 件 等	措　　置
１号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
２号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
３号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
４号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
５号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
６号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

(6) 措置に必要な土地等への立入

知事は、放射性物質等による汚染の拡大防止措置を講ずるため必要があると認めるときは、職員に他人の土地、建物その他の工作物又は船舶もしくは航空機（以下、「土地等」という）に立ち入らせることができる。また、関係市町村長、関係消防（局）長、又は県警察本部長は、当該措置を講ずるために必要があると認めるときは、同様に立ち入らせることができる。

なお、当該職員を他人の土地等に立ち入らせようとするときは、あらかじめその旨を当該土地等の占有者又は所有者に通知しなければならない。また、他人の土地等に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(7) 放射性物質等による汚染の拡大の防止

知事は武力攻撃に伴って、放射性物質等による汚染が生じ、内閣総理大臣から協力の要請をされた場合において、汚染の拡大を防止するための措置を迅速に講じる必要があると認めるときは、関係市町村長、関係消防本部（局）長又は県警察本部長に対し、必要な協力を要請する。

この場合、知事は、その職員の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう防護服の着用やヨード剤の摂取など必要な措置を講じなければならない。

３　応急措置等

武力攻撃災害が発生した場合において、知事と市町村長が自らの判断に基づき行う退避の指示や警戒区域の設定等について、以下のとおり定める。

(1) 退避の指示

ア　退避の指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときに、また、市町村長は、同様の場合において、特に必要があるときには、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示を行うものとする。

なお、知事及び市町村長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から避難場所へ退避するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示するものとする。

イ　退避の指示に伴う措置

(ア) 知事及び市町村長は、退避の指示の住民への伝達を広報車等により速やかに実施するものとし、退避の必要がなくなったときは、広報車、立看板等住民が十分に了知できる方法でその旨を公表するものとする。

(イ) 知事は、退避の指示をした場合は、退避を要する地域を管轄する市町村長、その他関係機関に速やかに通知するものとする。

(ウ) 当該通知を受けた県警察は、交通規制など必要な措置を講ずるものとする。

(エ) 知事は、退避の指示を行った場合は、国の対策本部長による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡するものとする。

ウ　警察官又は海上保安官による退避の指示

警察官又は海上保安官は、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができることとされている。

(2) 警戒区域の設定

ア　警戒区域の設定

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときに、また、市町村長は、同様の場合において、特に必要があると認めるときには、警戒区域の設定を行うものとする。

イ　警戒区域の設定方法等

警戒区域の設定については、以下の方法等により行う。

（ア）警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示するものとする。
（イ）警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知するものとする。
（ウ）警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとるものとする。

ウ　警戒区域設定に伴う措置
（ア）知事は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。当該措置を講じたときは、直ちに市町村長に通知するものとする。
（イ）当該通知を受けた県警察は、交通規制などの必要な措置を講ずるものとする。
（ウ）知事は、警戒区域の設定をした場合は、国の対策本部長の住民の避難に関する措置が適切に講じられるように、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡するものとする。

エ　警察官又は海上保安官による警戒区域の設定
警察官又は海上保安官は、市町村長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行うことができることとされている。

(3) 応急公用負担等
知事及び市町村長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずることができる。なお、応急公用負担により損失が生じたときは、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
ア　他人の土地、建物その他の工作物を一時使用
イ　土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用
ウ　武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

(4) 消防に関する措置
ア　消防機関との連携
消防機関が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう、県は、消防機関と緊密な連携を図るものとする。

イ　消防等に関する指示
（ア）市町村長に対する指示
知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長若しくは消防長又は水防

管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

この場合において、知事は、その対処に当たる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずるものとする。また消防庁長官から、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を受けた場合、知事は、武力攻撃災害の発生した市町村との連絡及び市町村相互間の連絡調整を図るほか、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行うものとする。この場合においても、知事はその対処に当たる職員の安全確保のために上記と同様の措置を講ずるものとする。

（イ）消防庁長官に対する消防の応援等の要請

知事は、区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁長官に応援職員の出動や、消防上必要な機械器具、設備、薬剤その他の資材の貸与又は供与などの要請を行うことができるものとする。

（ウ）消防庁長官から応援等の指示を受けた場合の対応

知事は、消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずるときは、自ら区域内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示するものとする。

(5) 県警察による被災者の救助等

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する警察災害派遣隊の派遣要求及び連絡等の措置を実施するものとする。

4　県内重要施設に係る武力攻撃災害への対処

本県の社会的特性から、武力攻撃事態が発生した場合、人的・経済的被害が大きくなるおそれのある県内重要施設について、第７の１から３に定める対処を踏まえた上で、武力攻撃災害への対処の基本的な考え方について、以下のとおり定める。

(1) 石油コンビナート等特別防災区域に係る対処

県は、武力攻撃事態への対処における侵害排除の面にも配慮して、事業者、市、消防機関及び県警察等関係機関と連携し、危険物質取扱所の使用制限など武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるものとする。

この場合、石油コンビナート等特別防災区域については、武力攻撃災害への対処に加えて消防活動など、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処が行われることとされている。

なお、石油コンビナート等特別防災区域の関係市は、発災後、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、石油コンビナート等現地本部の設置等の必要な体制をとるものとする。

(2) 成田国際空港に係る対処

県は、成田国際空港における武力攻撃災害への対処については、成田市、指定地方行政機関、指定公共機関等及び県警察等関係機関と連携し、迅速な情報収集に努め、負傷者の救護体制、人員の派遣、物資の調達など広域応援体制を整えるものとする。

第８　被災情報の収集及び報告

県及び市町村等が実施する被災情報の収集及び報告について、以下のとおり定め

(1) 被災情報の収集及び報告

ア　県及び市町村は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

特に、県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して情報の収集を行うものとする。

イ　県は、被災情報の収集に当たっては、市町村に対し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第 267 号消防庁長官通知）に基づき報告を求めるものとする。なお、市町村から県への報告は原則として防災情報システムにより行うものとする。

ウ　県は、自ら収集し、又は市町村及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報を電子メール、ファクシミリ等により直ちに消防庁に報告するものとする。

エ　県は、随時被災情報の収集に努めるとともに、消防庁に報告するものとする。

(2) 市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等

市町村は被災情報の収集に努めるとともに、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を県に報告するものとし、その後は随時、県に被災情報を報告するものとする。

指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を県に速やかに報告するものとする。

第９　保健衛生の確保その他の措置

県及び市町村が実施する保健衛生の確保、その他の措置について、以下のとおり定める。

１　保健衛生の確保

県及び市町村は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施するものとする。

(1) 保健対策

県及び市町村は、避難先地域において、医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防、衛生状態の改善への配慮等を行うものとする。

また、県及び市町村は、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者の心のケアの問題に対応するものとする。

さらに、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行うものとする。

(2) 防疫対策

県及び市町村は、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下によって引き起こされる感染症等の発生予防及びまん延防止のため避難住民等に対する啓発活動、健康診断及び消毒等の措置を講ずるものとする。

(3) 食品衛生対策

県及び市町村は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、飲料水及び食品の衛生確保のための措置を講ずるものとする。

(4) 栄養指導対策

県及び市町村は、避難先地域の住民の健康維持のために、栄養管理、栄養相談及び指導を行うものとする。

(5) 環境衛生対策

ア　ごみ、がれき、産業廃棄物処理

武力攻撃災害発生時においては、その特殊性に配慮しながら、県は廃棄物対策を実施していくものとする。また、市町村は「災害廃棄物処理計画」に基づき廃棄物対策を実施していくものとする。

イ　し尿処理

（ア）市町村が行う措置

市町村は、し尿を衛生的に処理するため、し尿施設の速やかな復旧を実施する。また、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努め、避難住民等の生活に支障が生じることがないよう努めるものとする。

（イ）避難施設等への仮設（簡易）トイレの設置

県は市町村の協力の下に、仮設（簡易）トイレを速やかに設置するとともに、十分な衛生管理を行うこととする。

（ウ）広域的な支援・協力

市町村は、し尿処理を実施するに当たって、収集・運搬及び処理に必要な人員、車両や処理施設が不足すると認められる場合には、県に対して支援を要請するものとする。要請を受けた県は、仮設（簡易）トイレの設置など必要な支援を実施するものとする。

２　廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理対策

県は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年３月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

ア　県は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町村からの要請に基づき、各市町村及び関係団体に広域的な応援を要請し、必要な支援活動の調整を行うものとする。

イ　県は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、他の都道府県に対し、応援の要請を行うものとする。

(2) 廃棄物処理の特例

県及び市町村は、国民保護法に基づき、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分（以下、廃棄物の処理等という。）を業として行わせることができる。

また県は、特例基準により廃棄物の処理等を行う者（以下「特例業者」という）が、特例基準に適合しない廃棄物の処理等を行った場合は、当該特例業者に対し、廃棄物の処理等の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

なお、平素から県は既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討するものとする。

３　文化財の保護

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

ア　県教育委員会は、県の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。

イ　また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、県教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

ア　県教育委員会は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。

イ　この場合において、県教育委員会は、当該教育委員会の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第１０　国民生活の安定に関する措置

県及び市町村が実施する国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

１　生活関連物資等の価格安定

(1) 県及び市町村は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行うものとする。

ア　生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施

イ　生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談体制を充実

(2) 県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令及び千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例に基づき、次に掲げる措置を実施するものとする。

ア　生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第 48 号）（以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

県は、国が買占め等防止法第２条第１項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、当該都道府県の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び当該都道府県の区域内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずるものとする。

（ア）特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査

（イ）特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示

（ウ）売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令

（エ）売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知

（オ）売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問

イ　国民生活安定緊急措置法に係る措置

県は、国が国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）第３条第１項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、当該都道府県の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び当該都道府県の区域内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずるものとする。

（ア）指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表

（イ）指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表

（ウ）（ア）及び（イ）の措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問

ウ　物価統制令に係る措置

県は、国が物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）第４条及び第７条並びに物価統制令施行令第２条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、(ア)及び(イ)の措置を講ずるものとする。

（ア）統制額を超える契約等に対する例外許可

（イ）履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可

また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施するものとする。

エ　千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例

県は、法令に基づく対応がなされる場合を除き、千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例（平成19年12月21日条例第72号）第31条に基づき特定生活必需品の指定を行い、また、同条例第 33 条に基づき特定生活必需品の買い占め又は売り惜しみをしている事業者に対し、適正な価格で売り渡すよう指導し勧告するものとする。

２　避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童・生徒等に対する教育

県及び県教育委員会は、被災した児童・生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童・生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

(2) 税の減免等

県及び市町村は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税又は市町村税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに県税又は市町村税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

県及び市町村は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努めるものとする。

(4) 生活再建資金の融資等

県及び市町村は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施するものとする。

３　生活基盤等の確保

(1) 県、市町村及び一部事務組合（水道企業団）による生活基盤等の確保

ア　水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村及び一部事務組合（水道企業団）は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとする。

イ　河川管理施設、道路及び港湾の管理者である県は、河川管理施設、道路及び港湾を適切に管理するものとする。

(2) 指定地方公共機関による生活基盤等の確保

ア　ガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとする。

イ　運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

ウ　病院その他の医療関係機関である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずるものとする。

エ　道路の管理者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、道路を適切に管理するものとする。

第１１　交通規制

県警察は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行うこととし、交通規制の実施に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

(2) 交通規制の実施

県警察は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路管理者と連携して、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たるものとする。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施を図るものする。なお、国の対策本部長により、道路の利用指針が定められた場合は、その指針を踏まえ適切に行うものとする。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

(3) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事又は県公安委員会が確認を行うものとする。

(4) 交通規制等の周知徹底

県警察及び道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(5) 緊急交通路確保のための権限等

ア　交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

イ　放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行うものとする。

ウ　運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行うものとする。

エ　障害物の除去

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとるものとする。

(6) 関係機関等との連携

県警察は、交通規制に当たっては、関係機関との密接な連携を確保するものとする。

第１２　赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

県は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等の適切な交付及び管理について、以下のとおり定める。

(1) 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

ア　赤十字標章等

（ア）標章

第一追加議定書第８条（1）に定める特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）。

（イ）信号

第一追加議定書第８条（m）に定める特殊信号（医療組織又は医療用運送手段の識別のための信号又は通報。）。

（ウ）身分証明書

第一追加議定書第18条３に定める身分証明書（様式のひな型は 147 ページのとおり。）。

（エ）識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用運送手段等。

【標章】



白地に赤十字



白地に赤新月



白地に赤のライオン及び太陽

※　ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も1980年以降使用していない。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである。

イ　国際的な特殊標章等

（ア）特殊標章

第一追加議定書第 66 条３に定める特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

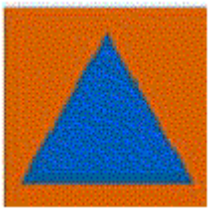
（イ）身分証明書

第一追加議定書第 66 条３に定める身分証明書（様式のひな型は 147 ページのとおり。）。

（ウ）識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等。

【特殊標章】



オレンジ色地に青の正三角形

(2) 赤十字標章等の交付及び管理

ア　知事は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付し使用させるものとする。

（ア）避難住民等の救援を行う医療機関または医療関係者

（イ）避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関または医療関係者

（(ア)及び(イ)に掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む）

イ　知事は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

（ア）医療機関である指定地方公共機関

（イ）区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

(3) 特殊標章等の交付及び管理

ア　知事又は県警察本部長は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させるものとする。

（ア）知事

- 国民保護措置に係る職務を行う県の職員
- 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

（イ）県警察本部長

- 国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員
- 県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ　知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定にもとづき、特殊標章等の使用を許可する。

(4) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

県は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努めるものとする。

（自衛隊の衛生要員等以外の医療関係者用の身分証明書のひな型）

表面

（この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白）

身分証明書
IDENTITY CARD

自衛隊の衛生要員等以外の 常時の / 臨時の 医療関係者用
PERMANENT / TEMPORARY
for civilian medical personnel

氏名/Name

生年月日/Date of birth

この証明書の所持者は、次の資格において、１９４９年８月１２日のジュネーヴ諸条約及び１９４９年８月１２日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）によって保護される。
The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as

交付等の年月日/Date of issue　　証明書番号/No. of card

許可権者の署名/Signature of issuing authority

有効期間の満了日/Date of expiry

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair

その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:

血液型/Blood type

所持者の写真
/PHOTO OF HOLDER

印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder

（日本工業規格Ａ７（横７４ミリメートル、縦１０５ミリメートル））

（国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型）

表面

（この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白）

身分証明書
IDENTITY CARD

国民保護措置に係る職務等を行う者用
for civil defence personnel

氏名/Name

生年月日/Date of birth

この証明書の所持者は、次の資格において、１９４９年８月１２日のジュネーヴ諸条約及び１９４９年８月１２日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）によって保護される。
The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as

交付等の年月日/Date of issue　　証明書番号/No. of card

許可権者の署名/Signature of issuing authority

有効期間の満了日/Date of expiry

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair

その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:

血液型/Blood type

所持者の写真
/PHOTO OF HOLDER

印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder

（日本工業規格Ａ７（横７４ミリメートル、縦１０５ミリメートル））

第３編　緊急対処事態への備えと対処

第１章　総論

第１　基本的考え方

県は、武力攻撃に準じる大規模テロ等の緊急対処事態においても、国民保護措置に準じて適切に緊急対処保護措置を講じ、対処する必要がある。そのための平素からの備えと対処について基本的な考え方を以下のとおり定める。

県は、武力攻撃に準じる大規模テロ等の緊急対処事態においては、基本指針を踏まえれば、警報の通知及び伝達を除き武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処に準じて緊急対処保護措置を行うこととなる。

一方、今日の安全保障環境に係る国の見解は、従来のような国家間における軍事的対立を中心とした問題のみならず、米国の９．１１テロにみられるとおり、国際テロ組織などの非国家主体が重大な脅威であるとしている。

このため本編では、近年高まってきている大規模テロの脅威が我が国にも及んでいる現状、並びに、緊急対処事態においては、発生当初は災害と区別できないことや発生した事態に対して多様な対応が考えられるため、より詳細に記述することとする。

第２　事態想定ごとの被害概要

緊急対処事態に係る事態想定ごとの被害概要は、以下のとおりである。

１　攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事　態　例	被　害　の　概　要
石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。
危険物積載船への攻撃	・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じる。
ダムの破壊	・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。
近隣県の原子力事業所等の破壊	・大量の放射性物質が放出され、周辺住民が被ばくする。 ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事　態　例	被　害　の　概　要
大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破	・大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われたとき、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊したときには人的被害は多大なものとなる。
列車等の爆破	
政治経済活動の中枢※に対する攻撃 ※県庁、議会、金融市場、交通施設、空港、トンネル、電力施設、通信施設等	・施設等の破壊等により、政治行政や社会経済活動に支障が生じる。 ・行政機能の低下により事態対処の遅延が生ずる。 ・行政サービスの停止、電気・通信・交通障害、物流停滞等により国民生活が圧迫される。 ・物価、金融相場の乱高下及び対外的信用低下により経済損失が生ずる。

２　攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事　態　例	被　害　の　概　要
＜放射性物質＞ ○ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ○水源地に対する放射性物質の混入	・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎、また、放射性物質による被ばくや、汚染による被害及び不安が生じることである。 ・ダーティボムの爆発により、放射線被ばくや放射性物質による汚染が起きると、急性障害や発がんを含む晩発障害が起きることがある。 ・小型爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。まず、核爆発によって爆心地周辺においては、熱線、爆風及び中性子線やガンマ線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、被ばくや放射性物質による汚染の被害を短期間にもたらすほか、中性子線により放射化された建築物や土壌から放射線が発生したり放射性物質を含んだ降下物が風下方向に拡散し、被害範囲を拡大させる。 ・水源地に対する放射性物質の混入による被害は、放射性物質による内部被ばくや社会的不安を引き起こすことである。
＜生物剤・毒素＞ ○炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ○水源地に対する毒素等の混入	・生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ・生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既知かどうか等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 ・水源地に対する毒素等の混入による被害は、汚染による健康被害及び不安が生じることである。
＜化学剤＞ ○市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	・一般に化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がり人的被害をもたらす。

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事　態　例	被　害　の　概　要
○航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ	・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 ・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

第３　平素からの備え

緊急対処保護措置を講ずるため、武力攻撃事態に準じて平素から備えるほか、ＮＢＣテロ及び爆発物を使用したテロを念頭に必要な事項について、以下のとおり定める。

１　関係機関によるネットワーク等の構築と活用

県は、放射性物質、生物剤、化学剤等原因物質の特定・分析、影響評価、防護、多数の被害者の救急搬送、住民の避難、医療措置、除染・防疫、無害化等に関する措置を的確に行う上での知見を迅速に入手し、緊急対処保護措置の実施に必要な協力を得るため、あらかじめネットワークを構築（※１）し、アドバイザーとしての専門家又は専門機関を確保するとともに、大規模なテロ等の発生時に、迅速かつ的確に医療の提供を行うため、多数傷病者の円滑な搬送や医療機関の受け入れ体制の強化に努める。

また、県は、県警察、消防本部（局）、自衛隊、海上保安部等との危機管理・防災に係る様々な会議も活用し、関係機関との連絡体制や発生時の実動面等の強化に努めるものとする。

（※１）関係機関によるネットワークについては、以下のとおり。

（１）関係機関との連携

県は、県、千葉県警察、千葉市消防局、陸上自衛隊第一空挺団、千葉海上保安部から成る「千葉県危機管理連絡会議（平成15年９月設置）」を通じて、テロ等の発生に備えた連携強化、危機関係情報の共有等を図る。

（２）「テロ対策ネットワーク・CHIBA」（※２）による連携

県は、「テロ対策ネットワーク・CHIBA（平成28年４月設立）」を活用し、千葉県警を始め、関係行政機関、民間事業者と連携して、危機関係情報の共有、各種合同訓練の実施、連絡・通報体制の確立に努める。

（※２）千葉県警、県、千葉市などの関係行政機関やライフライン、公共交通機関、大規模集客施設などの民間事業者で構成され、官民が緊密に連携して各種テロ対策を推進している。

（３）庁内の連携

テロ等対策に関する庁内組織「千葉県テロ対策ネットワーク庁内主管課連絡会議（平成30年２月設置）」を運営し、各部局・他機関が実施するテロ対策の情報共有、テロ対策における部局横断的な連携強化を図る。

（４）訓練の実施

県は、テロ等の具体的な事例を設定し、各機関の活動方法、活動能力、活動資材を確認するため合同訓練を継続的に実施するとともに、訓練を通し、関係機関との連携強化を図る。

２　県及び市町村が管理する公共施設における警戒

県及び市町村は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発など、警戒等の措置を実施し、施設の種別等に応じた予防対策を講ずることが重要である。

３　対処マニュアル等の整備及び留意点

県は、緊急対処事態において、迅速な対応を図るため、対処マニュアルや緊急連絡体制の整備を進め、必要に応じ、県と関係機関とで共有する。

なお、既存マニュアルの修正や新規作成を行うときには、関係機関との連携による対処を必要とする以下の措置等について特に留意するものとする。

(1) 多数の被害者の救助、救急搬送、救急医療等の人命救助に関する措置
(2) 放射性物質、生物剤、化学剤等原因物質の特定・分析及び影響評価等に関する措置
(3) 放射性物質、生物剤、化学剤等の除染、防疫、無害化等に関する措置
(4) 国が想定している「現地調整所」の具体的運営や位置付け

４　石油コンビナート等特別防災区域及び成田国際空港における備え

石油コンビナート等特別防災区域及び成田国際空港における緊急対処事態への備えについては、第２編第１章第３の２に掲げる武力攻撃事態等への備えに準じて、関係機関との連携に努めるものとする。

第２章　緊急対処事態への対処

第１　事態認定前の対処

県は、武力攻撃事態と同様に、緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

そのため、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行うなど、事態認定前の対処について、以下のとおり定める。

１　初動時情報連絡体制

消防機関や市町村からの連絡その他の情報により、県の各部局等が緊急事態の発生を把握した場合は、直ちにその旨を、知事、副知事及び防災危機管理部長へ報告するとともに、他の関係部局庁へ連絡し、必要に応じ関係省庁など国の機関へ連絡する。

また、県の関係部局庁は、第一報に続き、事件の概要、経過、措置等に関する続報についても知事、副知事及び防災危機管理部長へ迅速に報告するものとする。

２　国民保護等連絡室の設置

(1) 防災危機管理部長は、感染症の異常な発生や石油コンビナート地区における石油タンク火災など国における緊急対処事態の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合においては、県として情報収集・分析を迅速に行うため、国民保護等連絡室を速やかに設置する。国民保護等連絡室は、防災危機管理部長など、事案発生時の危機管理に不可欠な少人数の要員により構成する。

なお、国民保護等連絡室は、政府において事態認定が行われたが、事案発生場所が遠隔地であるなど本県との関連度が低い場合なども同様に設置する。

(2) 国民保護等連絡室は、県警察、消防本部（局）、海上保安部、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

(3) 防災危機管理部長は、情報分析の結果、緊急対処事態に該当しないことが判明した場合は、国民保護等連絡室を廃止する。

(4) 国民保護等連絡室の組織構成図は、武力攻撃事態等の認定前の場合と同様とする。（P58 参照）

3　国民保護等緊急対策本部の設置

(1) 知事は、国における緊急対処事態の認定につながる可能性のある事案の疑いがある場合に、県民の生命、身体及び財産を保護するために必要な措置を迅速に実施する必要があるときは、緊急対策本部を速やかに設置する。

(2) 緊急対策本部の組織及び事務局編成は、武力攻撃事態等の認定前の場合と同様とする。（P60～66 参照）

(3) 知事は、被害状況や住民の退避状況の把握など必要と認めるときは、現地緊急対策本部を設置する。
　なお、緊急対策本部長や現地緊急対策本部員は、緊急対策本部員その他の職員のうちから緊急対策本部長が指名する者をもって充てる。

(4) 県は、緊急対策本部を設置したときは、直ちに事案の発生について、消防庁を経由（県警察本部長においては、警察庁を経由）して国（内閣官房）に連絡する。

(5) 緊急対策本部は、県警察、消防本部（局）、海上保安部、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

(6) 県は、緊急対策本部において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。

(7) 知事は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関や他の都道府県に対し支援を要請する。

4　緊急対処事態対策本部に移行する場合の調整

(1) 国民保護等連絡室又は緊急対策本部の廃止
　県は、国民保護等連絡室又は緊急対策本部を設置した後に国において事態認定が行われ、本県に対し緊急対処事態対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合に、直ちに県緊急対処事態対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、国民保護等連絡室又は緊急対策本部は廃止する。

(2) 災害対策本部からの移行

県が、事態を大規模事故として判断し、または、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合において、その後、国において事態認定が行われ、緊急対処事態対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合には、県は、直ちに県緊急対処事態対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。

なお、県緊急対処事態対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

５　市町村における初動連絡体制の迅速な確立

(1) 市町村長が原因不明の緊急事態発生を把握し、その態様に応じてこれに対処するため、市町村は、県に準じた対応をとるものとする。

(2) 市町村が連絡室等初動体制を整えた後、国において事態認定が行われ、市町村緊急対処事態対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合は、直ちに市町村緊急対処事態対策本部を設置するものとする。

(3) (2)の場合において、市町村緊急対処事態対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合には、必要な調整を行うものとする。

第２　県緊急対処事態対策本部の設置等

県が、緊急対処事態対策本部を設置する場合の手順等について、以下のとおり定める。

１　県緊急対処事態対策本部の設置手順

(1) 知事による県緊急対処事態対策本部の設置

知事は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）を経由して県緊急対処事態対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた場合、直ちに県緊急対処事態対策本部を設置する。

また、事前に国民保護等連絡室や緊急対策本部を設置していた場合は、県緊急対処事態対策本部に切り替えるものとする。

(2) その他設置関連項目

次の設置関連項目については、県国民保護対策本部を設置する場合と同様とする。

ア　県緊急対処事態対策本部員及び同本部職員の参集
イ　県緊急対処事態対策本部の開設
ウ　交代要員等の確保
エ　代替施設における本部機能の確保

２　その他県緊急対処事態対策本部関連事項

次の関連項目については、県国民保護対策本部を設置する場合と同様とする。

(1) 県緊急対処事態対策本部を設置すべき県の指定の要請等
(2) 県緊急対処事態対策本部の組織構成及び機能
(3) 県緊急対処事態対策本部における広報等
(4) 県現地対策本部の設置
(5) 県緊急対処事態対策本部長の権限
(6) 県緊急対処事態対策本部の廃止
(7) 通信の確保

第３　関係機関相互の連携と主な役割

緊急対処事態認定前後において、危機管理上特に重要となる初動時の関係機関相互の連携について、以下のとおり定める。

１　初動時における連携の基本モデルと主な役割

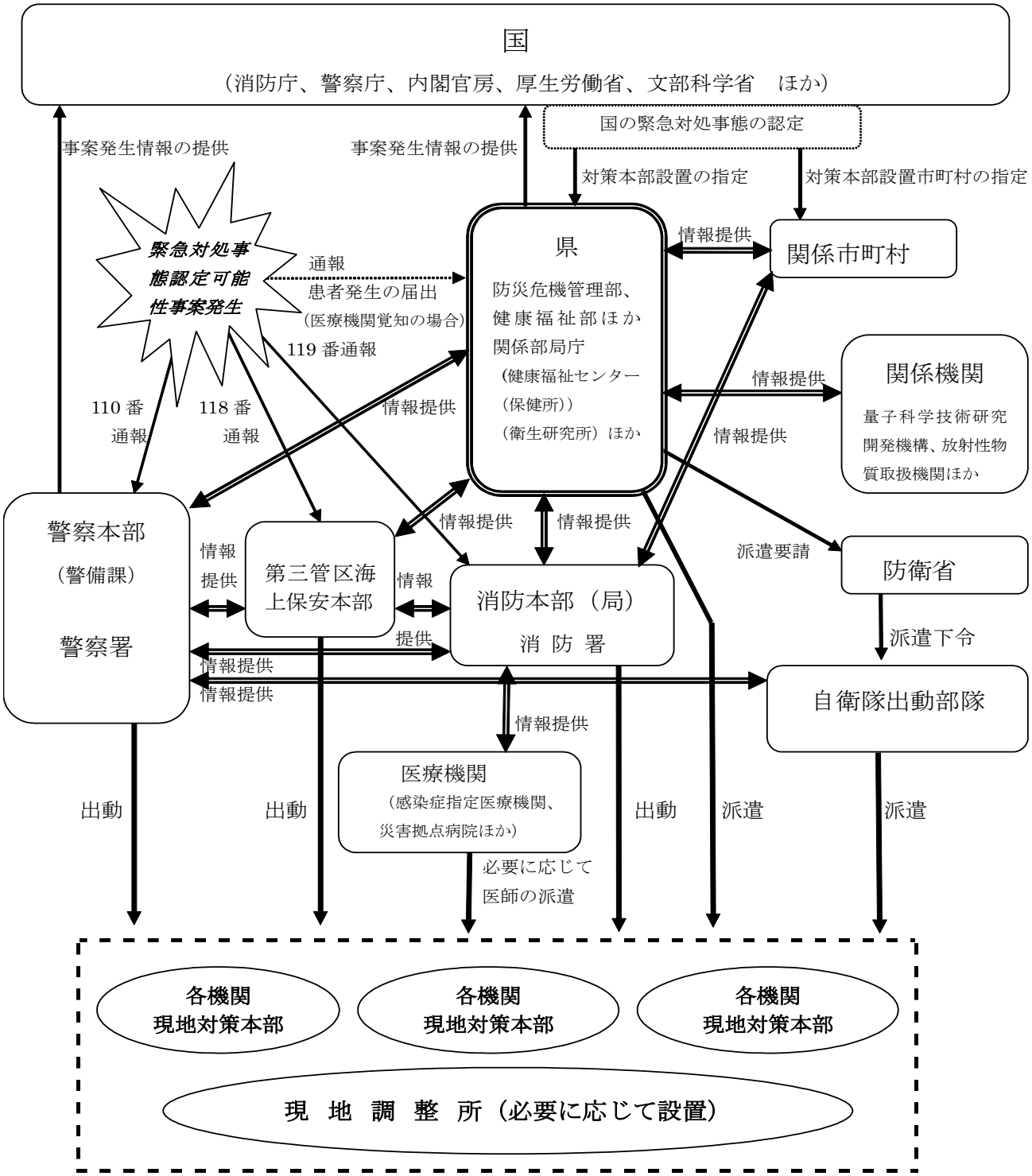
緊急対処事態認定前後における関係機関相互の連携形態は、第２編第２章第３の武力攻撃事態における連携に準じるものとするが、特に初動対応で重要となるのは、県や市町村と消防、県警察等の現地対処機関との連携である。

初動時における現地対処関係機関の主な役割は以下のとおりと想定されており、基本的な連携モデルは、次の(2)のとおり想定される。

(1) 緊急対処事態の認定につながる可能性のある事案（以下、「緊急対処事態認定可能性事案」という。）発生時の主な関係機関の役割

県	情報収集、情報提供、健康相談など
市町村	情報収集、情報提供など
警　察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、簡易検知、検体採取、原因物質の特定、避難誘導、救助、交通規制、捜査活動など
消　防	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、一次除染、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージ、二次除染など
自衛隊	捜索及び救出、除染など
第三管区海上保安本部	情報収集、情報提供、簡易検知、検体採取、救助、船舶回航指導・支援など

(2) 緊急対処事態認定前後の関係機関連携モデル



※ 「緊急対処事態」の形態は、いわゆるＮＢＣテロや爆発物を使用したテロなど様々であるが、上に示している連携モデルは、事案発生時の各関係機関との連携のイメージを総括的に図示したものである

※ 各関係機関の総合調整は、基本的には現地付近に設置される現地調整所と県庁に設置される緊急対処事態対策本部にて行う。

２　使用物質別の相互連携モデルと主な役割

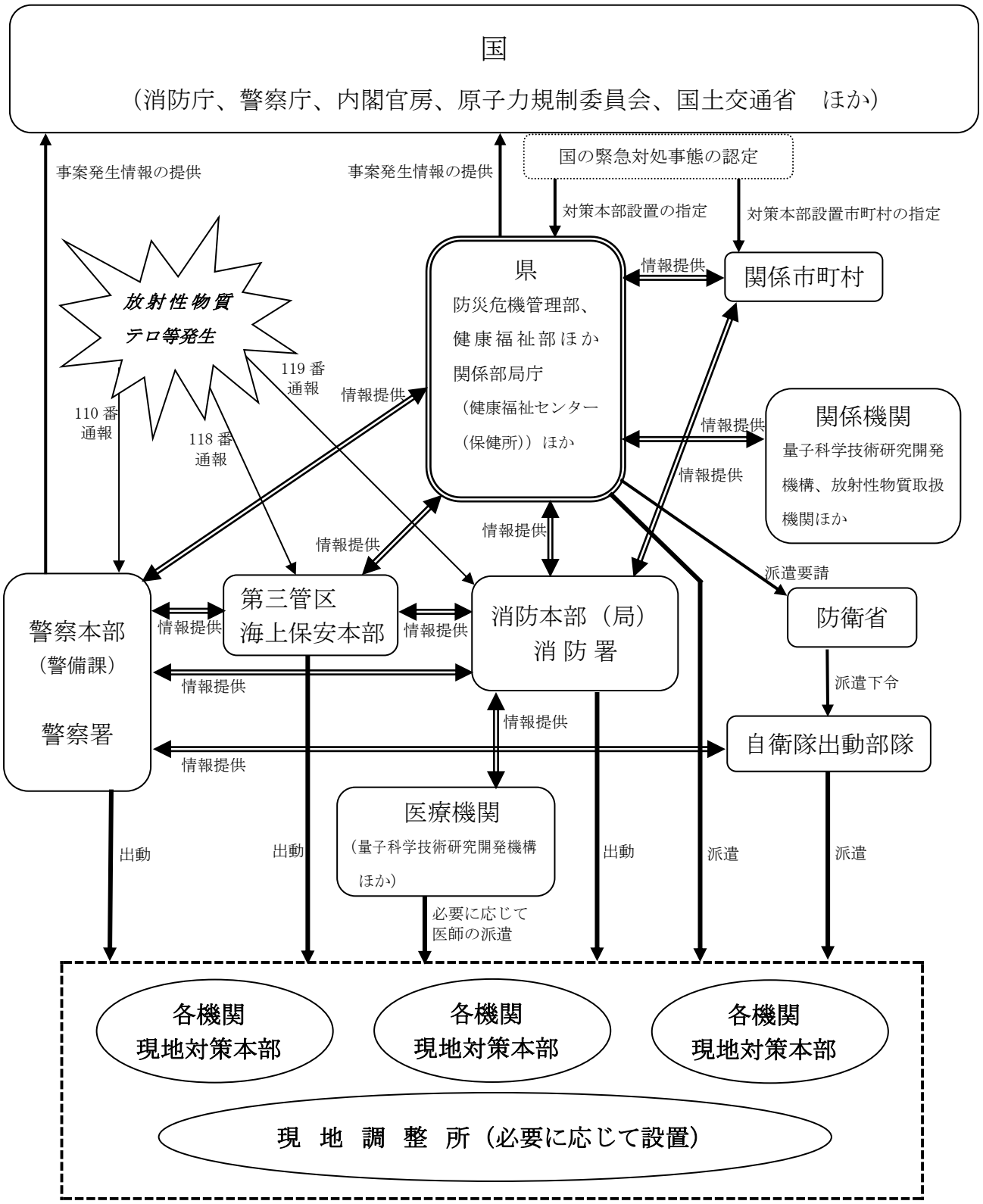
大規模テロなど緊急対処事態認定可能性事案において使用される物質は様々であり、その物質の性質類型ごとの現地対処関係機関の主な役割は以下のとおり想定されており、連携モデル及び発生時の連絡系統図は以下のとおり想定される。

(1) 放射性物質が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下、「放射性物質テロ等」という。）

ア　放射性物質テロ等発生時の主な関係機関の役割

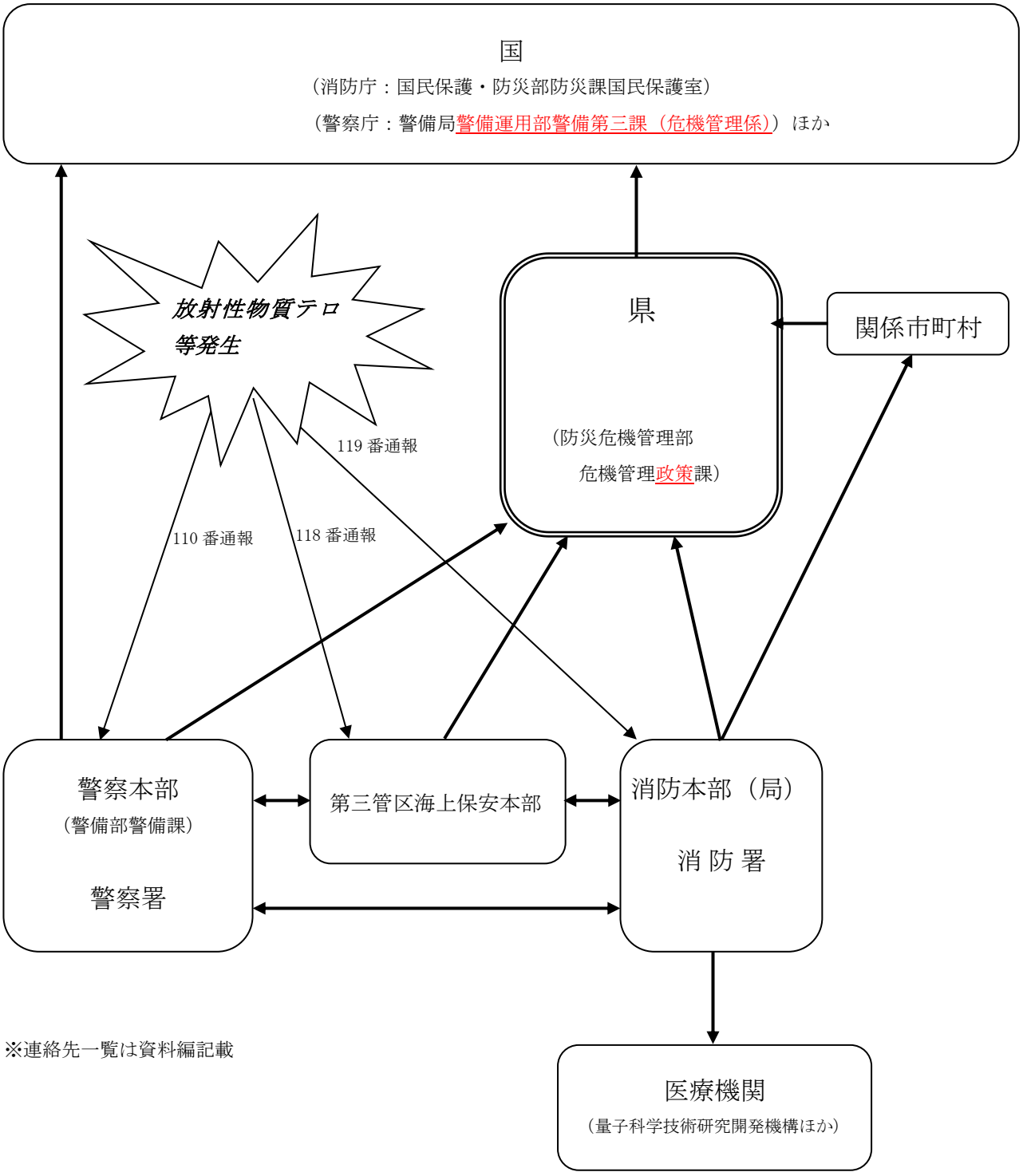
国	情報収集、情報提供、専門家の派遣、モニタリングなど
県	情報収集、情報提供、健康相談、モニタリングなど
市町村	情報収集、情報提供、避難誘導など
警　察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、避難誘導、救助、交通規制、捜査活動など
消　防	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージ、除染など
自衛隊	捜索及び救出など
第三管区海上保安本部	情報収集、情報提供、救助、船舶回航指導・支援など

イ　放射性物質テロ等発生時の関係機関連携モデル



※ 放射性物質テロの事例としては、大規模な被害が想定されるものとしては、輸送中の放射性物質の近くでトラック爆弾（大量の爆発物を積んだ大型車）を爆破させるというようなことが挙げられる。

ウ　放射性物質テロ等発生時の連絡系統図

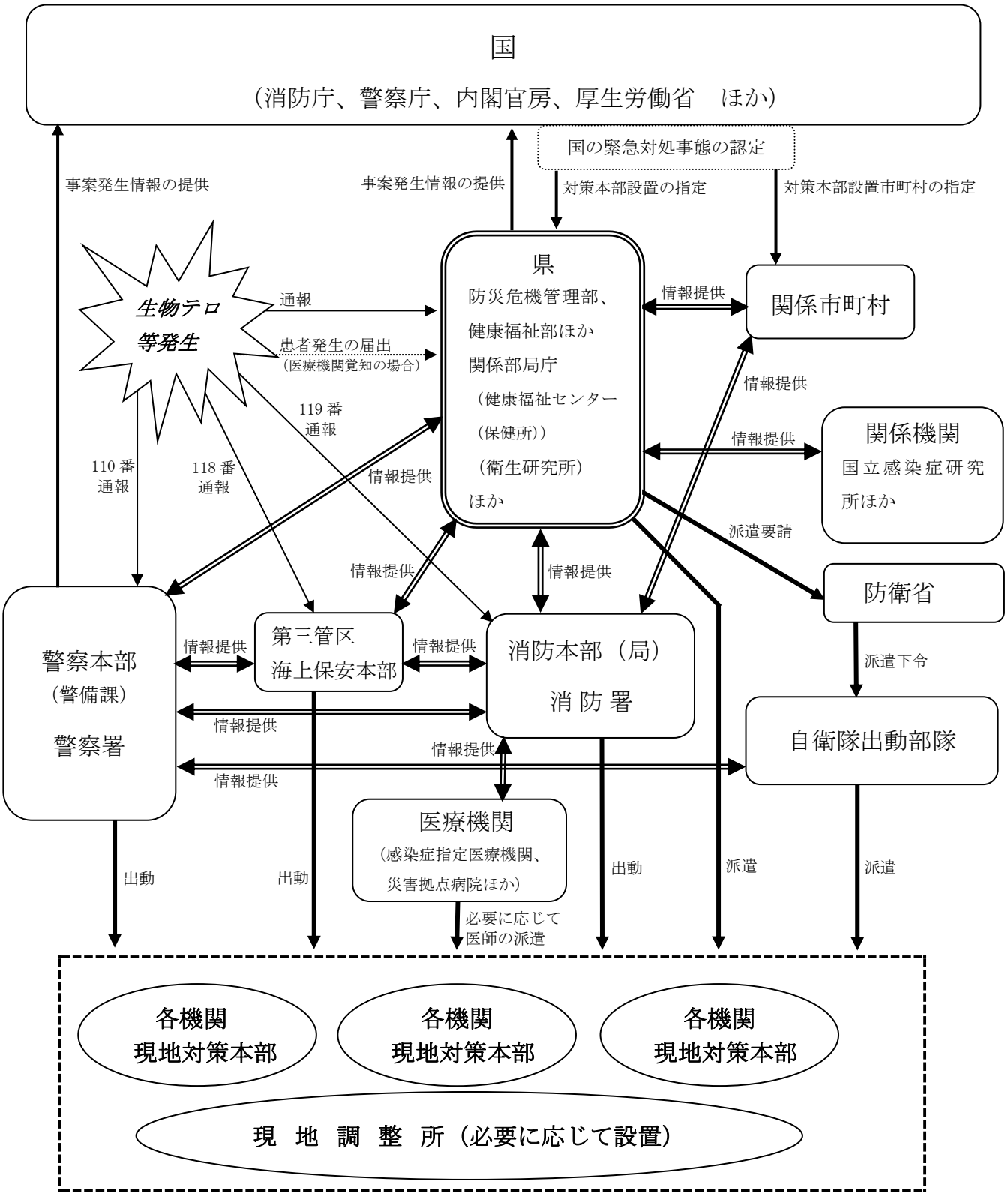


(2) 生物剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下、「生物テロ等」という。）

ア　生物テロ等発生時の主な関係機関の役割

県	情報収集、情報提供、健康相談、感染経路等の調査、生物剤の検出、ワクチン接種（医療機関と協力）、（可能な範囲で）地域・施設の除染、消毒など
市町村	情報収集、情報提供など
警　察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、避難誘導、救助、交通規制、簡易検知、検体採取、捜査活動など
消　防	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、被害者の除染（生物剤を含んだ物質を散布されたときなど）、救急搬送など
医療機関	救急医療、健康福祉センター（保健所）への届け出など
自衛隊	捜索及び救出、除染など
第三管区海上保安本部	情報収集、情報提供、簡易検知、検体採取、救急搬送、立入制限など

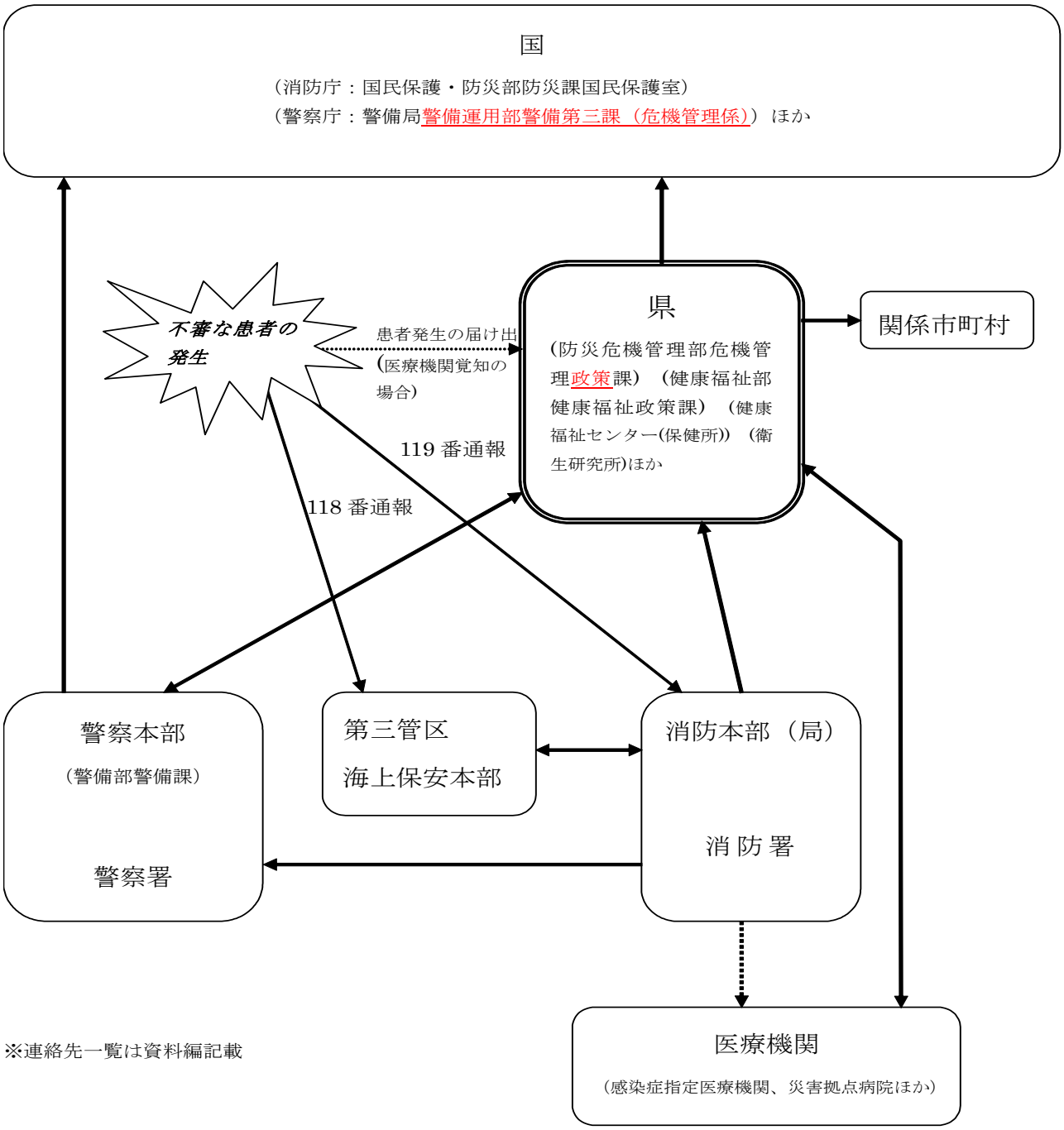
イ　生物テロ等発生時の関係機関連携モデル



※　ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であることに留意する。

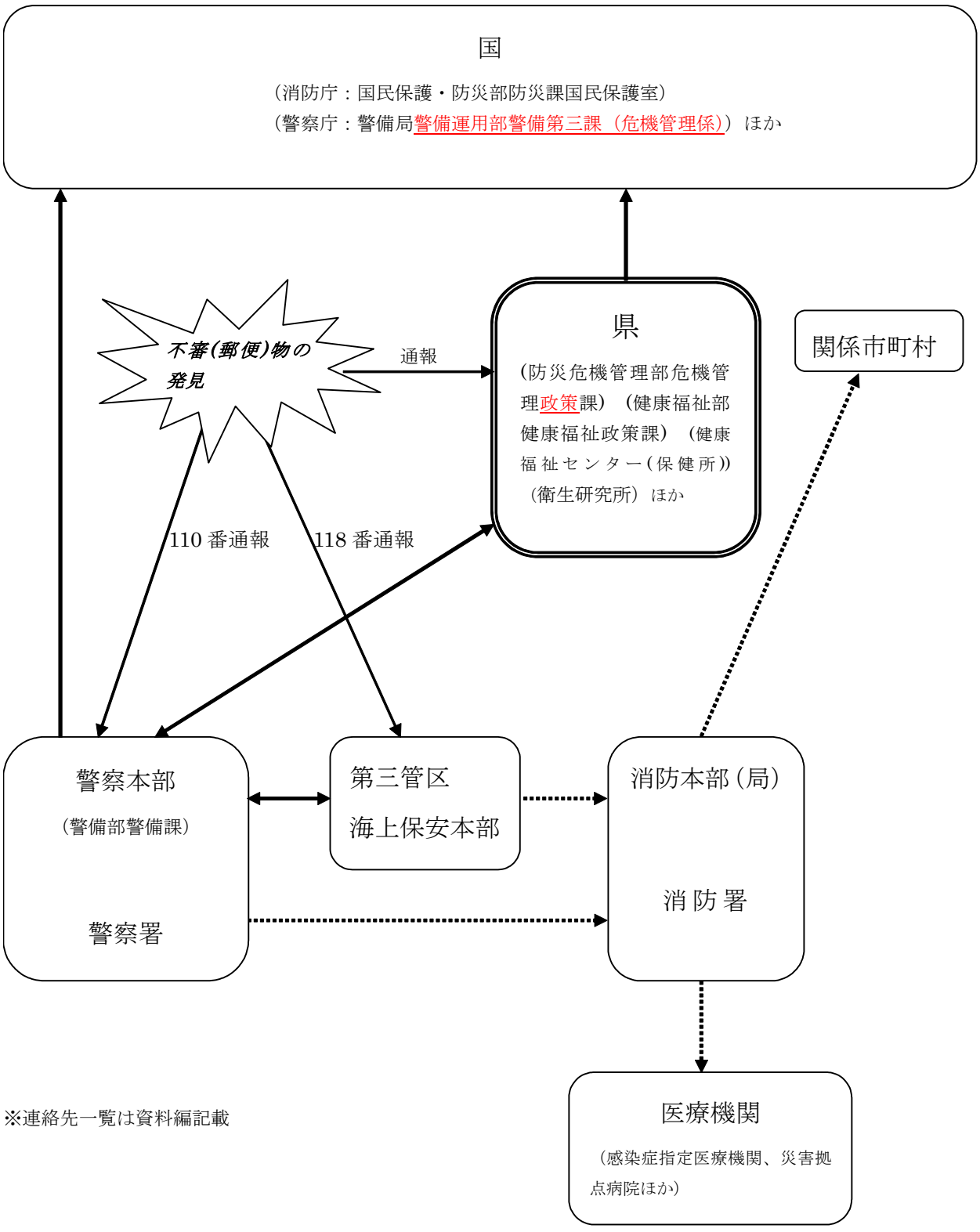
ウ　生物テロ等発生時の連絡系統図

（ア）不審な患者が発生した場合



※連絡先一覧は資料編記載

（イ）不審（郵便）物が発見された場合



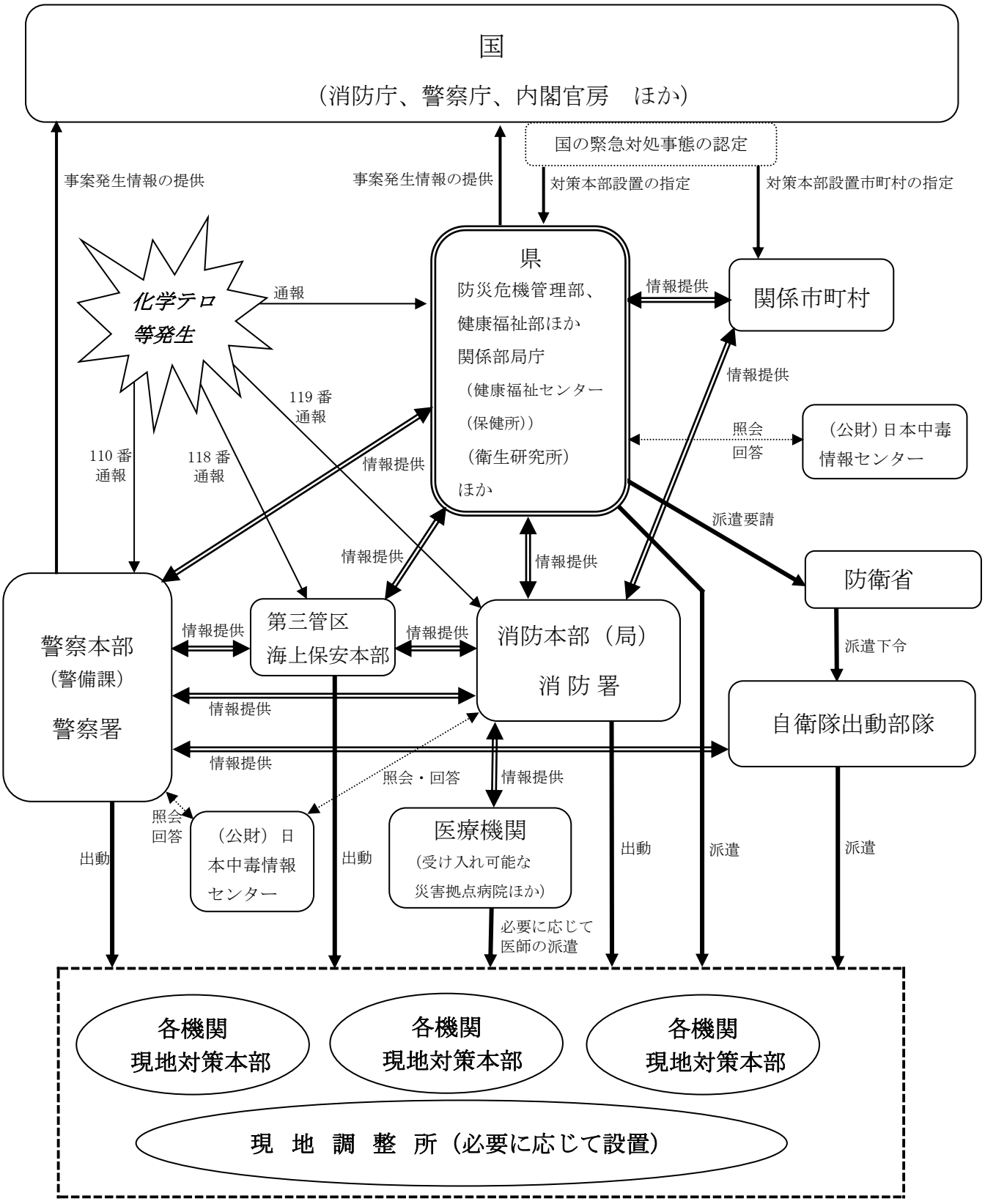
※連絡先一覧は資料編記載

(3) 化学剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下、「化学テロ等」という。）

ア　化学テロ等発生時の主な関係機関の役割

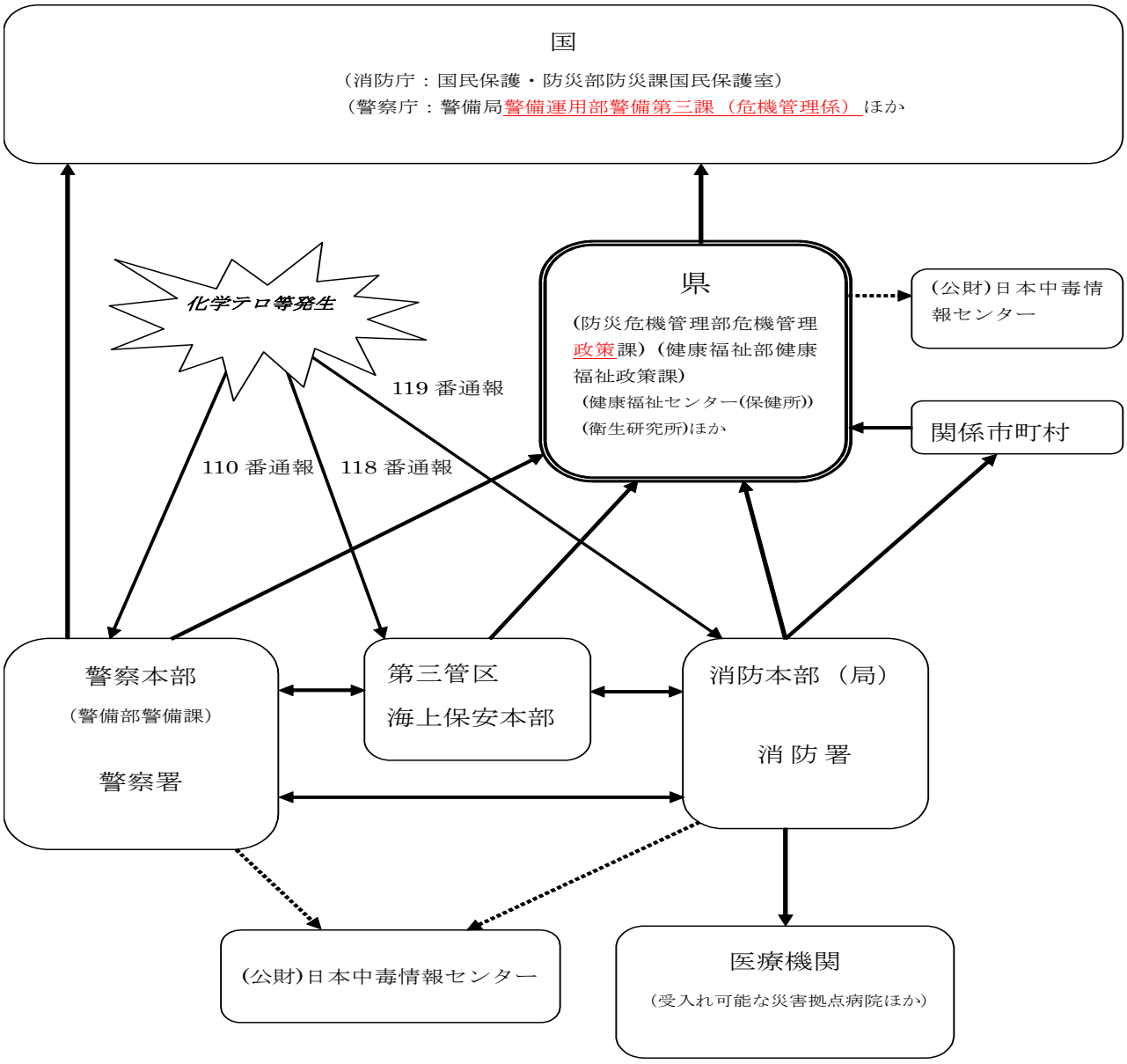
県	情報収集、情報提供、健康相談など
市町村	情報収集、情報提供など
警　察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、交通規制、簡易検知、検体採取、原因物質の特定、捜査活動など
消　防	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、立入禁止区域等の設定、被害者の一次除染、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送など
医療機関	救急医療、トリアージ、被害者の二次除染など
自衛隊	捜索及び救出、除染など
第三管区海上保安本部	情報収集、情報提供、簡易検知、検体採取、救助、船舶回航指導・支援など

イ　化学テロ等発生時の関係機関連携モデル



※　（公財）日本中毒情報センター：テロに使用された物質に関する助言を行う。（除染剤、除染方法、処理方法など）

ウ　化学テロ等発生時の連絡系統図



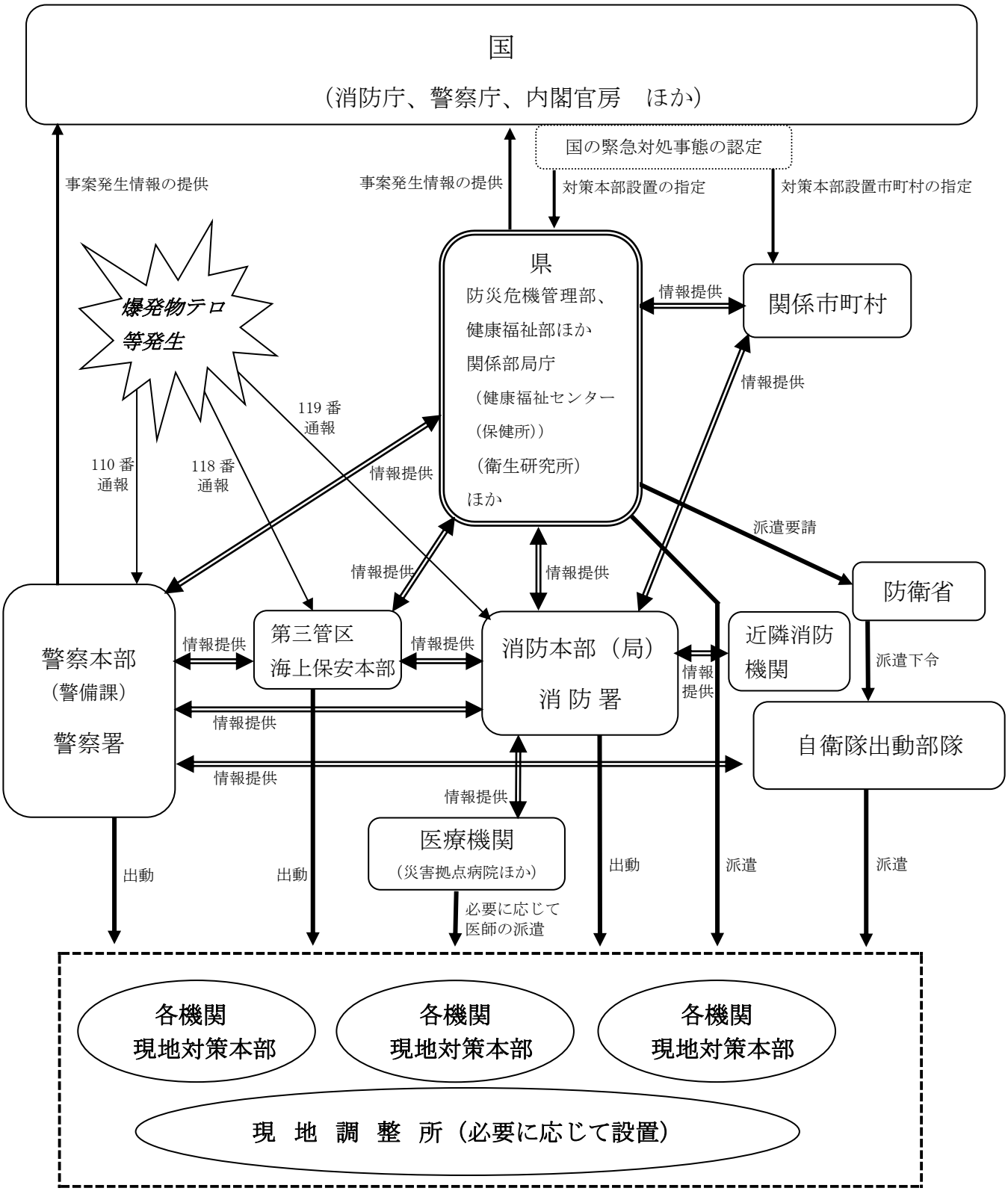
※連絡先一覧は資料編記載

(4)爆発物が使用された緊急対処事態認定可能性事案(以下、「爆発物テロ等」という。)

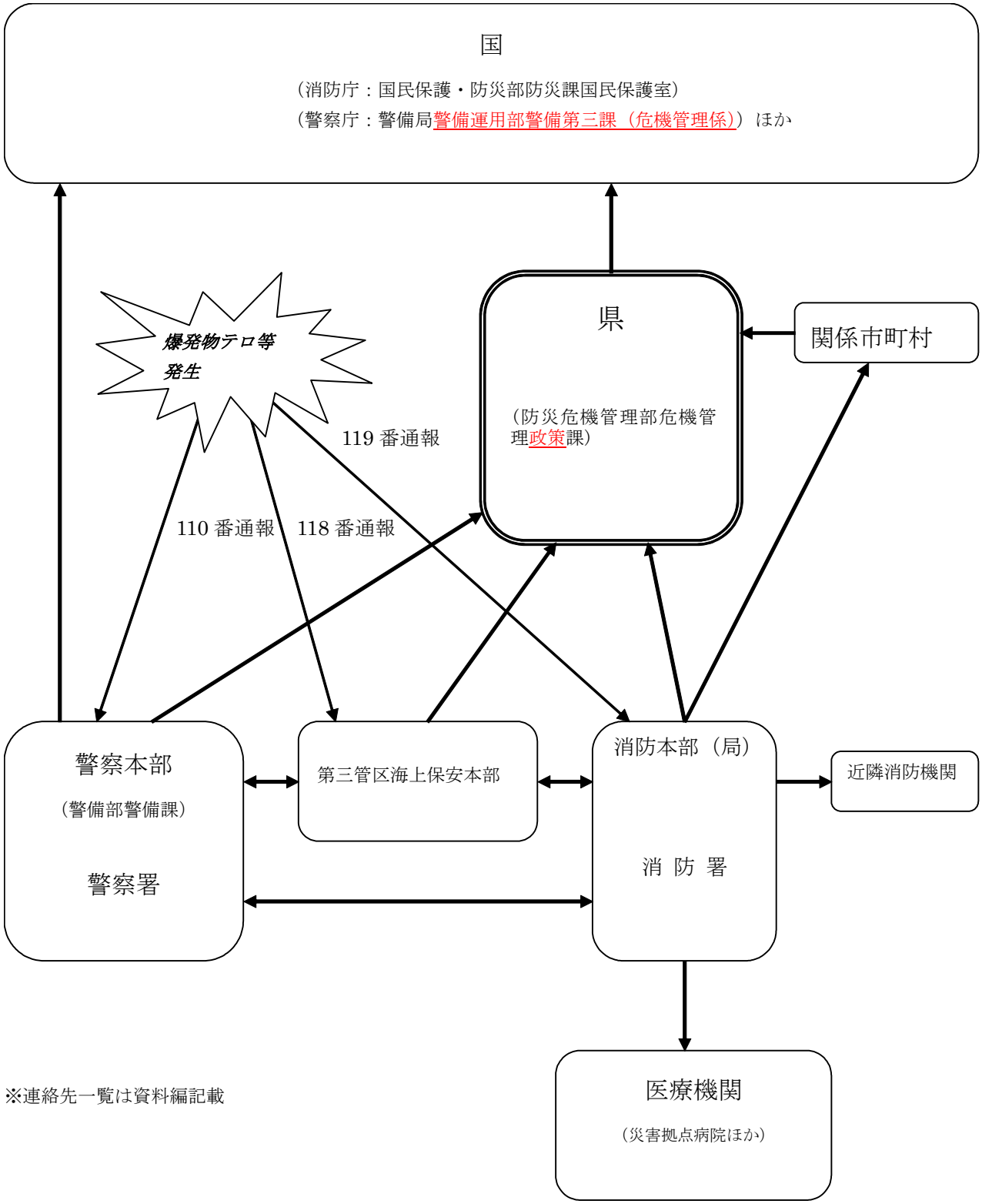
ア　爆発物テロ等発生時の主な関係機関の役割

県	情報収集、情報提供、健康相談、（自衛隊派遣要請）など
市町村	情報収集、情報提供など
警　察	情報収集、情報提供、現場の保存、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、交通規制、捜査活動など
消　防	情報収集、情報提供、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージなど
自衛隊	捜索及び救出など
第三管区海上保安本部	情報収集、情報提供、救助、救急搬送、船舶回航指導・支援など

イ　爆発物テロ等発生時の関係機関連携モデル



ウ　爆発物テロ等発生時の連絡系統図



※連絡先一覧は資料編記載

第４　緊急対処事態への対処上の留意点

緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行うこととされており、その取扱い上の留意すべき点について以下のとおり定める。

１　緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、県は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。

なお、緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

２　赤十字標章等の標章の取扱い

赤十字標章等及び特殊標章等は、国際的な武力紛争において使用されるものであることから、武力攻撃事態等における赤十字標章等の標章に関する法の規定は、国際的な武力紛争ではない緊急対処事態には準用されていないので留意する。

３　国民経済上の措置の取扱い

武力攻撃事態が長期にわたる場合を前提とした、国民経済上の措置に関する規定（生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定）は、長期にわたるものと想定していない緊急対処事態には準用されていないので留意する。

４　県内重要施設に係る緊急対処事態における災害への対処

石油コンビナート等特別防災区域及び成田国際空港に係る緊急対処事態における災害への対処については、第２編第２章第７の４に掲げる武力攻撃災害への対処に準じて行うものとする。

第４編　復旧等

第１章　応急の復旧

県、市町村及び指定地方公共機関（以下「県等」という。）は、それぞれの管理する施設及び設備について、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害（以下「武力攻撃災害等」という。）が発生したときは、応急の復旧のための必要な措置を以下のとおり講じることとする。

１　基本的考え方

(1) 県等が管理する施設及び設備の緊急点検等

県等は、武力攻撃災害等が発生した場合には、作業員の安全の確保をした上でそれぞれの管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

なお、県等は、武力攻撃災害等の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機器への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、県から総務省にその状況を連絡する。

(2) 国に対する支援要請

県は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

なお、市町村又は指定地方公共機関における支援要請は、県に対して求めるものとする。

２　ライフライン施設の応急の復旧

(1) 県等が管理するライフライン施設の応急の復旧

県等は、武力攻撃災害等が発生した場合には、それぞれが管理する上下水道、工業用水などライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市町村及び指定地方公共機関に対する支援

県は、水道、電気、ガス等のライフライン事業者である市町村及び指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握した上で、できる限り所要の措置を講ずる。

３　輸送路の確保に関する応急の復旧等

(1) 輸送路の優先的な確保のための措置

県対策本部長は、武力攻撃災害等が発生した場合には、県の区域内での広域的な避難住民や緊急物資の運送を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行う。

(2) 県等が管理する輸送施設の応急の復旧

県等は、武力攻撃災害等が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設及び港湾施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

(3) 鉄道施設等の応急の復旧

鉄道事業者である指定地方公共機関は、その管理する鉄道施設等について、速やかに被害の状況の把握に努め、その状況を県に報告するとともに、応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。

第２章　武力攻撃災害等の復旧

県等が管理する施設及び設備について、武力攻撃災害等による被害からの復旧の基本的な考え方を以下のとおり定める。

１　国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害等が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、県は、武力攻撃災害等の復旧について、国が示す方針にしたがって実施する。

２　当面の復旧についての留意事項

本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでの間、県等は、被災した施設及び設備について、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案し、迅速な復旧を目指すとともに、必要があると認めるときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧方針を定める。

なお、水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設が被害を受けた場合、県民の生活機能が著しく損なわれることに留意し、県、市町村及び指定地方公共機関は、相互に連携を図りながらこれらの施設の応急復旧が迅速に行われるよう努めるものとする。

第３章　国民保護措置等に要した費用の支弁等

県及び市町村が国民保護措置等の実施に要した費用の支弁等に関し、必要な事項を以下のとおり定める。

１　国民保護措置等に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

県は、国民保護措置及び緊急対処保護措置(以下「国民保護措置等」という。）の実施に要した費用で県が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置等の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

２　損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

県は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 実費弁償

県は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償

県は、国民保護措置等の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

３　総合調整及び指示に係る損失の補てん

県は、国民保護措置等の実施に関し、県対策本部長が市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い、又は指示をした結果、当該市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国の対策本部長の総合調整又は指示の結果、県又は指定公共機関が損失を受けたときに国が行う損失の補てんの手続等に準じて、損失の補てんを行う。

４　市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等

(1) 国に対する負担金の請求等

市町村が国民保護措置等の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、県国民保護計画に準じて定めるものとする。この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。

(2) 損失補償及び損害補償

国民保護法に基づき市町村が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県国民保護計画に準じて定めるものとする。

(3) 県が市町村の国民保護措置を代行した場合の費用の支弁

武力攻撃災害により事務の実施が困難となった市町村において、国民保護措置等が実施された場合の費用については県が支弁する。

(4) 市町村が救援の事務を行った場合の費用の支弁

法第７６条第１項の規定により救援に関する事務を市町村が行った際の費用は、県が支弁する。

なお、県が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該市町村に一時的に立て替え支弁させることができるものとする。

５　他の都道府県の応援を受けた場合の費用の支弁

県は、国民保護措置等の実施において他の都道府県知事等の応援を受けた際は、当該応援に要した費用を支弁するものとする。

なお、当該応援を受けて費用を支弁するいとまがないときは、応援をした都道府県知事等に費用の一時立て替え支弁を求めるものとする。

千 葉 県 国 民 保 護 計 画

平成１８年　１月２１日作成（平成１８年１月２１日閣議決定）
平成２０年　４月　１日変更（法で定める軽微な修正）
平成２１年　３月１７日変更（平成２１年３月１７日閣議決定）
平成２３年１２月２７日変更（法で定める軽微な修正）
平成２５年１２月２７日変更（法で定める軽微な修正）
平成２６年１１月１４日変更（平成２６年１１月１４日閣議決定）
平成３０年１２月２８日変更（平成３０年１２月２１日閣議決定）
令和　　年　　月　　日変更（令和　　年　　月　　日閣議決定）

編集発行　　千葉県防災危機管理部危機管理政策課